

富山市こども計画

～子ども・若者施策と子育て施策についての計画～



みんなニッコリ

育さぽとやま

令和7年3月

富山市

ごあいさつ

近年、少子化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、貧困や虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く問題は複雑化しています。

令和5年4月にこども基本法が施行され、国においては、新たに創設されたこども家庭庁のもと「こどもまんなか社会」の実現に向けた様々な取組が進められています。



このような中、本市では、子ども・若者施策と子育て施策を推進するため、「第2期富山市子ども・子育て支援事業計画」を継承し、新たに「子ども・若者計画」を含めた「富山市こども計画」を策定いたしました。

今後、この計画の基本理念にあります「すべての子ども・若者の生きる権利と豊かな育ちが尊重される環境づくり」と「子育てに喜びや生きがいを感じる生活を社会全体が応援する環境づくり」の実現に向け施策を推進してまいりますので、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次代を担う子どもたちが個性豊かに、一人ひとりが尊重され、ひとしく健やかに育つことができるよう、子ども・若者、子育て中の方々を社会全体で支え、応援していきましょう。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「富山市子ども・子育て会議（富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）」委員の皆様をはじめ、計画策定に先立って実施した調査にご協力をいただきました市民の皆様、子ども・子育て支援に携わる関係機関の皆様、そして、いろいろな声を聴かせていただきました子どもたちに対しまして、ここに厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

富山市長 藤井 裕久

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	3
(1) 計画の位置付け	3
(2) SDGsの推進	4
3 計画の期間	5

第2章 子ども・若者と子育てを取り巻く現状と課題

1 子ども・若者の状況	6
(1) 人口	6
(2) 児童生徒（小・中学生、高校生）数	7
(3) 不登校児童生徒（小・中学生）数	8
(4) 小・中学校におけるいじめ認知件数	8
(5) 児童生徒（小・中学生）の放課後の居場所	9
(6) 児童生徒（小・中学生）の「ホッとできる居場所」の有無	10
(7) 児童生徒（小・中学生）の困りごとの相談相手	11
(8) 障害児通所支援の支給決定者数	12
(9) 在宅の医療的ケアを必要とする児童の状況	12
(10) 児童生徒の家庭における家事の実施状況	13
(11) 高校卒業後の進路	15
(12) 若者の定住意向	15
(13) 子ども・若者からの意見	16
(14) 課題の整理	19
2 子育て世帯の状況	20
(1) 出生数等	20
(2) 世帯数等	21
(3) 子育て世帯の世帯収入の状況	22
(4) 家庭での子育ての状況	23
(5) 育児休業の取得状況	24
(6) 子育て支援のニーズ	25
(7) 保育施設の利用状況	26
(8) 定期的な教育・保育事業の利用	26
(9) 子育て支援事業の利用	30
(10) 病児・病後児保育事業の利用	31
(11) 不定期な教育・保育事業や宿泊を伴う保育事業の利用	32

(12) 放課後児童健全育成事業の状況	34
(13) 小学校低学年の平日の放課後の過ごし方の希望	35
(14) 児童虐待相談対応件数	36
(15) 子育てに関する相談相手	37
(16) 子育ての充実感	38
(17) 課題の整理	39
3 「子ども・子育て支援事業」等の実施状況	40

第3章 基本的な考え方

1 基本理念	42
2 基本目標	43

第4章 子ども・若者施策と子育て施策の展開

基本目標Ⅰ 「こどもまんなか社会」の実現	50
基本目標Ⅱ 子ども・若者が権利の主体であることの共有	52
基本目標Ⅲ 子どもが健やかに育つ環境づくり	55
基本目標Ⅳ 若者が自分らしく社会生活を送るための環境づくり	64
基本目標Ⅴ 子育て家庭への支援	67
基本目標Ⅵ 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援	72

第5章 子ども・子育て支援事業の円滑な実施

1 制度改正と事業体系	77
(1) 制度の改正	77
(2) 事業の体系	79
2 教育・保育提供区域の設定	81
3 事業の量の見込みと確保策	82
(1) 事業の量の見込みの算出方法	82
(2) 子ども人口の推計	83
(3) 教育・保育事業の見込量と確保方策	84
(4) 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保に向けた基本的な考え方	97
(5) 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策	100

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制	125
(1) 総合的な推進体制	125
(2) 「こどもまんなか」の推進体制	125

2	進捗管理	126
(1)	進捗の把握と共有	126
(2)	計画や施策の見直し	126
(3)	こども・子育て支援推進施設の整備等	127

資料編

1	計画策定の経過	129
2	富山市子ども・子育て会議（富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）	130
3	富山市こども計画策定委員会	131
4	計画策定にかかる調査の概要	132
5	用語解説	133

○ こどもまんなか推進ロゴマーク【みんなニッコリ】について

より多くの人に子どもや子育てを応援する気持ちをもってもらい、子どもや子育てにやさしい取組が広がっていくよう、「こどもまんなか」をPRするため、富山市がつくったロゴマークです。

「ます寿し」をモチーフにし、12色のカラーは、健やかに育つ子どもの多様性（いろいろな考えや個性があること）を表しています。

「みんなニッコリ」には、子どもたち“みんな”がそれぞれの個性を生かし、笑顔でかがやいてほしいという願いを込めています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成26年度に「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき「富山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「第2期富山市子ども・子育て支援事業計画」では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」も踏まえ、令和6年度まで2期10年間にわたり各種事業の展開を図ってきました。

しかしながら、全国的な状況と同様、少子化の流れを変えるには至っていません。子育てにおいては、支援のさらなる充実に加え、経済的な不安定さ、仕事と家庭の両立の難しさなどから生ずる不安や負担の解消が課題となっています。また、子どもにおいては、そうした状況等を背景とした貧困や虐待のほか、ヤングケアラーなどの制度の狭間にある問題、学校等でのいじめや不適切な指導などから子どもを守る権利擁護が重要な課題となっています。とりわけ、これから生まれてくる子どもや今を生きる子どもたち、さらに、これからの子育て当事者となり得る若い世代の人たち（以下、概ね30歳未満の人たちを広く捉える場合、「子ども・若者」といいます。）が、将来に夢や希望を抱き、心身ともに健やかに過ごすことのできるまちづくりを進めていくことが、少子化の流れを変えていくきっかけになります。

こうした状況を踏まえ、国において各種法律・制度の整備が進められる中、令和4年6月に「こども基本法」が制定され、令和5年12月には「こどもまんなか社会」を掲げた「こども大綱」が決定されました。「こどもまんなか社会」とは、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」とされています。市町村には、こうした社会の実現に向けた「こども大綱」や「都道府県こども計画」を踏まえた計画策定が求められています。

そのため、これまで各種事業の展開を図ってきた「富山市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎつつ、「こども大綱」や「富山県こども計画」を踏まえ、本市における子ども・若者施策及び子育て施策を総合的、計画的に推進するため、「富山市こども計画」を策定し、「こどもまんなか社会」の実現を図ります。

図表1-1 直近5年間の主な法整備等の状況

年 月	動 向
令和3月6月	・「育児・介護休業法」等の一部改正 →産後パパ育休（出生時育児休業）の創設や育児休業の分割取得など、育児休業を取得しやすい環境整備が図られる。
令和4月6月	・「児童福祉法」等の一部改正 →市町村における「こども家庭センター」の設置のほか、子育て家庭への支援、児童発達支援等の充実が図られる。 ・「こども基本法」の制定 →市町村において、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされる。
令和5年12月	・「こども大綱」の決定 →「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策の基本的な方針等が定められる。 ※「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく大綱を包含
令和6年5月	・「次世代育成支援対策推進法」等の一部改正 →次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間（令和17年3月31日まで）延長される。 ・「育児・介護休業法」等の一部改正（令和7年4月1日から段階的に施行） →柔軟な働き方を実現するための措置等が事業者の義務となり、育児のためのテレワークの導入が努力義務化される。
令和6年6月	・「子ども・子育て支援法」等の一部改正 →「こども誰でも通園制度」の創設など、子ども・子育て世帯を対象とする支援が拡充される。 →あわせて、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者として「ヤングケアラー」が明記される。 ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正 →法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、「子どもの貧困対策」から「こどもの貧困の解消に向けた対策」へと取組が強化される。

2 計画の性格

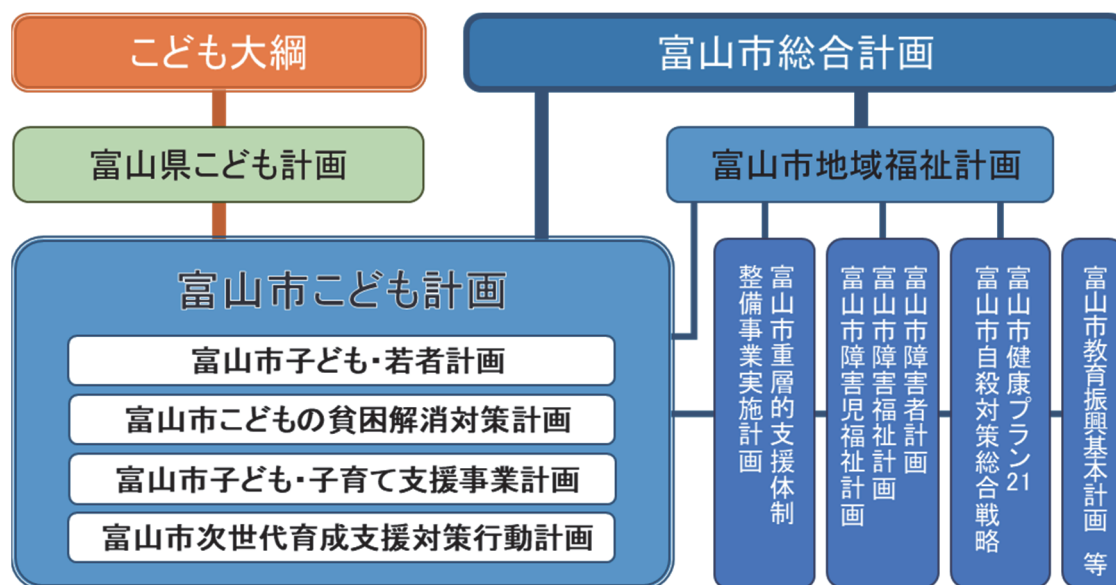
(1) 計画の位置付け

この計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」です。

本市においては、この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」を含み、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」と一体的に策定、推進します。

なお、この計画は、「こども大綱」や「富山県こども計画」を勘案し、富山市総合計画を上位計画とし、地域福祉計画をはじめ、重層的支援体制整備事業実施計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、教育振興基本計画などの本市の関連計画と整合や連携を図り、策定、推進します。

図表1-2 計画の位置付け



※この計画において、「富山市こどもの貧困解消対策計画」は「第2期富山市こどもの貧困解消対策計画」、「富山市子ども・子育て支援事業計画」は「第3期富山市子ども・子育て支援事業計画」となります。

(2) SDGsの推進

本市は、「SDGs未来都市」として、様々な行政計画にSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））の考え方を取り入れ、誰一人取り残さないまちづくりを推進しています。SDGsは、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された令和12年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

この計画は、このうち、子ども・若者と子育てに関するすべての課題の解決に資するものです。

図表1-3 SDGsにおける17のゴール



3

計画の期間

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」の期間は、5年と定められています。

したがって、この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
なお、国の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じて、計画の見直しを行います。

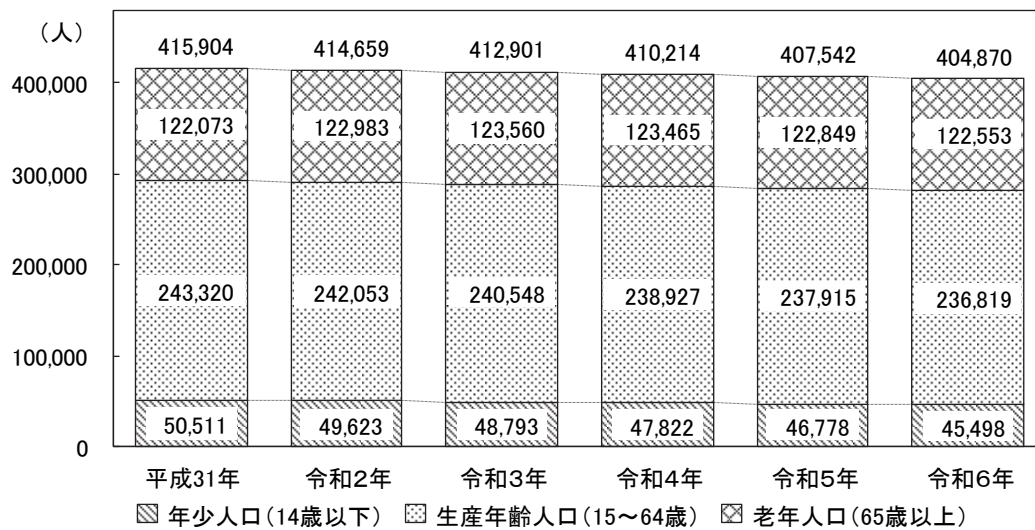
第2章 子ども・若者と子育てを取り巻く現状と課題

1 子ども・若者の状況

(1) 人口

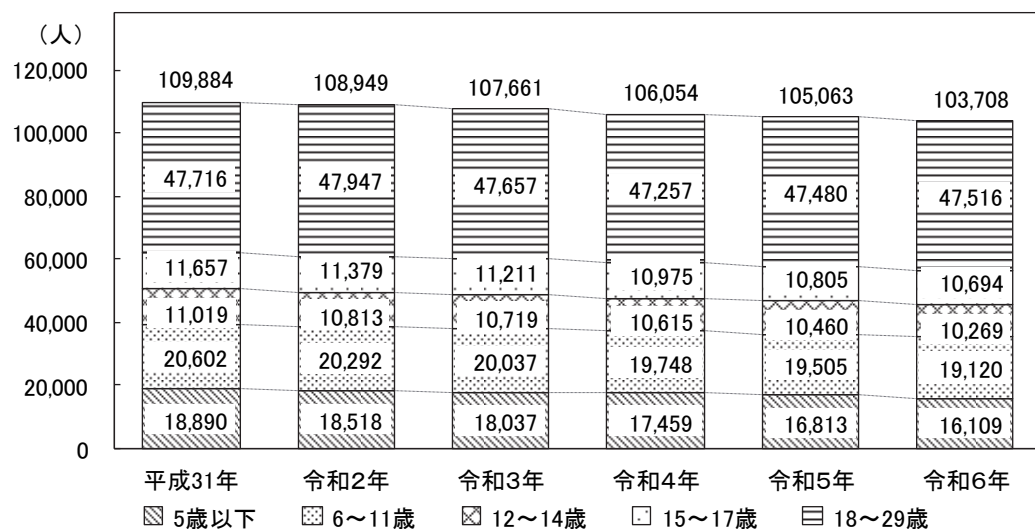
本市の総人口は、令和6年3月31日現在、404,870人と、減少傾向にあります。

図表2-1 総人口の推移（各年3月31日現在）



このうち、14歳以下の人口は45,498人、15歳以上29歳以下の人口は58,210人と、子ども・若者の人口も減少傾向にあります。

図表2-2 子ども・若者人口の推移（各年3月31日現在）

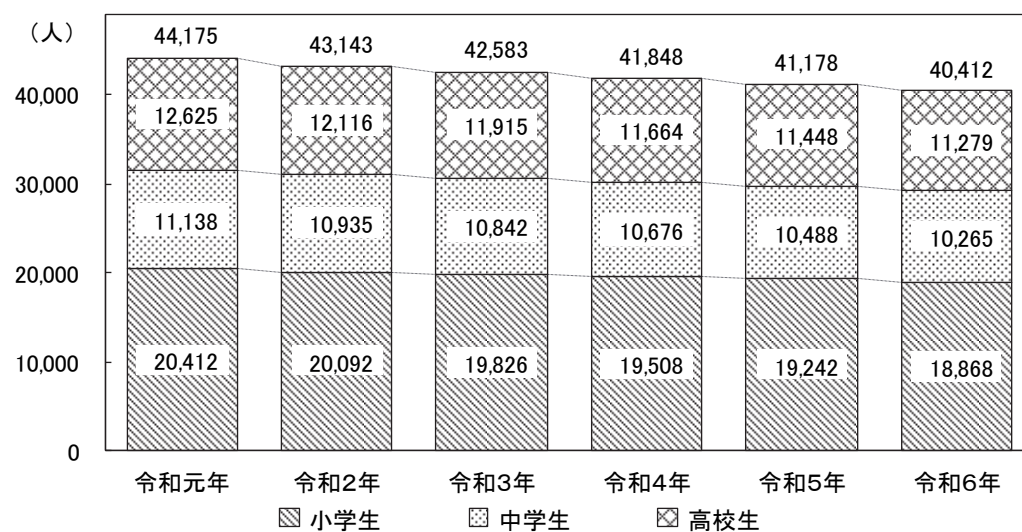


出典：図表2-1・2「富山市住民基本台帳」

(2) 児童生徒（小・中学生、高校生）数

令和6年5月1日現在、市内に、小学校が64校1分校（うち国立1校）あり在籍児童数は18,868人、中学校が27校1分校（うち国立1校、私立1校）あり在籍生徒数は10,265人、高等学校（全日制・定時制）が19校（うち私立6校）あり在籍生徒数（専攻科を除く）は11,279人となっています。いずれも減少が続いています。

図表2-3 児童生徒（小・中学生、高校生）数の推移（各年5月1日現在）

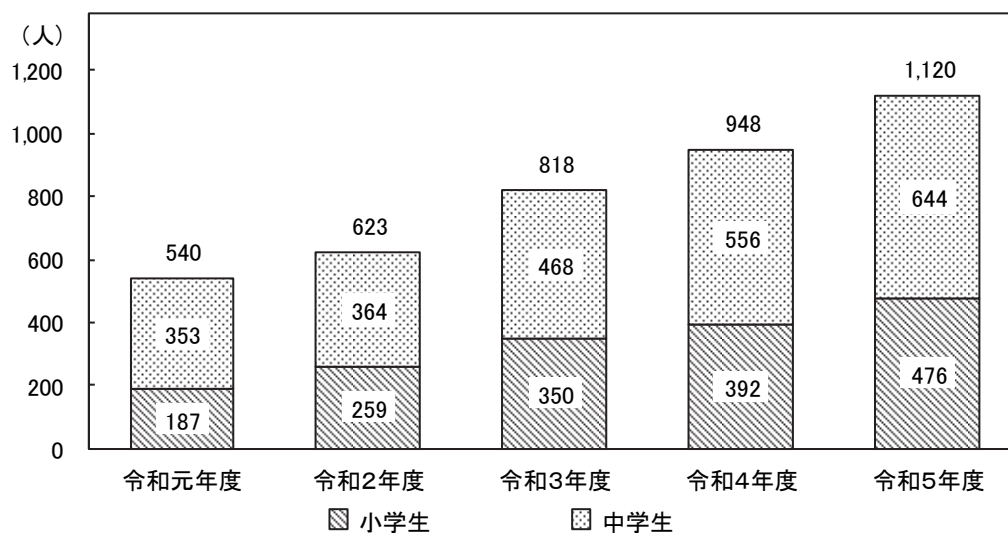


出典：「学校基本調査」（文部科学省）

(3) 不登校児童生徒（小・中学生）数

本市の年間30日以上欠席した不登校児童生徒数は、令和5年度で小学生が476人、中学生が644人と、いずれも増加傾向にあります。

図表2-4 不登校児童生徒数の推移

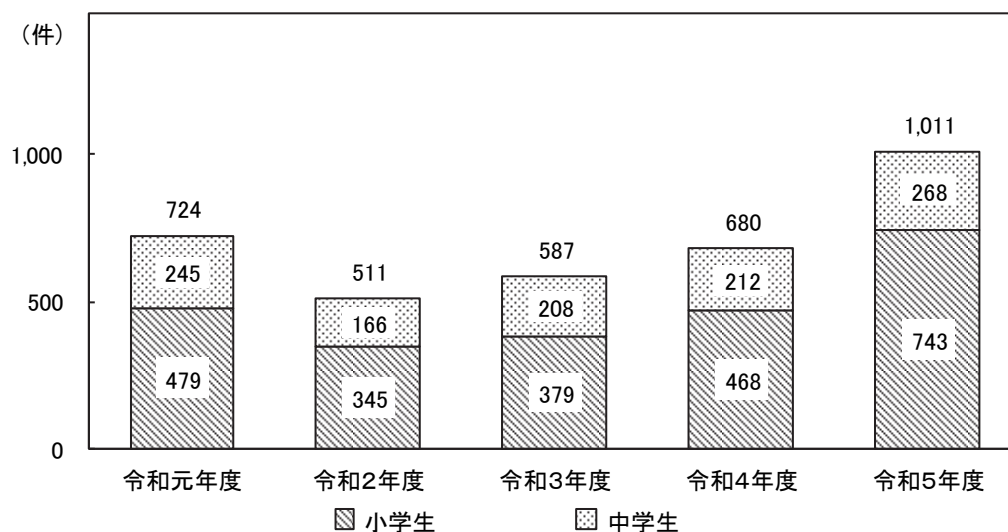


出典：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

(4) 小・中学校におけるいじめ認知件数

本市のいじめ認知件数は、令和5年度で小学校が743件、中学校が268件となっています。令和3年度以降は、増加しています。

図表2-5 いじめ認知件数の推移



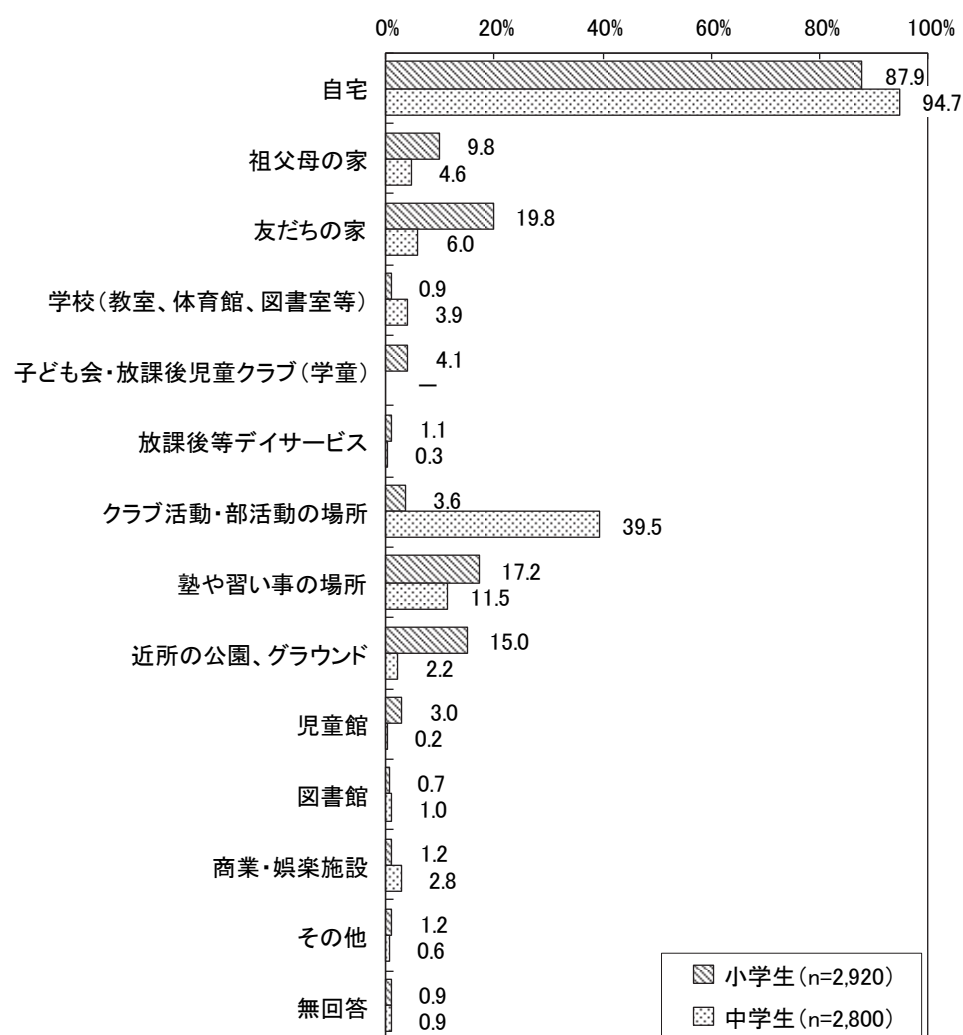
出典：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

(5) 児童生徒（小・中学生）の放課後の居場所

小学生（5年生）の放課後の居場所としては、「自宅」（87.9%）を除くと、「友だちの家」（19.8%）、「塾や習い事」（17.2%）、「近所の公園・グラウンド」（15.0%）の順となっています。

中学生（2年生）の放課後の居場所としては、「自宅」（94.7%）を除くと、「クラブ活動・部活動」（39.5%）が高く、次いで、「塾や習い事」（11.5%）の順となっています。

図表2-6 学校が終わってからどこで過ごすことが多いか（複数回答）

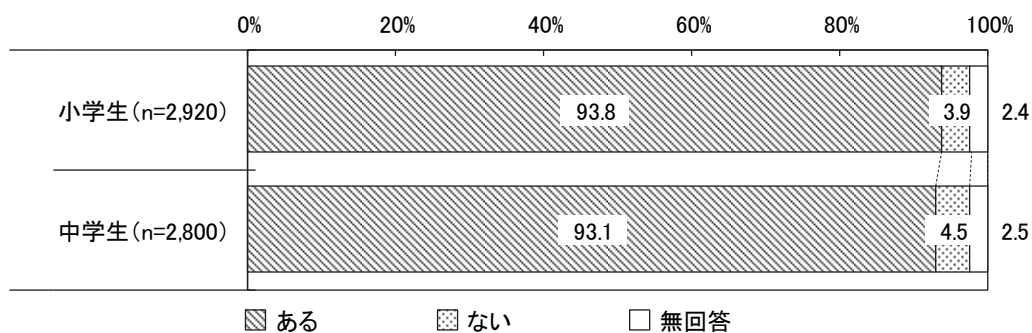


出典：「富山市子どもの生活実態調査」（令和5年度）

(6) 児童生徒（小・中学生）の「ホッとできる居場所」の有無

「ホッとできる居場所」の有無については、小学生（5年生）、中学生（2年生）とも「ある」が90%以上を占めていますが、「ない」は小学生（5年生）で3.9%、中学生（2年生）で4.5%となっています。

図表2-7 「ホッとできる居場所」はあるか

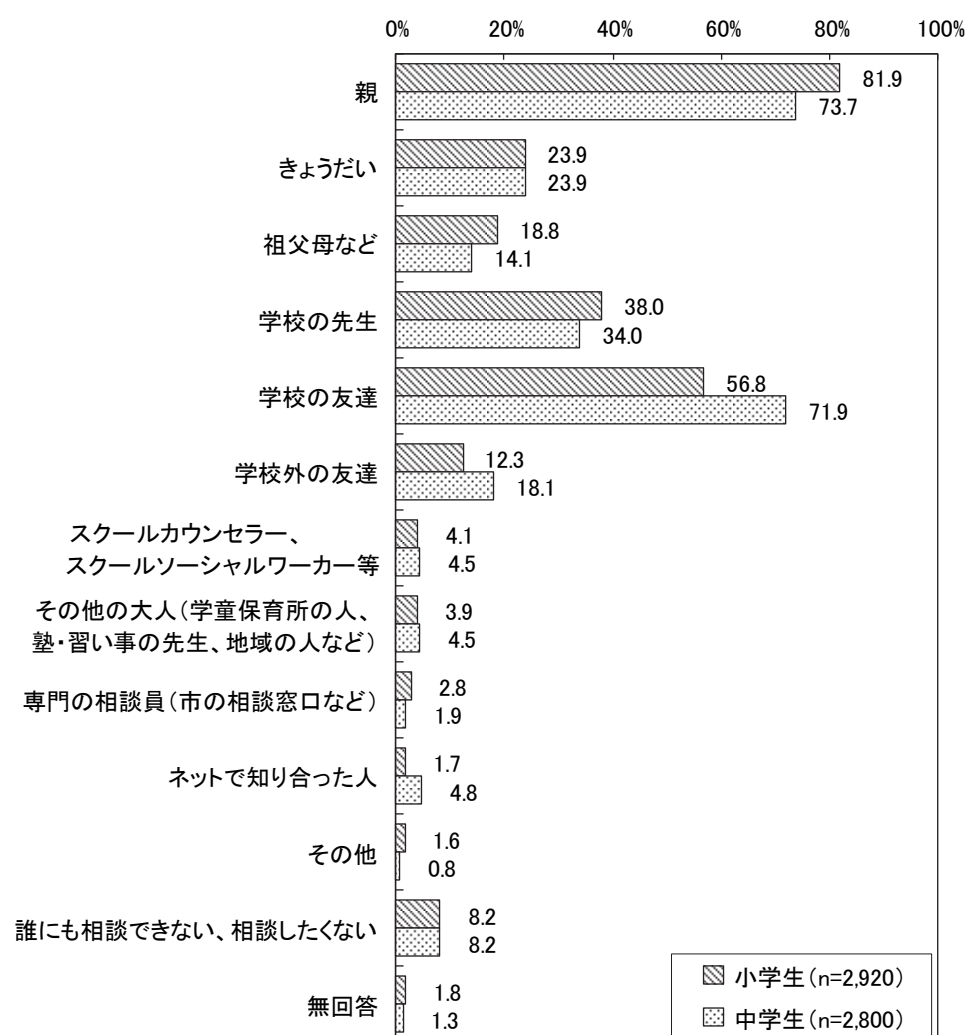


出典：「富山市子どもの生活実態調査」（令和5年度）

(7) 児童生徒（小・中学生）の困りごとの相談相手

困りごとを、「誰にも相談できない、相談したくない」小学生（5年生）、中学生（2年生）の割合は、ともに 8.2%となっています。困りごとを相談できる相手について、小学生（5年生）、中学生（2年生）ともに「親」（81.9%、73.7%）が最も高く、次いで、「学校の友達」（56.8%、71.9%）、「学校の先生」（38.0%、34.0%）の順となっています。

図表 2-8 困っていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人は誰か（複数回答）

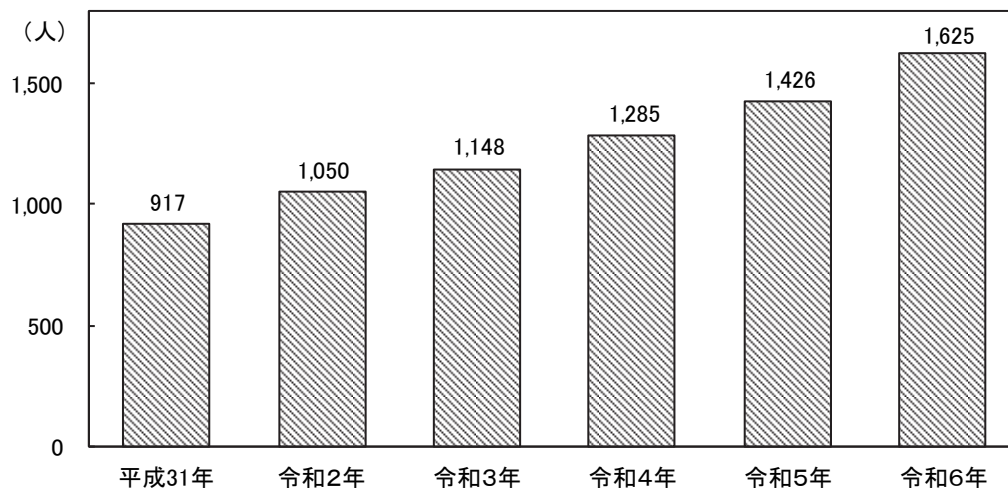


出典：「富山市子どもの生活実態調査」（令和5年度）

(8) 障害児通所支援の支給決定者数

障害者手帳を有する児童や発達障害などの診断を受けた児童、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童で、障害児通所支援の支給決定を受けた人数は、令和6年3月31日現在 1,625 人となっており、年々増加しています。

図表 2－9 障害児通所支援支給決定者数の推移（各年3月31日現在）



出典：富山市こども家庭部こども健康課

(9) 在宅の医療的ケアを必要とする児童の状況

在宅で人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引などの医療行為（医療的ケア）を必要とする児童は、令和5年4月1日現在、88人と推定しています。

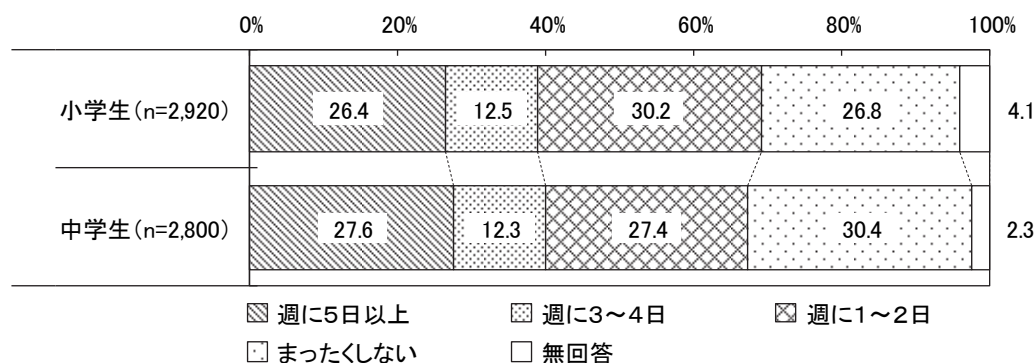
出典：「第7期富山市障害福祉計画・第3期富山市障害児福祉計画」

※医療的ケアを必要とする児童は関係機関等への聞き取り調査から推定

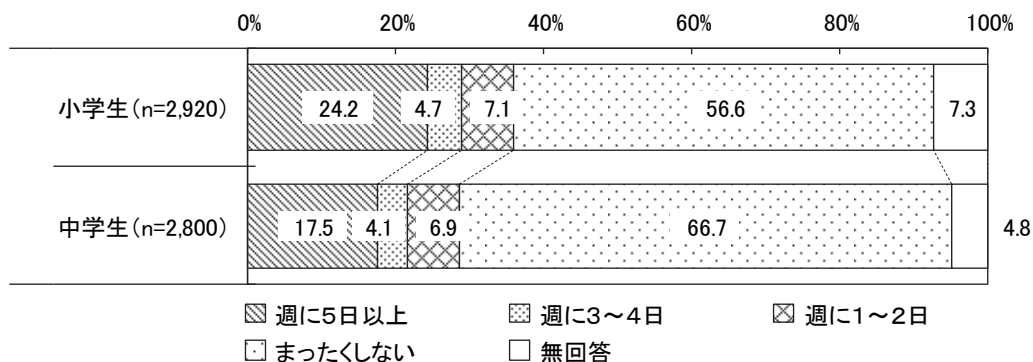
(10) 児童生徒の家庭における家事の実施状況

家庭で「家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）」を「週に5日以上」行っている小学生（5年生）は26.4%、中学生（2年生）は27.6%です。また、「きょうだいの世話」を「週に5日以上」行っている小学生（5年生）は24.2%、中学生（2年生）は17.5%、「親や祖父母など大人の家族の世話」を「週に5日以上」行っている小学生（5年生）は8.2%、中学生（2年生）は7.6%です。

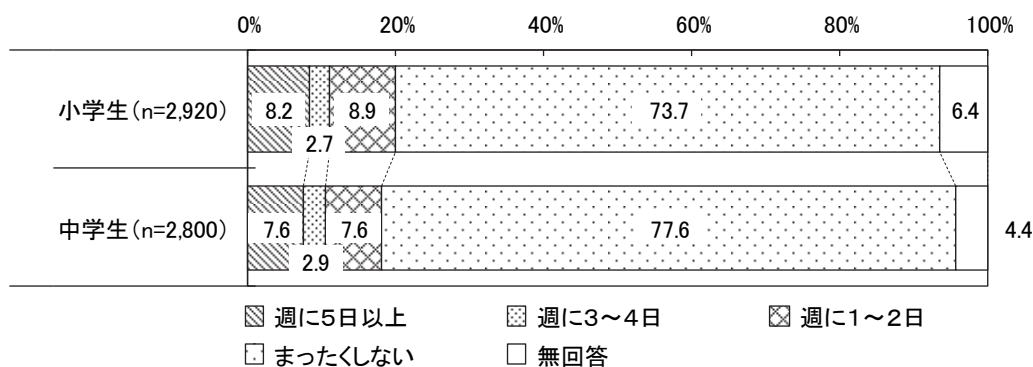
図表2-10 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）をふだんどの程度しているか



図表2-11 きょうだいの世話をふだんどの程度しているか



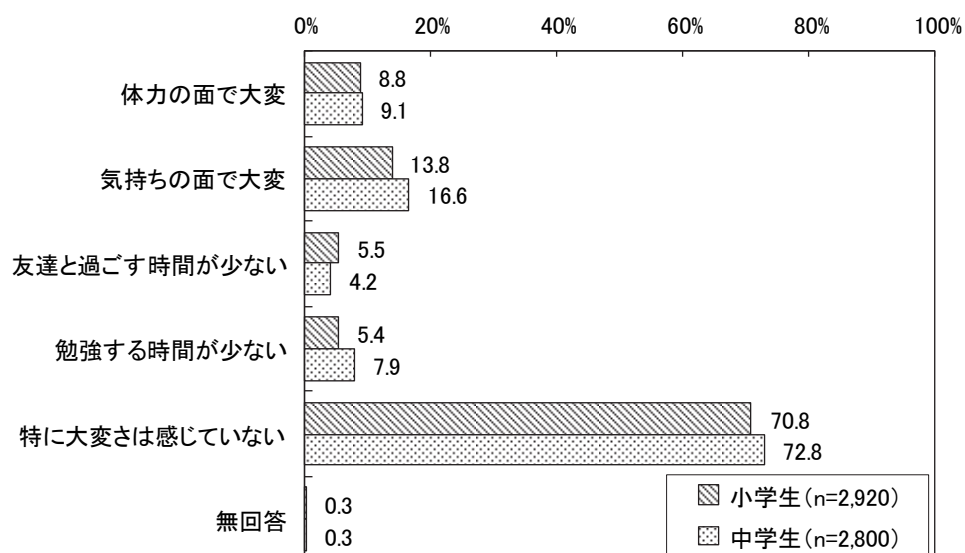
図表2-12 親や祖父母など大人の家族の世話をふだんどの程度しているか



出典：図表2-10～12「富山市子どもの生活実態調査」（令和5年度）

「家事」「きょうだいの世話」「親や祖父母など大人の家族の世話」を週に1日でも行っている児童生徒に、その大変さについてたずねたところ、「特に大変さは感じていない」が小学生（5年生）、中学生（2年生）とも70%程度を占めていますが、「気持ちの面で大変」と感じているのは、小学生（5年生）が13.8%、中学生（2年生）が16.6%、「体力の面で大変」と感じているのは、小学生（5年生）が8.8%、中学生（2年生）が9.1%、「勉強する時間が少ない」と感じているのは、小学生（5年生）が5.4%、中学生（2年生）が7.9%、「友達と過ごす時間が少ない」と感じているのは、小学生（5年生）が5.5%、中学生（2年生）が4.2%となっています。

図表2-13 「家事」「きょうだいの世話」「親や祖父母など大人の家族の世話」に大変さを感じるか（複数回答）

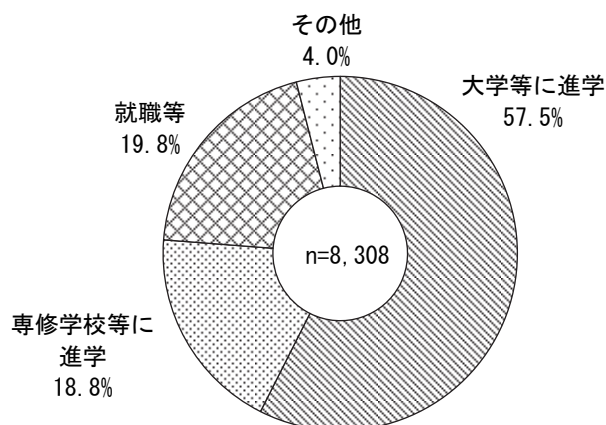


出典：「富山市子どもの生活実態調査」（令和5年度）

(11) 高校卒業後の進路

令和5年3月に県内の高等学校（全日制・定時制）を卒業したのは8,308人で、このうち、大学や専修学校等へ進学したのは76.3%（6,332人）、就職したのは19.8%（1,644人）となっています。

図表2-14 高校卒業後の進路

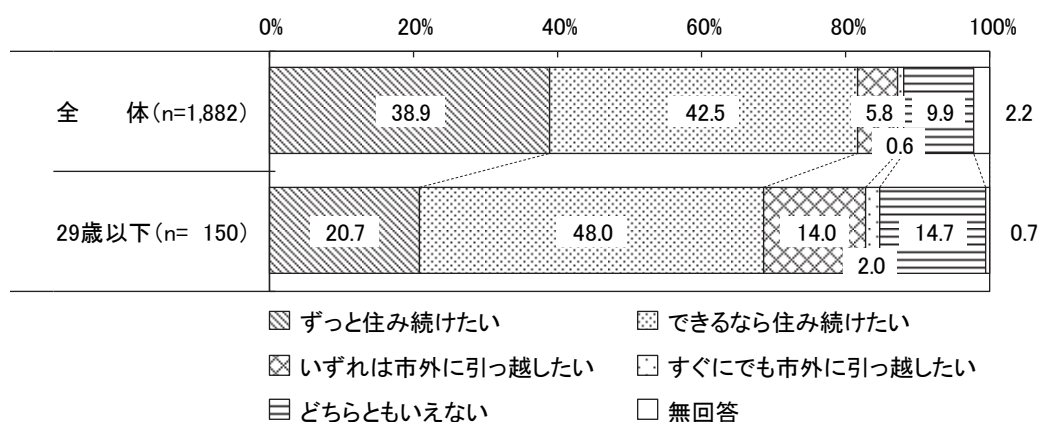


出典：「学校基本調査」（文部科学省）（令和5年度）

(12) 若者の定住意向

これからも富山市に「住み続けたい」（「ずっと住み続けたい」または「できるなら住み続けたい」）と思う29歳以下の若者の割合は68.7%と、全体（81.4%）に比べて10ポイント以上低くなっています。

図表2-15 富山市への定住意識



出典：「富山市民意識調査」（令和5年度）

(13) 子ども・若者からの意見

令和5年度に実施した「富山市子どもの生活実態調査」及び「富山市子ども・若者へのアンケート調査」において、子ども・若者の意見を計画に反映させることを目的として「市役所にやってほしいこと、伝えたいこと」について意見を聴きました。

ア 児童生徒（小・中学生）の意見

「富山市子どもの生活実態調査」における主な意見は、次のとおりです。

【児童（小学5年生）】 ✧ 他の学校の友だちや県外の子たちとも交流できるようなイベントを開いてほしい。 ✧ 風邪で休んでしまった時や学校に行けていない人のためにPCで授業を受ける、プリントなどを受け取れるようにしてほしいです。 ✧ 学校に行けなくて困っています。無料のフリースクールがあってほしい。 ✧ 子どもの居場所を作ってほしいです。平日よく大人に「学校どうしたの？」と聞かれるのが嫌です。
✧ 公園をもっと増やしてほしい。たくさん外で遊んで体力づくりや友だちと遊ぶ時に利用したいからです。 ✧ 広くていろいろな遊具、誰でも使える公園がほしい。 ✧ 公園に時計を増やしてほしい。夜怖いので街灯を増やしてほしい。 ✧ 公園の遊具がどこにいても汚く錆びついている。棘が刺さるからきれいにしてほしい。
✧ 無料の勉強会を開いてほしい。受験を希望するから、対策できるようにしてほしい。 ✧ 小・中学校の集金を無償化してほしいです。夏休みや冬休み、春休みに勉強を無料でみってくれる教室を学校内につくってほしいです。 ✧ 無料で遊べて楽しいイベントを企画してほしい。 ✧ 給食費を無料にしてください。高い税金が何に使われているかわかりません。 ✧ 公共サービスを安くしてほしい。お年寄りだけではなく、若い子のためにお金を使ってほしい。
✧ 遊べるような施設、場所が増えるとうれしい（公園や屋内など気軽に行ける場所）。 ✧ 雨の日でも遊べる場所がほしい。 ✧ 悩みごとがあったら気楽に話せる場所をつくってほしい。 ✧ 大人に話そうとしても不安で話しづらく、一人でどうしようもなく泣いていることが多いです。安心しておびえずに話せるような人、場所があればうれしいです。 ✧ 放課後に友だちと遊べる場所や学習ができる場所がほしいです（親のいない家で遊ぶことが禁じられているから）。 ✧ 車いすでも出入りできる場所をたくさん増やしてほしい。 ✧ 障害者のための信号の音を大きくしてほしいです。 ✧ グラウンドや体育館を放課後や休みの日に自由に使わせてほしい。 ✧ 仕事体験をさせてほしい。 ✧ 通学路の道が狭く危ない。交通量が多い。 ✧ トイレをきれいにしてほしい。

- ✧ 「いじめ」、「からかう」、「バカにする」をなくしてほしい。
- ✧ 最近ニュースでいじめや自殺などの事件が増えている気がするので、防ぐための会やみんなに一度命の大切さについてわかってもらえるような行事などがあればいい。
- ✧ いじめをしないようにする取組を行っていろいろな人に伝わるようにしてほしい。
- ✧ 中学、高校に行ったらいじめられないか心配。
- ✧ いじめなどがなくなるような活動をしてほしいです。学年で悪口を言われている子がいて、そのせいで何かあったら嫌だし、みんなと仲良くしてほしい。

【生徒（中学2年生）】

- ✧ 学校の校則が厳しすぎる。人権侵害にあたるものもある。もっと、私たちの声に耳を傾けて実行してほしい。
- ✧ 学校に行っていないので、家にいても授業が受けられるシステムをつくってほしい。
- ✧ もっと小学校、中学校を見てほしい。あと、子ども一人ひとりと真面目に向き合って、気軽に相談などできるところをつくってほしい。
- ✧ アンケートをもっとしたらいいと思う。
- ✧ フードロスが問題になっているので、廃棄寸前の弁当など、児童施設などに配布し、また、シングルマザーなど大変な家庭優先にももらえる場所があるといい。
- ✧ 無料でスポーツができる場所を増やしてほしい。
- ✧ 小学生、中学生、高校生、大人が楽しんで遊べる場所を富山にもたくさんつくってほしい。
- ✧ あまり中学生が気軽に遊べる場所がないので、駅前などの行きやすい場所に新しい何かをつくってほしい。あまりお金をかけずに遊べるような学生に優しい場所が増えたらうれしい。
- ✧ 家以外で勉強できる場所をつくってほしいです。新しい環境で勉強してみたいという気持ちがあります。また、不登校の人たちが集まって自分たちで教えあったり学んだりする場所を設けたらよいと思いました。やっぱり人と話すとて大切だと思うから、ぜひつくってほしいです。
- ✧ 病院を利用することが多いので、高校生になっても医療費が無料になってほしい。
- ✧ 悩みごとをもっと気軽に相談できる機会を増やしてほしい。高校進学についてもっと学びたい。
- ✧ 山間地でバス通学のため、部活動など終わってから、バスが来るまで2時間待ちが当たり前です。夏の暑い時期や冬の寒い時期は大変困ります。高校に行ってからでも困ります。本数を増やすなど、もう少し配慮してください。
- ✧ 登下校の道が人目につきにくく、事故や犯罪に巻き込まれそうな街灯が無い道が多くあります。不安なので街灯を設置してほしい。
- ✧ 車椅子の人や骨折している人などのために、エレベーターをつけてほしい。
- ✧ 困っている人、助けが必要な人に手を差し伸べてください。
- ✧ 友だちなどで集まって勉強ができる場所をつくってほしい。
- ✧ 図書館の本の種類を増やして、個室の勉強スペースも増やしてほしい。
- ✧ 先生が違う場合でも勉強の仕方をそろえてほしい。もっと意味のある勉強がしたい。
- ✧ 14歳の挑戦、同じ市内でも格差があるため、田舎の中学校の職場体験の職場を増やしてほしい。
- ✧ 楽器を増やしてほしい。田舎の中学校の場合、楽器が少なく、演奏できる曲数も減ってしまう。また壊れた楽器も多いため、後輩たちのためにも、キレイで新しい楽器にしてほしい。

- ✧ 子どもたちが安心できるような生活をつくってほしい。いじめをなくしてほしい。
- ✧ いじめられている子や相談しにくい子などに寄り添ってあげられることをする。
- ✧ 転校生へのいじめ対策や転校生への接し方についての説明。父親からの虐待ばかりでなく、母親からの虐待も多くあることを世の中に伝えてほしい。不登校の子どもたちを精神科に連れて行くサービス、生徒や教師にいじめのつらさ、やってはいけないことだとしっかり伝え、教えてほしい。
- ✧ いじめが増えている傾向があるので、どんなことがいじめになるのか、ちょっとしたことでいじめになることを多くの人に伝えてほしい。
- ✧ いじめられた子どもも学校にいける環境をつくってほしい。いじめがおこったら、すぐにいじめた子を助けてあげてほしい。先生からみたら、いじめはおこっていないように見えても、本当は先生のいないところで、いじめられている子がいるかもしれないから、いじめられた子が安心して相談できる場所をつくってほしい。先生は一人ひとりのことをちゃんと見られていない時もあるから、生徒一人ひとりの話をしっかり聞いていじめがおこっていないか確認してほしい。

イ 子ども・若者の意見

「富山市子ども・若者へのアンケート調査」における主な意見は、次のとおりです。

- ✧ 公共交通機関の情報提供をスムーズにしてほしい。
- ✧ 公共交通機関をもっとたくさんの方で他の市とつないでほしい。
- ✧ 高校生は電車で移動するから、通学時間帯本数や区間を増やしてほしい。
- ✧ 大学生まで路面電車をもう少し安くしてほしい。
- ✧ 市電の範囲を広げてほしい。融雪機能多めに。バスの本数増加。
- ✧ 雪が降った時に歩道の除雪もやってほしい。
- ✧ 田んぼが多いところにこそバス停をください。
- ✧ 勉強スペースを増やしてほしい。娯楽施設を増やしてほしい。
- ✧ 体を動かすことができる施設がほしい。遊べる場所が少ない。
- ✧ 遊ぶ場所を増やしてほしい。
- ✧ 若い人が遊べる場所をつくってほしい（大型アミューズメント施設等）。
- ✧ 中高生がまちに思い出をつくれるような機会を設けてほしい。
- ✧ イベントを開催してほしい。
- ✧ 都市圏からの移住者が増えるような企画等をしてほしい。
- ✧ イルミネーションをもっと綺麗にしてほしい。
- ✧ 人とのつながりの場が増えたらよい。
- ✧ もっとSNSを活用してほしい。そうすることで、特に若い人を中心に情報が拡散されやすくなると思う。
- ✧ 富山市の各所などのPR活動をもっとしてほしい。
- ✧ 金沢ともっと手を取り合って北陸を盛り上げてほしい。
- ✧ ひとり暮らしをする際のサポートや補助等があれば非常に助かる。
- ✧ お祝いごとがある手続きをした後、補助金がもらえたら家庭が助かる（上市町などのように）。
- ✧ 高校生まで医療費無料。
- ✧ あと自転車安全もやってください。
- ✧ 洪水対策、すぐに水がついて大変怖い。

(14) 課題の整理

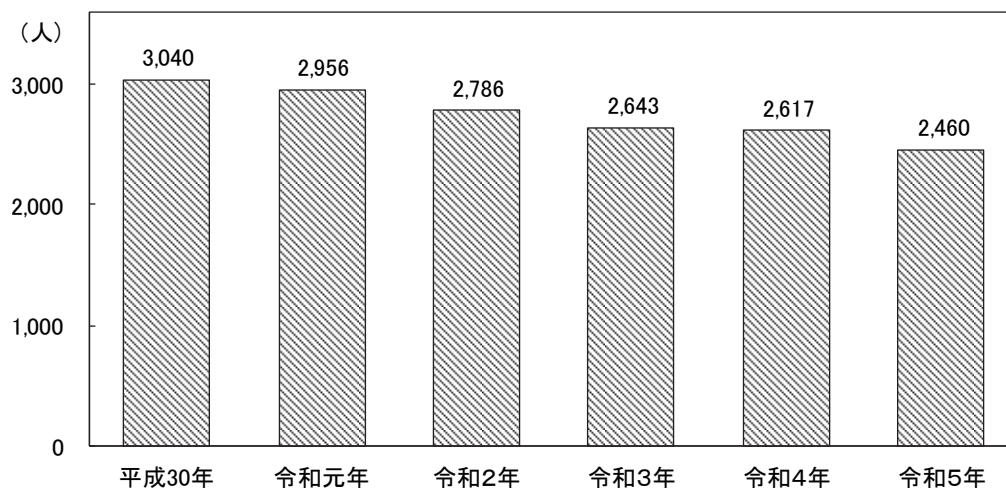
- 小・中学生とも、不登校児童・生徒数は増加していることから、不登校児童・生徒に対する対策に引き続き取り組む必要があります。
- いじめの認知件数も増加しており、いじめの認知の向上やいじめの防止に向けた啓発、相談などについて、子どもたちから多くの意見・要望が寄せられています。引き続き、いじめの防止といじめの解消に向けた取組を行い、子どもの権利擁護に努める必要があります。
- 小・中学生とも、放課後の居場所として、ほとんどが自宅をあげていますが、具体的な意見・要望にもみられるように、自宅以外で友だちと勉強や運動をしたり、いろいろな人と安心して交流したりすることができるような場所が求められています。また、不登校の人が集まる場所を設けられればという意見もありました。
- 障害児通所支援の支給決定者数は増加しており、サービスの必要量の確保に努める必要があります。
- 医療的ケア児や実態を把握することが難しいヤングケアラーなど、支援を必要とする子ども・若者に対し、包括的な相談支援や専門的な相談支援の体制整備、アウトリーチ等による支援の充実に取り組む必要があります。
- 令和5年度に実施した「子どもの生活実態調査」と「子ども・若者へのアンケート調査」において、多くの子ども・若者から様々な意見・要望をいただきました。今後、様々な機会を通じ、より幅広く子ども・若者の意見を聴き、施策の推進に反映していく必要があります。

2 子育て世帯の状況

(1) 出生数等

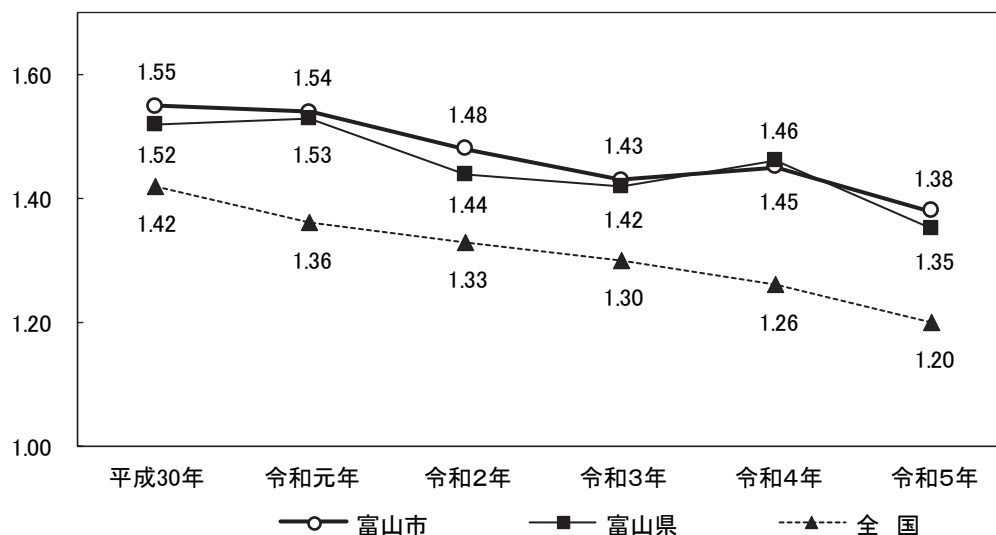
本市における出生数は、令和5年で2,460人と、減少が続いています。

図表2-16 出生数の推移



本市の合計特殊出生率は、令和5年で1.38と、全国(1.20)に比べて高く推移していますが、人口を維持するために必要な水準(2.07)は下回っています。

図表2-17 合計特殊出生率の推移



出典：図表2-16・17「人口動態調査」(厚生労働省)

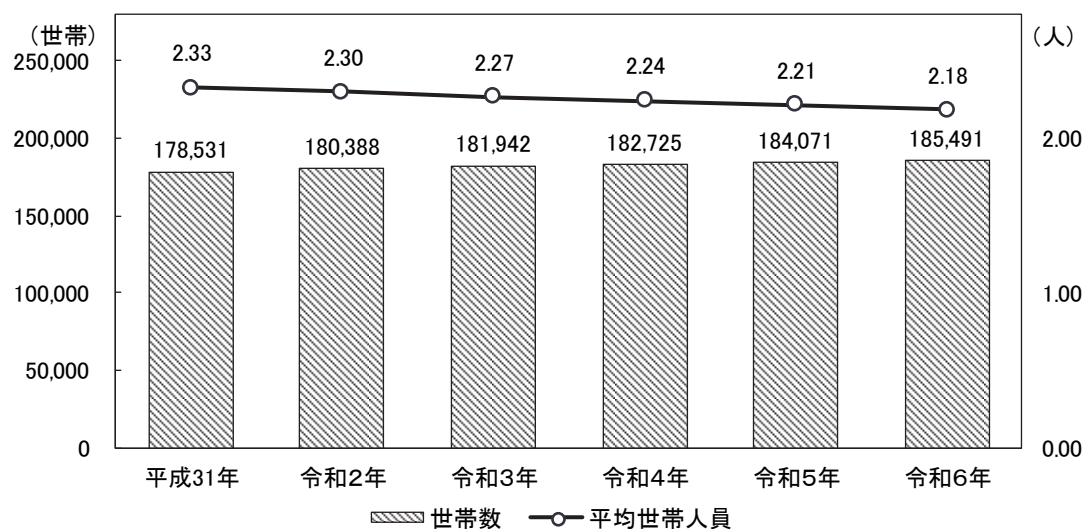
富山市の合計特殊出生率は富山市企画管理部企画調整課で算出

(2) 世帯数等

本市の世帯数は、令和6年3月31日現在、185,491世帯と、増加が続いています。

人口を世帯数で除した1世帯あたりの世帯人員は、令和6年3月31日現在、2.18人となり、減少しています。

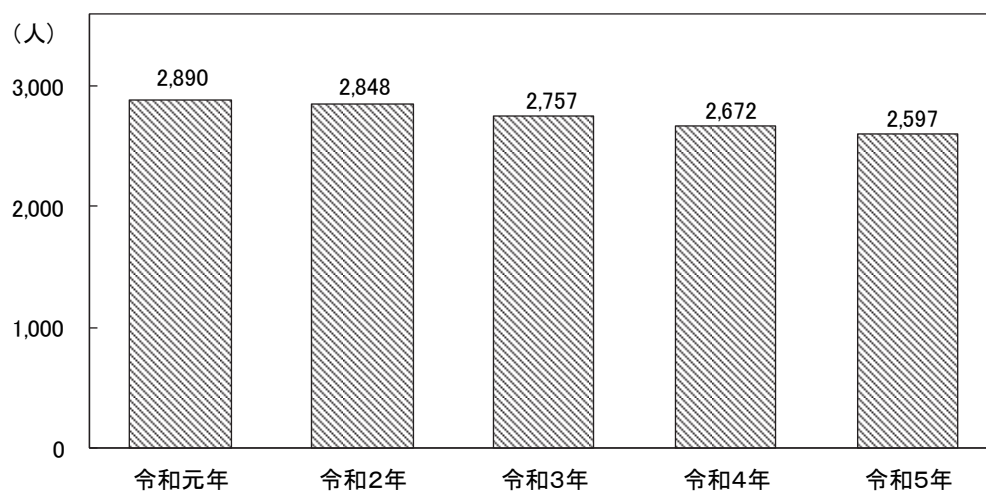
図表2-18 世帯数の推移（各年3月31日現在）



出典：「富山市住民基本台帳」

ひとり親世帯の親などに支給する児童扶養手当の受給資格者数は、令和5年12月31日現在2,597人と、減少が続いています。

図表2-19 児童扶養手当受給資格者数の推移（各年12月31日現在）



出典：「福祉行政報告例」（厚生労働省）

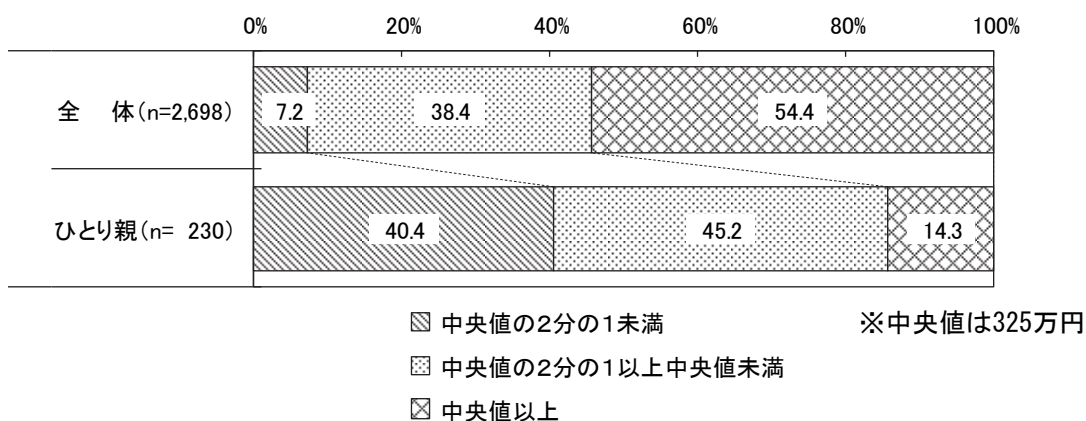
(3) 子育て世帯の世帯収入の状況

「富山市子どもの生活実態調査」をもとに、小学生（5年生）と中学生（2年生）のいる世帯の「等価世帯収入の中央値の2分の1」を求めたところ、ともに162.5万円となりました。

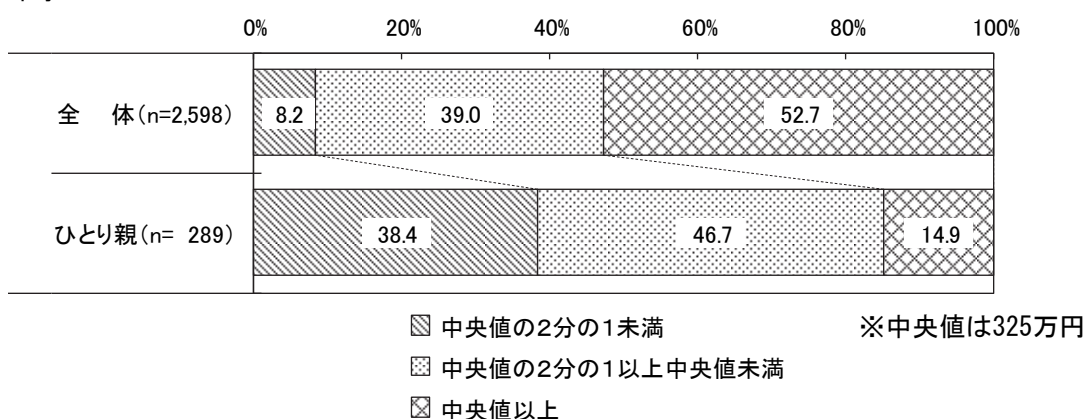
全世帯における「もっとも収入の水準が低い世帯」（等価世帯収入の中央値の2分の1未満）の割合は、小学生（5年生）では7.2%、中学生（2年生）では8.2%となっていますが、ひとり親世帯における「もっとも収入の水準が低い世帯」の割合は、小学生（5年生）では40.4%、中学生（2年生）では38.4%となっています。

図表2-20 世帯収入の状況

小学生



中学生



出典：「富山市子どもの生活実態調査」（令和5年度）

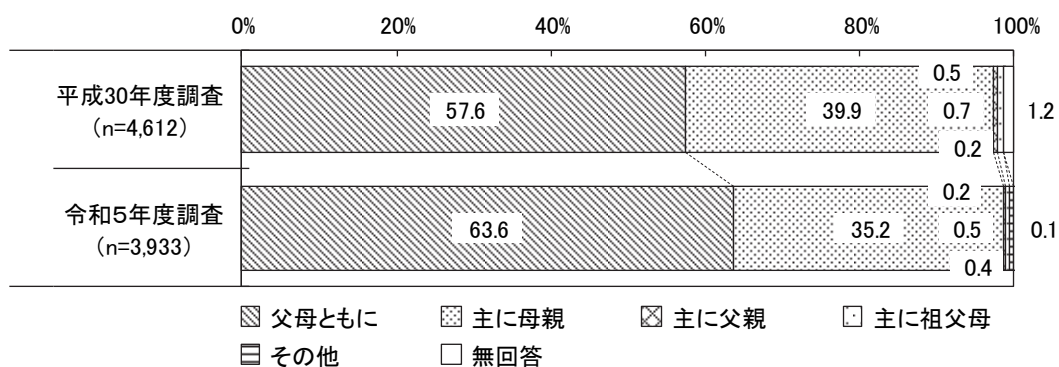
(4) 家庭での子育ての状況

主に子育てをしているのは、「父母ともに」が就学前児童で 63.6%、小学生で 59.2%と、それぞれ5年前（平成 30 年度）の調査に比べて5ポイント程度上昇しています。

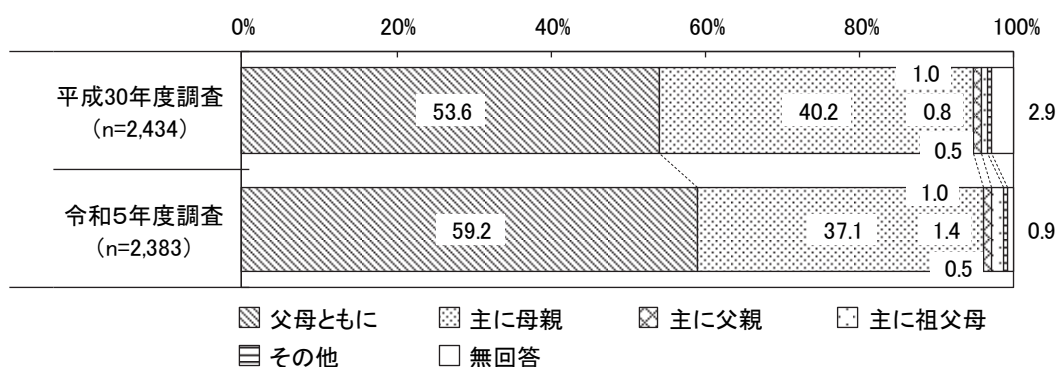
「父母ともに」に次いで、「主に母親」が就学前児童で 35.2%、小学生で 37.1%となっていますが、それぞれ5年前の調査に比べて3～4ポイント程度減少しています。

図表 2-21 主に子育てを行っている人

就学前児童



小学生



出典：「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（平成30年度・令和5年度）

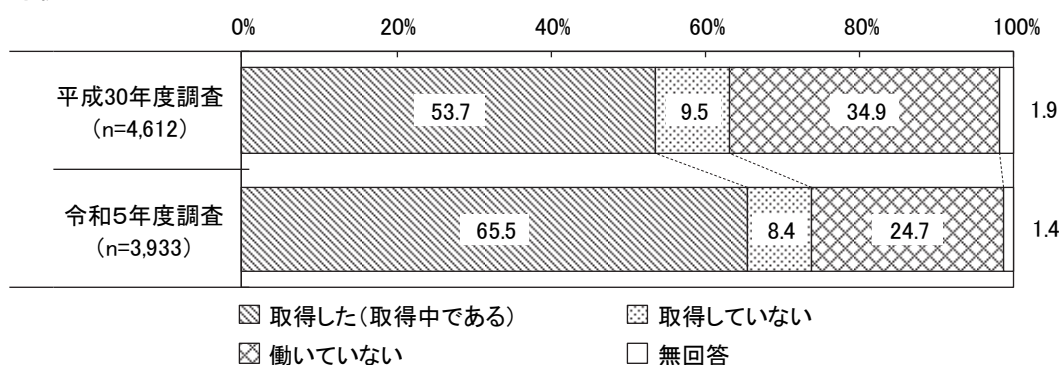
(5) 育児休業の取得状況

育児休業を「取得した（取得中である）」就学前児童の母親は 65.5%と、5年前（平成 30 年度）の調査に比べて 12 ポイント程度上昇しています。

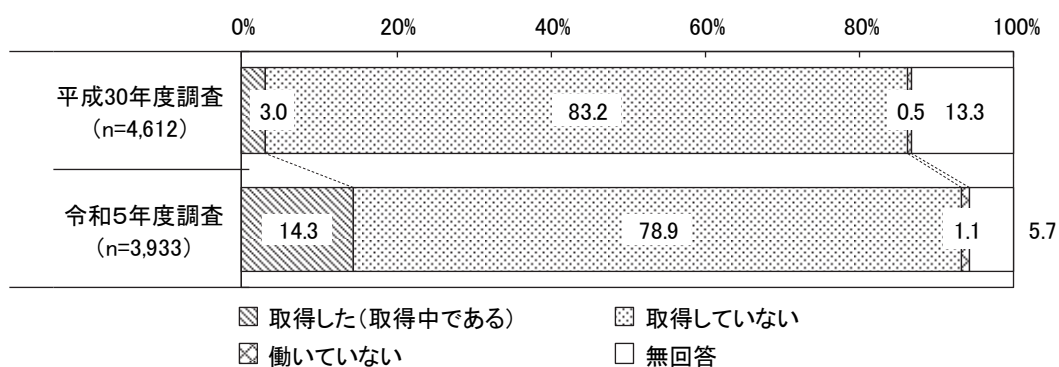
一方、就学前児童の父親は 14.3%と低いものの、5年前の調査に比べて 11 ポイント程度上昇しています。

図表 2-22 育児休業の取得状況（就学前児童）

母親



父親



出典：「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（平成30年度・令和5年度）

(6) 子育て支援のニーズ

本市の子育てに関する施策の中で今後さらに充実してほしい施策についてたずねたところ、就学前児童の保護者では、5年前（平成30年度）と同様、「遊び場や住環境整備の取組」（55.6%）が最も高く、次いで、「子育てに関する経済的支援」（50.0%）、「保育所・保育園等の保育サービス」（41.3%）の順となっています。

一方、小学生の保護者では、5年前とは異なり、「子育てに関する経済的支援」（51.4%）が最も高く、次いで、「遊び場や住環境整備の取組」（42.3%）、「小児医療体制」（22.7%）の順となっています。

このほか、「子育てに関する手続きのデジタル化」については、小学生の保護者では20.9%（就学前児童の保護者では26.9%）でした。

図表2-23 充実してほしい施策（上位5項目）

就学前児童

単位：%

順位	令和5年度調査		平成30年度調査	
①	遊び場や住環境整備の取組	55.6	遊び場や住環境整備の取組	56.8
②	子育てに関する経済的支援	50.0	子育てに関する経済的支援	50.8
③	保育所・保育園等の保育サービス	41.3	保育所・保育園等の保育サービス	42.3
④	小児医療体制	34.2	小児医療体制	33.3
⑤	安全な子育て環境に関する取組	27.5	安全でやさしいまちづくりに関する取組	24.0

小学生

単位：%

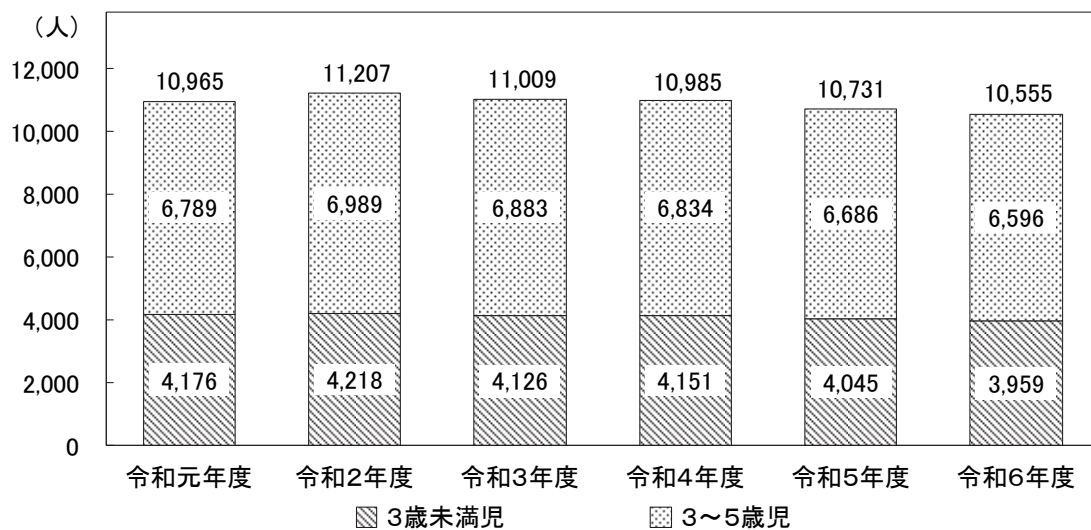
順位	令和5年度調査		平成30年度調査	
①	子育てに関する経済的支援	51.4	遊び場や住環境整備の取組	49.5
②	遊び場や住環境整備の取組	42.3	子育てに関する経済的支援	40.6
③	小児医療体制	22.7	雇用環境の整備	27.7
④	安全な子育て環境に関する取組	21.0	小児医療体制	26.9
⑤	子育てに関する手続きのデジタル化	20.9	安全でやさしいまちづくりに関する取組	26.6

出典：「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（平成30年度・令和5年度）

(7) 保育施設の利用状況

本市の令和6年4月1日現在の保育施設利用児童数は10,555人と、令和3年度以降わずかに減少しています。これを保育施設の利用率にすると65.5%となります。さらに、3歳以上児では77.5%、3歳未満児では52.1%となり、利用率は年々上昇しています。

図表2-24 保育施設利用児童数の推移（各年4月1日現在）

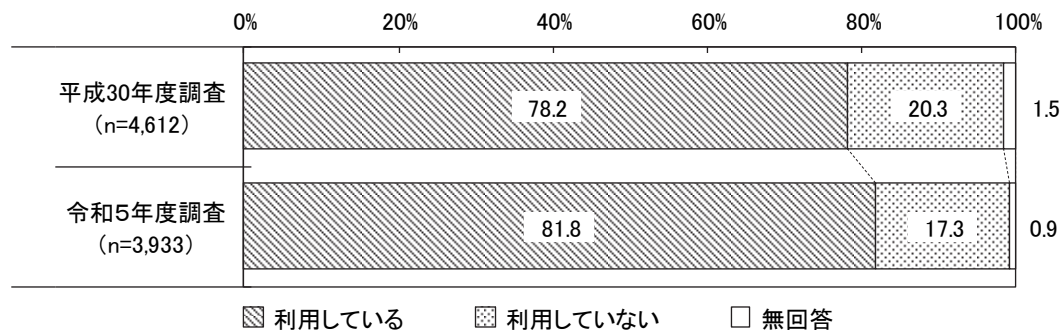


出典：富山市こども家庭部こども保育課

(8) 定期的な教育・保育事業の利用

平日に定期的に教育・保育事業を利用している就学前児童は81.8%となっています。

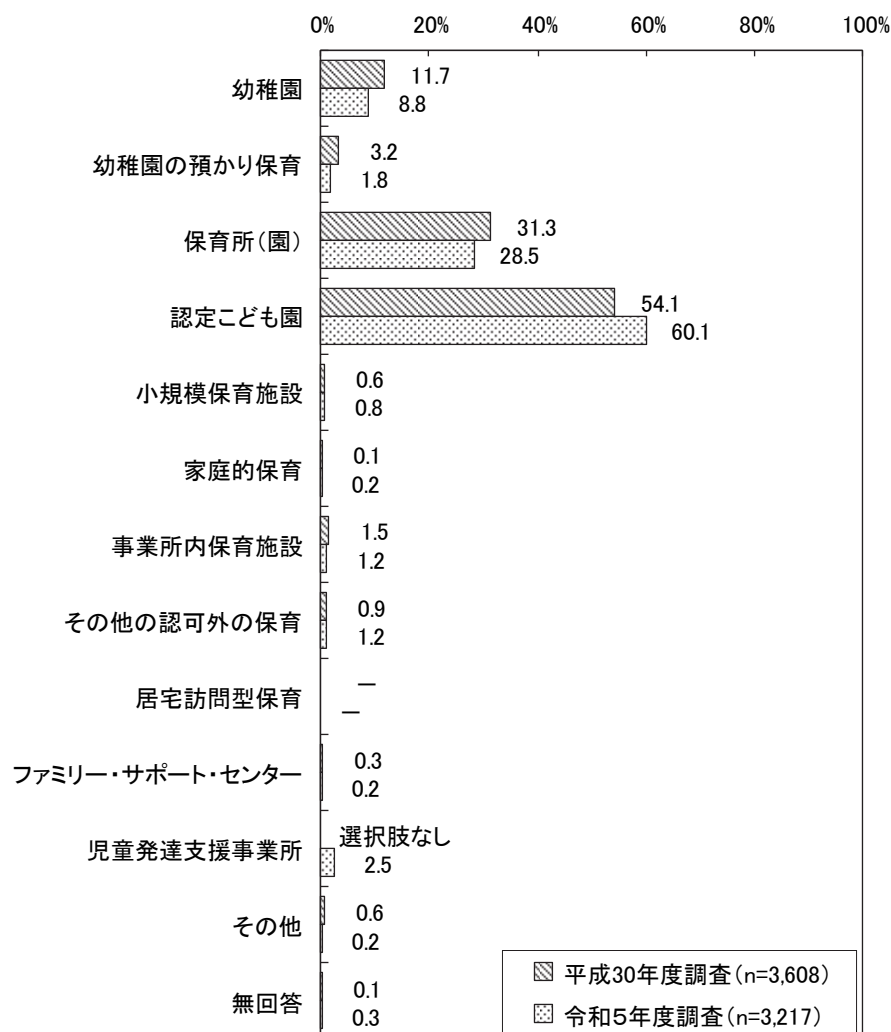
図表2-25 定期的な教育・保育事業の利用の有無（就学前児童）



出典：「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（平成30年度・令和5年度）

利用施設としては、認定こども園が60.1%、保育所が28.5%、幼稚園が8.8%などとなっており、5年前（平成30年度）に比べ、認定こども園の利用が6ポイント上昇しています。

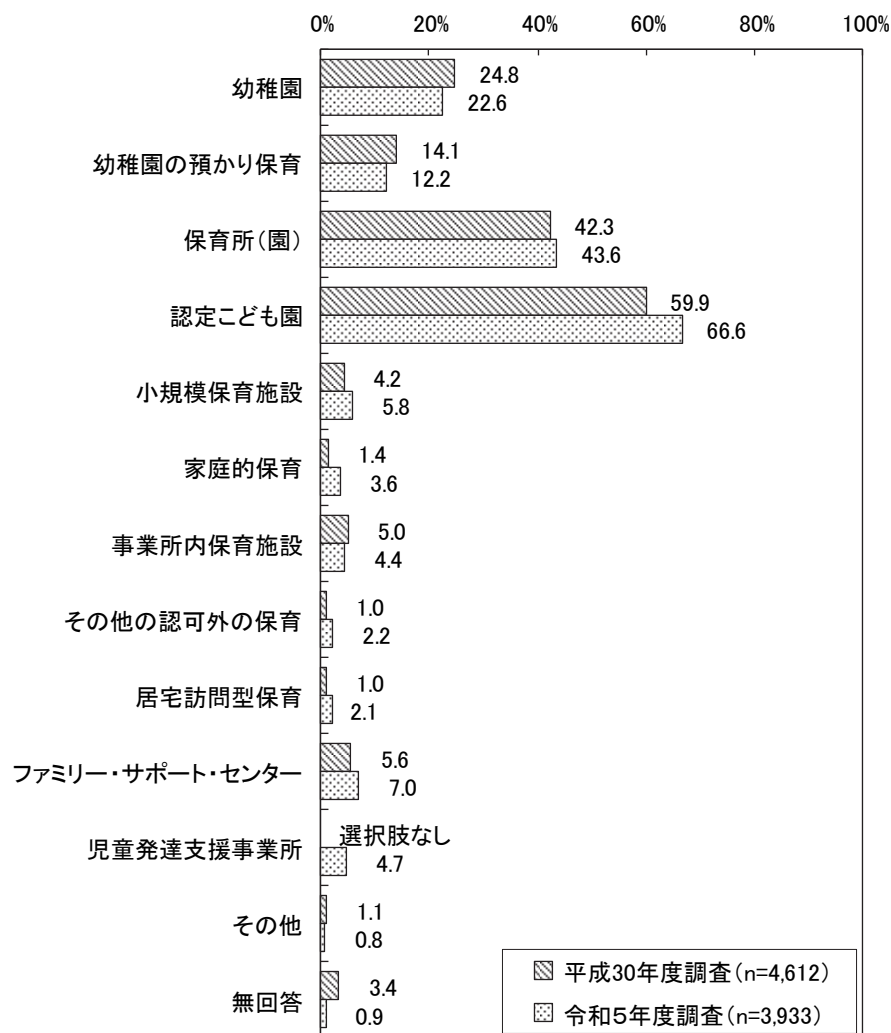
図表2-26 定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童、複数回答）



出典：「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（平成30年度・令和5年度）

平日に定期的に利用したい教育・保育事業としては、認定こども園が66.6%、保育所が43.6%、幼稚園が22.6%などとなっており、5年前（平成30年度）に比べ、認定こども園の利用希望が6ポイント程度上昇しています。

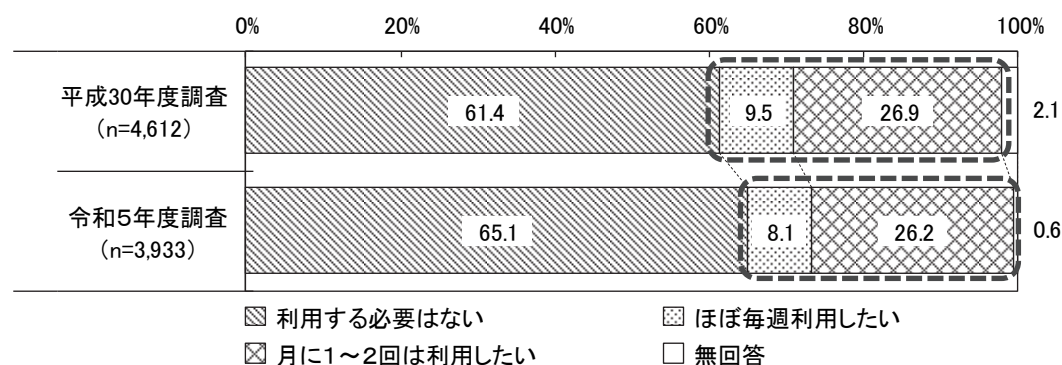
図表2-27 定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前児童、複数回答）



出典：「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（平成30年度・令和5年度）

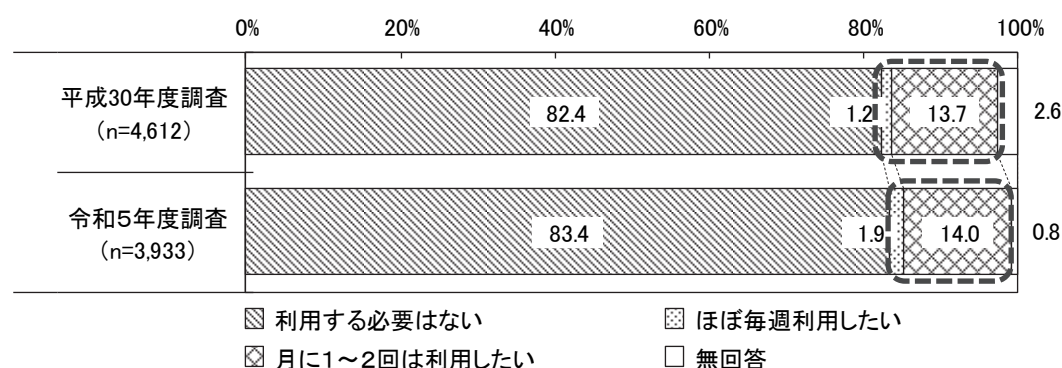
土曜日に定期的に教育・保育事業を利用したい保護者は 34.3%となっており、5年前（平成30年度）と比べてもほとんど変化はみられません。

図表2-28 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前児童）



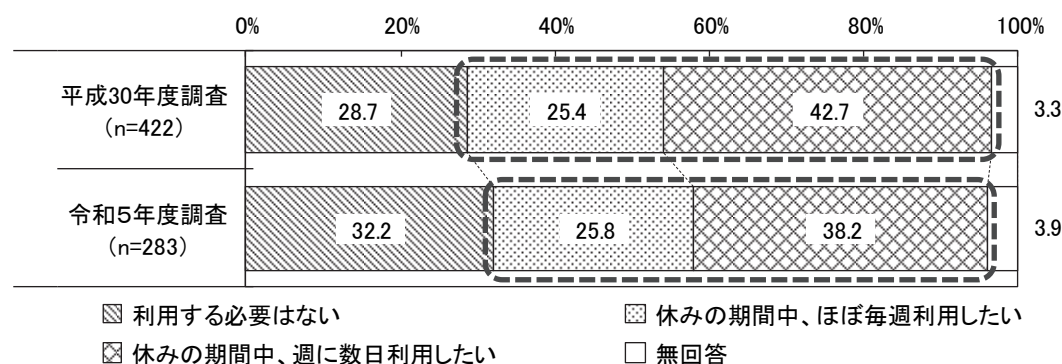
日曜日に定期的に教育・保育事業を利用したい保護者は 15.9%となっており、5年前と比べてもほとんど変化はみられません。

図表2-29 日曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前児童）



幼稚園利用者で長期休暇中に教育・保育事業を利用したい保護者は 64.0%となっており、5年前と比べて4ポイント程度減少しています。

図表2-30 長期休暇中の教育・保育事業の利用希望（就学前児童）

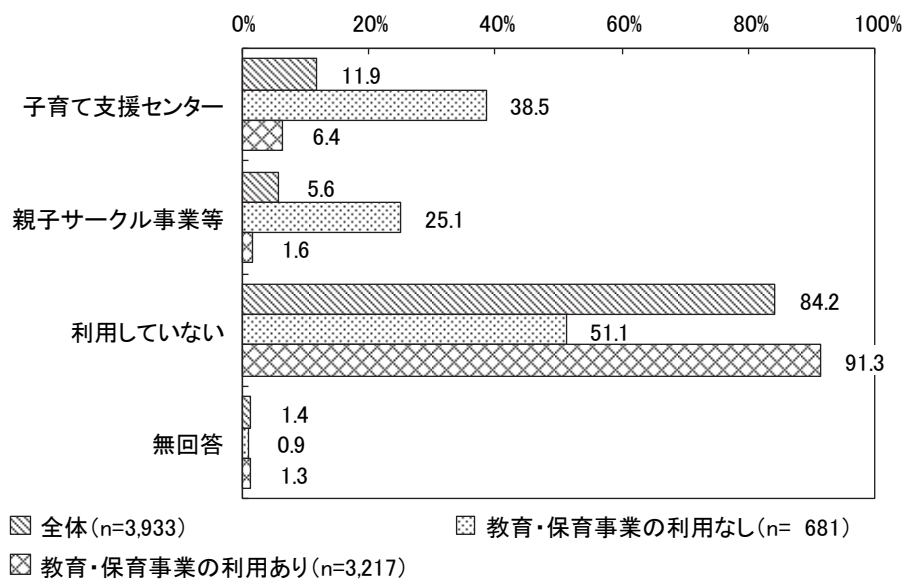


出典：図表2-28～30「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（平成30年度・令和5年度）

(9) 子育て支援事業の利用

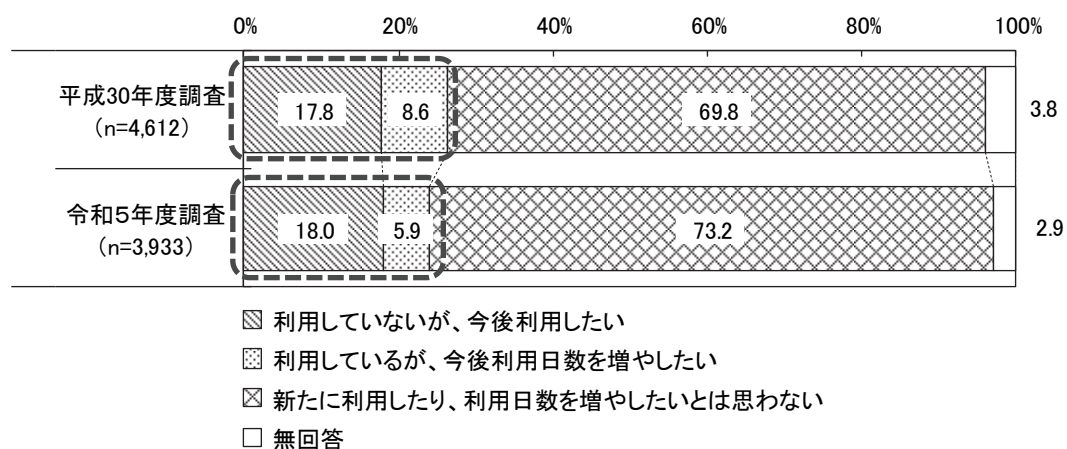
子育て支援センターを利用している就学前児童の保護者は 11.9%となっていますが、平日に定期的に教育・保育事業を利用していない就学前児童の利用は 38.5%となっています。

図表 2-31 子育て支援事業の利用状況（就学前児童、複数回答）



今後、子育て支援センター等を利用したい就学前児童の保護者は、すでに利用している人を含め、23.9%となっており、5年前（平成 30 年度）と比べてもあまり変化はみられません。

図表 2-32 子育て支援事業の利用希望（就学前児童）

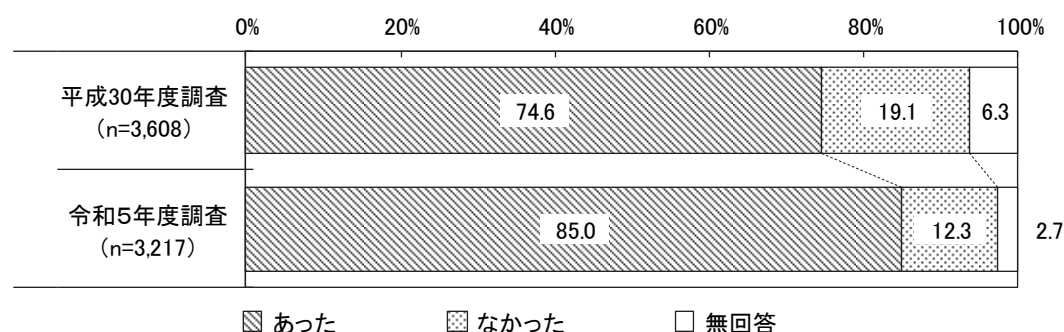


出典：図表 2-31・32「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（平成30年度・令和5年度）

(10) 病児・病後児保育事業の利用

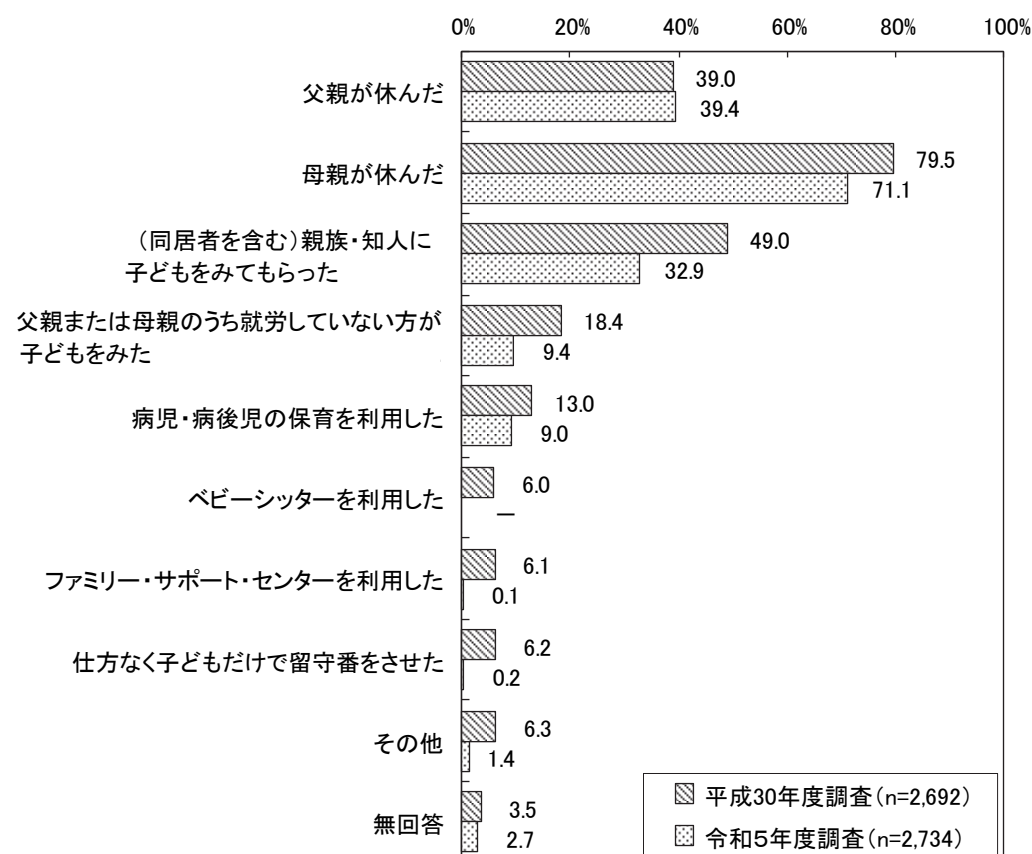
病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことがある割合は 85.0%と、5 年前（平成 30 年度）に比べて 10 ポイント程度上昇しています。

図表 2-33 病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことの有無（就学前児童）



病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことが「ある」人に、その際の対処方法をたずねたところ、「母親が休んだ」が 71.1%、「父親が休んだ」が 39.4%などとなっており、「病児・病後児の保育を利用した」は 9.0%となっています。

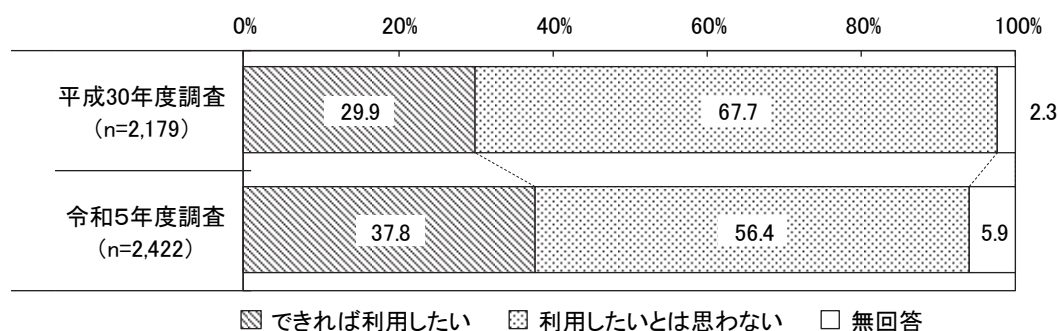
図表 2-34 病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったときの対処方法（就学前児童、複数回答）



出典：図表 2-33・34「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（平成30年度・令和5年度）

母親または父親が休んで対処した人のうち病児・病後児保育事業を利用したい人は37.8%と、5年前（平成30年度）と比べて8ポイント程度上昇しています。

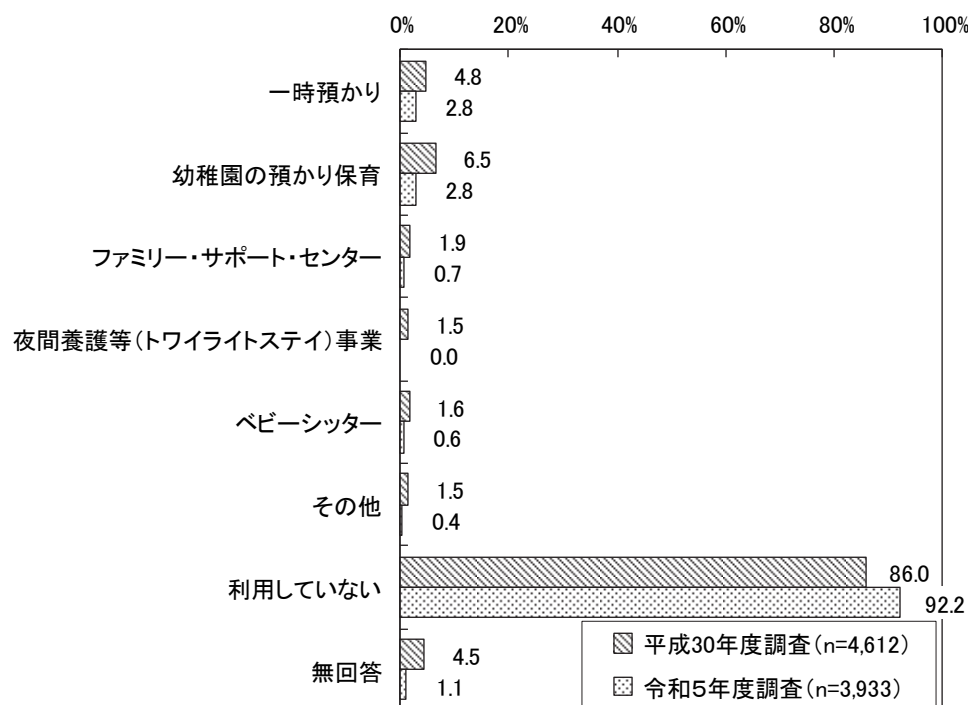
図表2-35 父親・母親が休んで対処した人の病児・病後児保育事業の利用希望（就学前児童）



（11）不定期的教育・保育事業や宿泊を伴う保育事業の利用

親の私用やリフレッシュ、冠婚葬祭や学校行事への出席、通院、不定期的就労などのために不定期的に教育・保育事業を利用していない割合が92.2%と高くなっています。

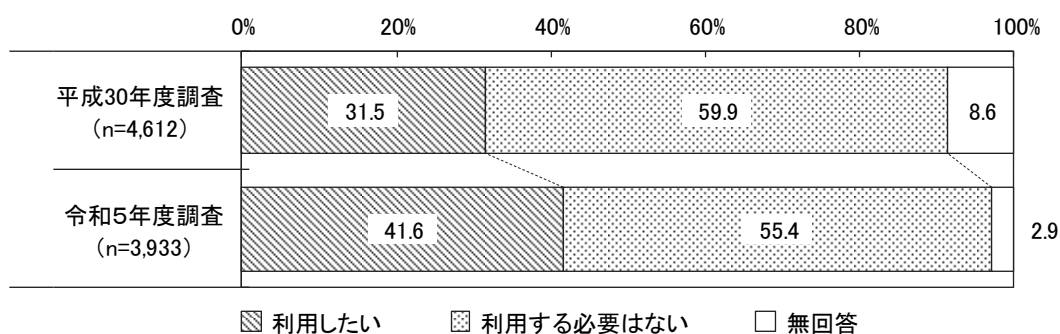
図表2-36 不定期的教育・保育事業の利用状況（就学前児童、複数回答）



出典：図表2-35・36「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（平成30年度・令和5年度）

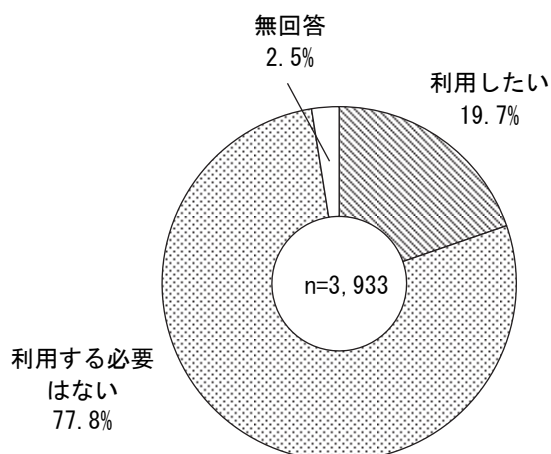
今後、不定期に教育・保育事業を利用したい保護者は 41.6%となっており、5年前（平成30年度）に比べて 10 ポイント程度上昇しています。

図表 2-37 不定期の教育・保育事業の利用希望（就学前児童）



親の病気やレスパイト、冠婚葬祭への出席などのために、宿泊を伴う保育事業（ショートステイ）を利用したい保護者は 19.7%となっています。

図表 2-38 短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用希望（就学前児童）



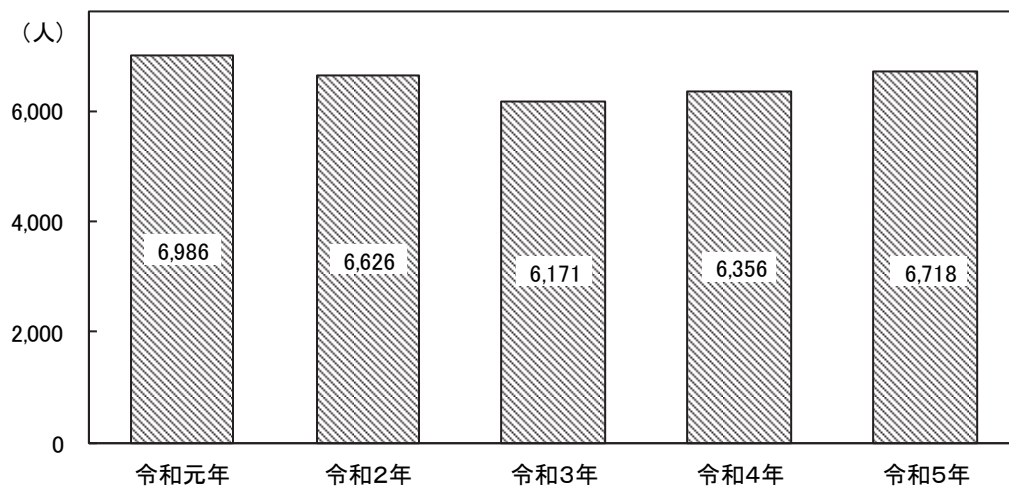
出典：図表 2-37・38「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（平成30年度・令和5年度）

(12) 放課後児童健全育成事業の状況

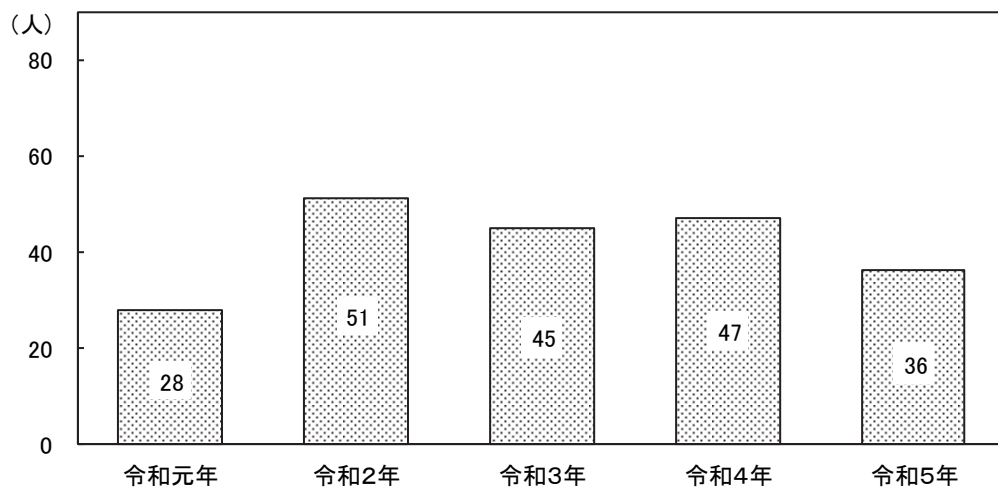
令和5年5月1日現在、本市の放課後児童健全育成事業（子ども会、放課後児童クラブ）の登録児童数は6,718人、待機児童数は36人となっています。

図表2-39 放課後児童健全育成事業の登録児童数及び待機児童数の推移（各年5月1日現在）

登録児童数



待機児童数

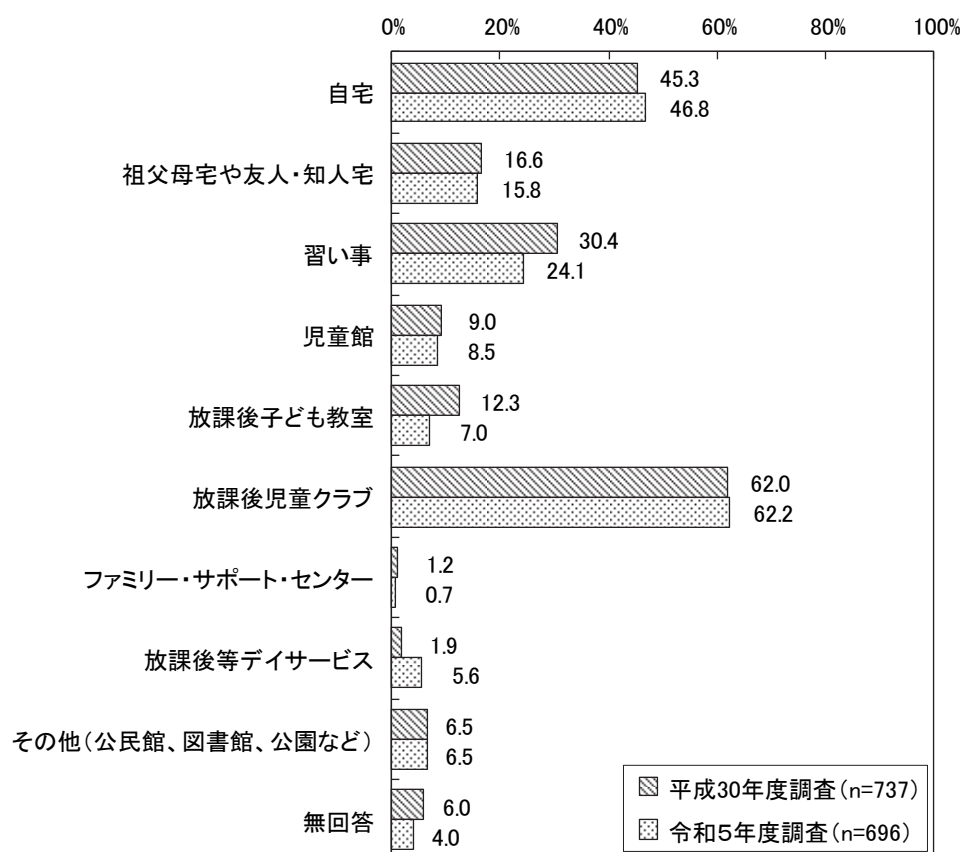


出典：放課後児童健全育成事業の実施状況調査（こども家庭庁）

(13) 小学校低学年の平日の放課後の過ごし方の希望

令和6年度に小学校に入学する就学前児童の保護者が希望する小学校低学年の時期の平日の放課後の過ごし方においては、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）が62.2%と最も高くなっています。

図表2-40 小学校低学年の平日の放課後の過ごし方の希望（5歳児、複数回答）

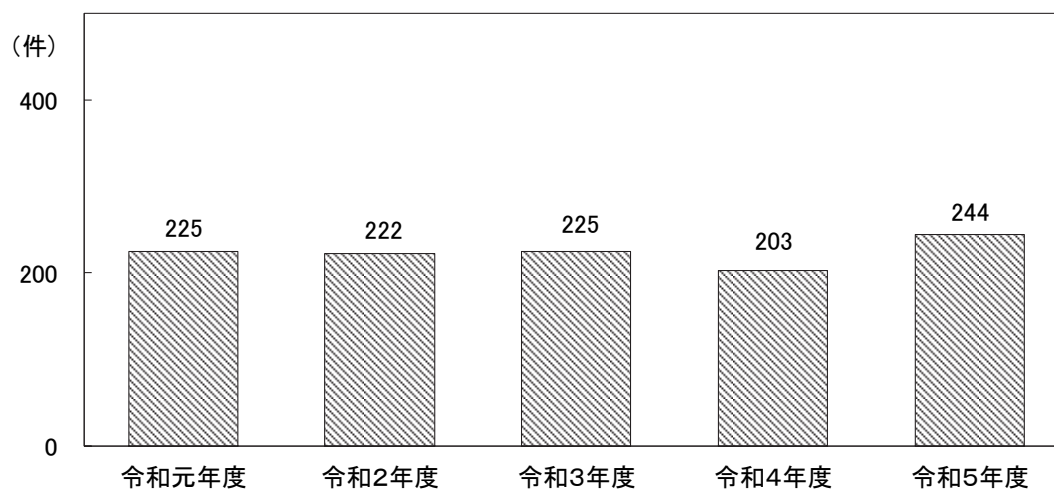


出典：「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（平成30年度・令和5年度）

(14) 児童虐待相談対応件数

本市における児童虐待相談対応件数は、令和5年度 244 件となっています。

図表 2-41 本市における児童虐待相談対応件数の推移



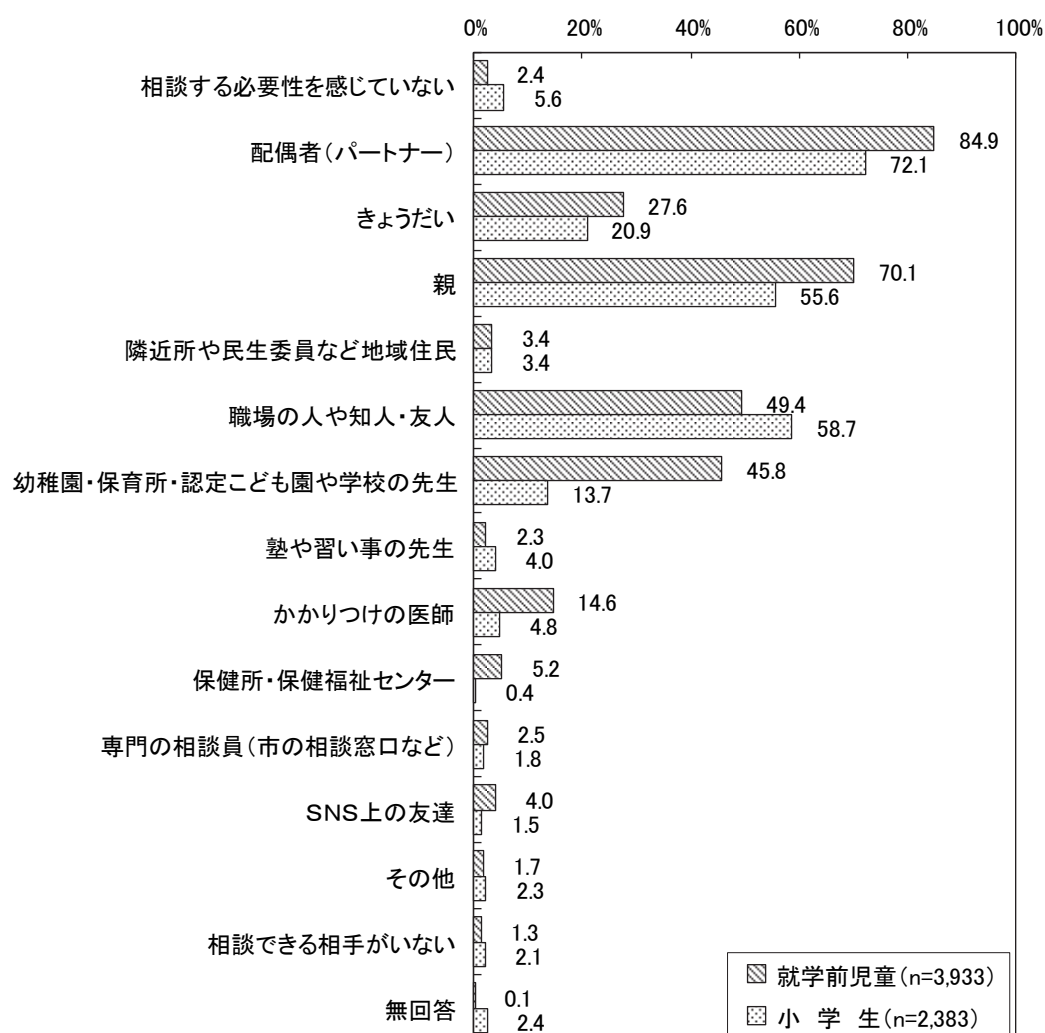
出典：富山市こども家庭部こども健康課

(15) 子育てに関する相談相手

子育てに関する相談相手について、就学前児童の保護者では、「配偶者（パートナー）」が84.9%、「親」が70.1%、「職場の人や知人・友人」が49.4%、「幼稚園・保育所・認定こども園や学校の先生」が45.8%などとなっており、「相談できる相手がいない」は1.3%となっています。

小学生の保護者では、「配偶者（パートナー）」が72.1%、「職場の人や知人・友人」が58.7%、「親」が55.6%、「きょうだい」が20.9%となっており、「相談できる相手がいない」は2.1%となっています。

図表2-42 子育てに関する不安や悩みを誰に相談しているか（複数回答）

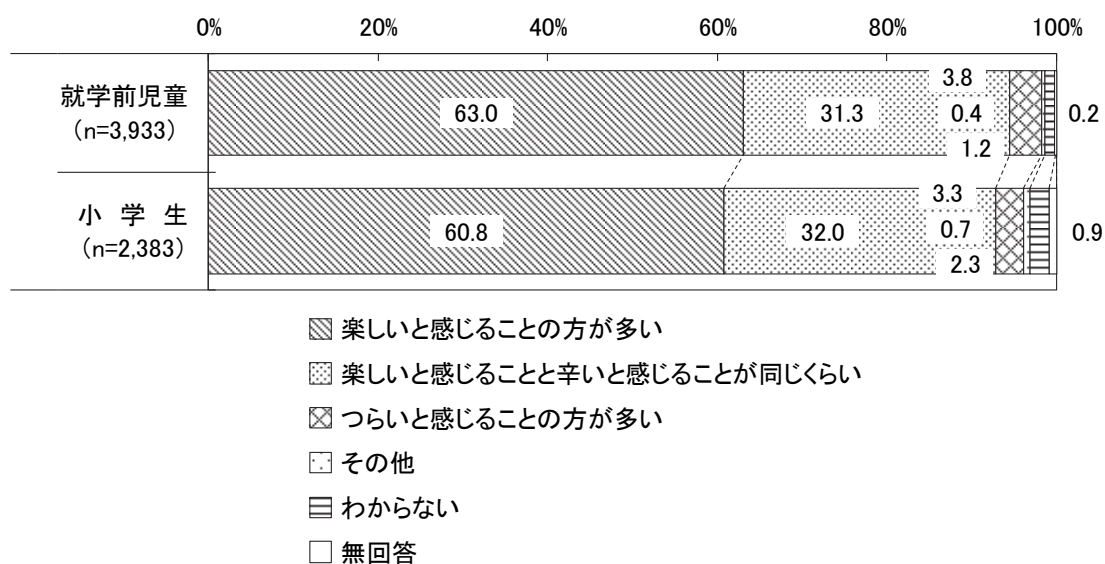


出典：「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（令和5年度）

(16) 子育ての充実感

子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と感じている保護者は、就学前児童では63.0%、小学生では60.8%となっています。

図表2-43 子育ての充実感



出典：「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（令和5年度）

(17) 課題の整理

- 育児休業の取得率は、父親、母親とも上昇していますが、父親の取得率はまだ低い状況です。主に子育てをしているのは「父母ともに」が、就学前児童で63.6%、小学生で59.2%となっていますが、その割合が上昇するよう、引き続き、ジェンダー平等の推進と共働き・共育てしやすい環境づくりに努める必要があります。
- 子育て支援へのニーズとしては、引き続き、「遊び場や住環境整備の取組」、「子育てに関する経済的支援」、「保育所・保育園等の保育サービス」、「小児医療体制」が高い状況です。特に、遊び場の整備については、児童生徒（小・中学生）のニーズもあります。
- 子ども・子育て支援事業へのニーズについては、認定こども園の利用や病児・病後児保育事業の利用、親の私用やリフレッシュ、不定期な就労などのための不定期的な教育・保育事業の利用の意向が高まっていることから、提供体制の整備にあたって留意する必要があります。
- 放課後児童健全育成事業に待機児童が発生していることから、必要量の確保を図る必要があります。
- 児童虐待は、依然として後を絶たず、子どもの権利擁護の観点から、県と連携し、一層の防止対策に努める必要があります。一方、子育てが「楽しいと感じることの方が多い」と答えた就学前児童、小学生の保護者は60%以上います。このように、子育てが「楽しいと感じることの方が多い」保護者を増やしていくことは、児童虐待の防止、子どもの権利擁護につながると考えられます。

3 「子ども・子育て支援事業」等の実施状況

令和2年度から令和6年度まで「第2期富山市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、5つの基本目標、21の施策のもと、210の事業を実施しました。これらの事業について、A：計画どおり進捗している、B：ある程度進捗している、C：あまり進捗していない、D：廃止・未実施の4段階で、令和5年度末における評価を行った結果が図表2-44となります。A評価が171事業（81.4%）、B評価が9事業（4.3%）、C評価が26事業（12.4%）、D評価が4事業（1.9%）となっています。

図表2-44 「第2期富山市子ども・子育て支援事業計画」の評価（令和5年度末時点）

基本目標と施策	事業数	評 価			
		A	B	C	D
全 体	210	171	9	26	4
基本目標Ⅰ 子育て意識の啓発と相談機能の充実	30	26	0	4	0
1 子育てについての意識啓発	6	4	0	2	0
2 子育て相談体制の充実	13	12	0	1	0
3 教育相談の充実	4	4	0	0	0
4 男女共同参画社会の推進	7	6	0	1	0
基本目標Ⅱ 子育て家庭への支援の充実	50	44	1	5	0
1 保育サービス等の充実	15	14	0	1	0
2 学校教育の充実	4	4	0	0	0
3 家庭や地域における子育て環境の充実	31	26	1	4	0
基本目標Ⅲ 健やかに子どもが育つ環境づくり	76	51	7	17	1
1 母子保健サービスの充実	45	32	3	9	1
2 「食育」の推進	4	3	1	0	0
3 小児医療の充実	2	2	0	0	0
4 遊び環境の整備	2	2	0	0	0
5 住環境の整備	2	2	0	0	0
6 安全でやさしいまちづくり	5	3	1	1	0
7 青少年期の心と身体の健康づくり	16	7	2	7	0
基本目標Ⅳ 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援	51	48	1	0	2
1 要保護児童等の支援	7	7	0	0	0
2 ひとり親家庭等への支援	19	19	0	0	0
3 障害児施策の充実	18	15	1	0	2
4 子育てに対する経済的支援	7	7	0	0	0
5 子どもの貧困対策	—	※全事業再掲			
基本目標Ⅴ 子育てと仕事の両立支援	3	2	0	0	1
1 ワーク・ライフ・バランスの意識づくり	2	2	0	0	0
2 雇用環境の整備	1	0	0	0	1

○ 課題の整理

- 子育て意識の啓発と相談機能の充実に向けては、引き続き啓発活動や相談事業を行うとともに、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、参加者が減少したセミナー等への参加促進を図る必要があります。
- 子育て家庭への支援の充実に向けては、保育サービスの充実や学童保育の必要量の確保、子どもの遊びや体験活動につながる事業の推進に取り組んでいく必要があります。
- 健やかに子どもが育つ環境づくりに向けては、子どもの発育・発達状況等を確認する機会となる乳幼児健康診査の受診率の向上に努めるとともに、子どもの健康づくりに向けた各種取組の推進を図る必要があります。
- 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援に向けては、誰一人取り残されることのないよう、取組のさらなる充実を図る必要があります。
- 子育てと仕事の両立支援に向けては、仕事と生活の調和の推進や共働き・共育てしやすい環境づくりに向け、引き続き、取組の推進を図る必要があります。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

子どもたちは社会の希望であり、未来の力です。

それゆえに、次代を担う子どもたちが個性豊かに、ひとしく健やかに育つことができるよう、子ども・若者の生きる権利を尊重しつつ、子ども・若者、子育て当事者を社会全体で支え、応援していかななくてはなりません。

そのため、引き続き、子ども・若者の一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として尊重され、ひとしく健康に育つことができる環境となるよう、子ども・若者施策を推進していきます。

また、保護者が子育ての第一義的責任をもちながら、社会のすべての構成員が子育て支援の重要性に関心と理解を深め、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。そのため、引き続き、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子育て支援サービスを提供するとともに、子育てを楽しいと感じられるような環境となるよう、子育て施策を推進していきます。

私たちは、誰もがみな、子ども・若者である時代を経て大人へと成長していきます。これまで様々な立場から子ども・若者、子育て当事者への支援に関わってこられた方々の想いを育み、様々な主体による取組をさらに充実させ、次代につなげていくことが、持続可能なまちづくりにつながります。

したがって、この計画においても、これまでの「富山市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を基本的に継承しながら、国、県と連携して「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

☆☆☆ 基本理念 ☆☆☆

すべての子ども・若者の生きる権利と豊かな育ちが尊重される環境づくり
子育てに喜びや生きがいを感じる生活を社会全体が応援する環境づくり

2 基本目標

基本理念の「すべての子ども・若者の生きる権利と豊かな育ちが尊重される環境づくり」及び「子育てに喜びや生きがいを感じる生活を社会全体が応援する環境づくり」に向け、第2章の現状と課題を踏まえ、次の6つの基本目標を掲げ、子ども・若者施策及び子育て施策を展開していきます。なお、具体的な施策の展開については、第4章に示します。

基本目標Ⅰ 「こどもまんなか社会」の実現

子ども・若者が、自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもや若者にとって何が最も良いことかという視点を持ちながら各種施策に取り組むとともに、「こどもまんなか」について普及啓発に取り組み、社会全体で子ども・若者、子育てを支え、応援する気運の醸成を図ります。

➤ 施策の方向

- 1 社会全体で子どもや子育てを支え応援する気運の醸成

☑ 成果目標

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
企業・団体等が行う子どもや子育てにやさしい取組の市への報告件数	9件	50件 (5年間の累計)

基本目標Ⅱ 子ども・若者が権利の主体であることの共有

子ども・若者の生きる権利が尊重される環境づくりに向け、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の精神にのっとり、子ども・若者が自立した個人として、性別等にかかわらず、ひとしく尊重され、その権利の擁護が図られるよう、広く市民への啓発を行うとともに、子ども・若者の意見表明の機会の確保などに取り組みます。

➤ 施策の方向

- 1 子ども・若者の権利についての理解啓発
- 2 子ども・若者の意見表明の機会確保
- 3 子ども・若者の権利侵害の防止
- 4 ジェンダー平等の推進

📊 成果目標

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
出前講座や広報等による子ども・若者の権利に関する啓発活動の実施回数	—	50回以上 (5年間の累計)
直接会って意見を聴いた子ども・若者の延べ人数	755人 (別に5,720人※1)	3,500人以上 (5年間の累計)

※1 「富山市子どもの生活実態調査」において実施（5年毎に実施）

基本目標Ⅲ 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの豊かな育ちが尊重される環境づくりに向け、妊産婦や乳幼児の健康を守る母子保健や学童期・思春期から成人期に向けた保健・医療対策の充実のほか、学校教育の充実や不登校の子どもへの支援、いじめ、不適切な指導などの防止対策、子どもに対する相談体制の充実、子どもや子育て家庭が安心して遊びや体験ができる環境の整備などに取り組みます。

➤ 施策の方向

- 1 母子保健サービスの充実
- 2 食育の推進
- 3 小児医療の充実
- 4 学校教育の充実
- 5 子どもの遊びや体験のための環境の整備
- 6 安全でやさしい「こどもまんなか」まちづくり
- 7 心とからだの健康づくり
- 8 子どもに対する相談体制の充実
- 9 不登校の子どもへの支援
- 10 いじめや不適切な指導の防止

成果目標

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
妊娠・出産における保健師や助産師等からの指導・ケアについて満足している者の割合 ※2	91.8%	100%
将来の夢や目標をもつ中学生の割合 ※3	62.4%	
ホッとできる居場所がないと回答した子どもの割合 ※4	小学生：3.9% 中学生：4.5%	
児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数 ※5	小学生：25.3人 中学生：65.6人	
いじめの解消率 ※5	小中学生：75.0%	

※2 出典「健やか親子21調査」（こども家庭庁）

※3 出典「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

※4 出典「富山市子どもの生活実態調査」

※5 出典「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

基本目標Ⅳ 若者が自分らしく社会生活を送るための環境づくり

若者が、自立した個人として、家庭の経済状況等にかかわらず、自ら希望する進路を選択し、進学や就職、転職、起業等が実現し、継続できるよう支援するとともに、就職や転職等を契機に富山市で暮らしたいと若者に思ってもらえるよう取り組みます。また、ニートやひきこもりの状態にあたり、進学や就職、人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に寄り添う相談体制の充実に取り組みます。

➤ 施策の方向

- 1 高等教育の修学支援
- 2 就業支援と生活支援
- 3 若者やその家族に対する相談体制の充実

📊 成果目標

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
大学と連携した UIJ ターン就職意識醸成事業の実施回数 ※6	3 回	25 回 (5 年間の累計)
「これからも富山市に住み続けたい」と思う若者(29 歳以下)の割合 ※7	68.7%	

※6 UIJ ターン就職意識醸成事業は、県内及び県外に在住する大学生を対象に、本市や市内企業に対する認知度を高め、UIJ ターン就職意識の醸成を図ることで、将来的な市内企業の人材確保につなげるための事業

※7 出典「富山市民意識調査」(令和5年度)

基本目標V 子育て家庭への支援

子育てに喜びや生きがいを感じるような環境づくりに向け、すべての子どもとその家族が、多様で総合的な保育サービス等を受けられるよう、保育サービス等の量の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。また、子育て当事者に対する相談体制の充実と子育て情報の発信などに取り組みます。

➤ 施策の方向

- 1 保育サービス等の充実
- 2 家庭や地域における子育て環境の充実
- 3 子育て当事者に対する相談体制の充実
- 4 子育て情報の発信
- 5 雇用環境の整備

 成果目標

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
保育の待機児童数 ※8	0人	0人
学童保育の待機児童数 ※9	36人	0人
子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と思う保護者の割合※10	就学前児童：63.0% 小学生：60.8%	
富山市「育さぽとやま」アクセス件数 ※11	35,148件 (令和5年)	40,000件以上 (令和11年)
主な保育者について「父母ともに」と回答した世帯の割合 ※10	就学前児童：63.6% 小学生：59.2%	

※8 出典「保育所等利用待機児童数調査」（こども家庭庁）

※9 出典「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」（こども家庭庁）

※10 出典「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

※11 「育さぽとやま」は富山市の子育て支援ウェブサイト

基本目標Ⅵ 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

要保護児童やヤングケアラーなどへの支援に取り組むとともに、児童虐待の防止と子どもの貧困の解消に努めます。

また、育児等への困難さを抱えるひとり親家庭、障害がある子や医療的ケア児とその家族など、多様な家庭に対する支援に取り組みます。

➤ 施策の方向

- 1 要保護児童等への支援と児童虐待への対応
- 2 ひとり親家庭等への支援
- 3 障害のある児童や医療的ケア児等への支援
- 4 ヤングケアラーへの支援
- 5 子育てに対する経済的支援
- 6 子どもの貧困解消対策

📊 成果目標

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
認定こども園等における医療的ケア児の利用人数	6人	30人以上 (5年間の累計)
全世帯における「もっとも収入の水準が低い世帯」の割合 ※12	小学生：7.2% 中学生：8.2%	
ひとり親家庭における「もっとも収入の水準が低い世帯」の割合 ※12	小学生：40.4% 中学生：38.4%	
過去1年間で食料が買えなかった経験があったと回答した保護者の割合 ※12	小学生：11.0% 中学生：12.4%	

※12 出典「富山市子どもの生活実態調査」

「もっとも収入の水準が低い世帯」は「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」の世帯

図表3-1 子ども・若者施策と子育て施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
子育てに喜びや生きがいを感じる生活を社会全体が応援する環境づくり すべての子ども・若者の生きる権利と豊かな育ちが尊重される環境づくり	I 「こどもまんなか社会」の実現	1 社会全体で子どもや子育てを支え応援する 気運の醸成
	II 子ども・若者が権利 の主体であることの 共有	1 子ども・若者の権利についての理解啓発 2 子ども・若者の意見表明の機会確保 3 子ども・若者の権利侵害の防止 4 ジェンダー平等の推進
	III 子どもが健やかに 育つ環境づくり	1 母子保健サービスの充実 2 食育の推進 3 小児医療の充実 4 学校教育の充実 5 子どもの遊びや体験のための環境の整備 6 安全でやさしい「こどもまんなか」まちづくり 7 心とからだの健康づくり 8 子どもに対する相談体制の充実 9 不登校の子どもへの支援 10 いじめや不適切な指導の防止
	IV 若者が自分らしく 社会生活を送るための 環境づくり	1 高等教育の修学支援 2 就業支援と生活支援 3 若者やその家族に対する相談体制の充実
	V 子育て家庭への支援	1 保育サービス等の充実 2 家庭や地域における子育て環境の充実 3 子育て当事者に対する相談体制の充実 4 子育て情報の発信 5 雇用環境の整備
	VI 社会的養護が必要な 子どもや援助を要する 家庭への支援	1 要保護児童等への支援と児童虐待への対応 2 ひとり親家庭等への支援 3 障害のある児童や医療的ケア児等への支援 4 ヤングケアラーへの支援 5 子育てに対する経済的支援 6 子どもの貧困解消対策

第4章 子ども・若者施策と子育て施策の展開

基本目標Ⅰ 「こどもまんなか社会」の実現

令和4年6月に制定された「こども基本法」の冒頭に、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」をめざすことがうたわれ、こうした社会について、「こども大綱」では「こどもまんなか社会」と明記されています。

この間、国において、「こどもまんなか応援サポーター」の募集が行われ、本市は、「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、令和5年6月に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行いました。

こどもまんなか応援サポーター宣言

富山市は、「こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現する」という「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「子育て日本一 とやま」を目指して取り組んでいくことを宣言します。

「こどもまんなか」の趣旨に賛同する個人や企業、団体の輪が広がり、「子育て日本一 とやま」となるよう、みなさん、一緒に取り組みましょう。

令和5年6月30日 富山市長 藤井 裕久

今後、「子育て日本一 とやま」をめざし、市民や企業、団体とともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進していきます。

➤ 基本目標Ⅰの施策の方向

施策1 社会全体で子どもや子育てを支え応援する気運の醸成

- ◇ 子どもや若者にとって何が最も良いことかという視点を持ちながら各種施策に取り組みます。
- ◇ 「こどもまんなか」の趣旨に賛同する市民や企業、団体の取組の輪を広げ、社会全体で子どもや子育てを支え応援する気運の醸成を図ります。

➤ 基本目標Ⅰの主要な取組

施策 番号	取組	概 要	担 当
1	こどもまんなか 推進事業	「こどもまんなか社会」の実現に向け、社会全体で子どもや子育てを支え、応援する気運の醸成と市民や企業、団体に「こどもまんなか」な取組の輪が広がるよう、「富山市こどもまんなか推進ロゴマーク」を活用しながら、広く啓発活動（看板設置、ポスター掲示、リーフレット配布など）を行います。	こども支援課

基本目標Ⅱ 子ども・若者が権利の主体であることの共有

日本は、平成6年4月に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）に批准しました。その後、平成28年6月の児童福祉法の改正により、子どもの権利が明文化されるまでには、20年以上かかりました。令和4年6月に制定された「こども基本法」においては、すべての子どもは、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」、「適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」が定められています。

「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）や「こども基本法」等の趣旨についてまずは周知を図るとともに、子どもも若者も、地域社会を形成するひとりの市民として、ひとしくその人格や主体性が尊重されるよう啓発に取り組む必要があります。

あわせて、子ども・若者も、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、自らの権利や相互の権利を尊重し合えるよう人権教育・啓発活動を推進するとともに、自分の考えや意見を表明できるよう機会の確保に努める必要があります。

このように、子ども・若者の権利についての市民の共通認識を深めることが、虐待や暴力、差別的取り扱いなど、子ども・若者への権利侵害の防止につながることを期待されます。

こうした取組を通じ、すべての子ども・若者の生きる権利が尊重される社会の実現をめざします。

➤ 基本目標Ⅱの施策の方向

施策1 子ども・若者の権利についての理解啓発

- ◇ 子ども・若者の権利について、市の広報紙やホームページ、出前講座等のほか、5月と11月の「こどもまんなか月間」や「人権週間」（12月4～10日）等を通じ、理解の啓発に取り組みます。
- ◇ 子ども・若者が、自らの権利や相互の権利を尊重し合えるよう人権教育・啓発活動の推進に努めます。

施策2 子ども・若者の意見表明の機会確保

- ◇ 子ども・若者が自分の言葉で考えや意見を地域や学校等で表明することができるよう環境づくりに努めます。
- ◇ 子ども・若者へのアンケート等を定期的の実施するなど、子ども・若者の意見表明の機会の確保に努めます。

施策3 子ども・若者の権利侵害の防止

- ◇ 児童虐待の防止等について、市の広報紙やホームページ、出前講座等を通じ、啓発に取り組みます。
- ◇ 障害のある子ども・若者が、学校や職場、地域等において、障害を理由に不当な差別的取り扱いを受けることのないよう人権教育・啓発活動の推進に努めます。

施策4 ジェンダー平等の推進

- ◇ 子ども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げられるよう学校教育や社会教育においてジェンダー平等の啓発に取り組みます。

➤ 基本目標Ⅱの主要な取組

施策番号	取組	概要	担当
1・3	広報活動の推進	子ども・若者の権利や児童虐待の防止等について広く普及を図るため、市の広報紙やホームページ、SNS、ポスター、リーフレット等により、わかりやすく情報を発信します。	こども支援課 こども健康課
1・3	啓発活動の推進	出前講座のほか、「人権週間」（12月4～10日）や「こどもまんなか 児童福祉週間」（5月5～11日）、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」（11月）など様々な機会を通じ、子ども・若者の権利や児童虐待の防止等について啓発します。	こども支援課 こども健康課
1・3	人権教育の推進	人権教育や人権教育推進研修会、人権教育の指導事例集等を通じ、児童生徒及び教職員の人権意識を高めるとともに、一人ひとりがかけがえのない存在であることを自覚し、互いに人間として尊重し合う心を育みます。	学校教育課
2	子ども・若者向けアンケート等の実施	子ども・若者から意見等を聴き、施策の立案、実施、評価等に反映するため、定期的にアンケート等を実施するなど、意見表明の機会を設けるよう努めます。	こども支援課 関係各課
3	障害のある子ども・若者への差別の解消	障害のある人への差別の解消に向け、市の広報紙やホームページ、SNS、パンフレット等のほか、出前講座や「障害者週間」（12月3～9日）など、様々な機会を通じ、障害への理解や配慮について啓発します。	障害福祉課 こども健康課
4	ジェンダー平等の啓発	男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」の発行や小学3～6年生を対象に男女平等意識を育む啓発冊子「自分らしく生きる」の配布を行います。	市民協働相談課

基本目標Ⅲ 子どもが健やかに育つ環境づくり

次代を担う子どもたちが心豊かに健やかに成長するためには、妊娠期から出産期、乳幼児期にかけた切れ目のない支援や子どもが小学校、中学校、高等学校等へ進学する際の関係機関の連携を含む学童期から思春期にかけた支援の充実が求められ、保健・医療、福祉、教育等の分野が連携し、各地域で子どもや子育て当事者を支えておられる方々とともに、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る環境づくりを進める必要があります。

また、子どもたちが自己肯定感を高め、協調性や社会性、たくましく生きる力を養っていくためには、学校等の教育環境のほか、遊びや様々な体験を得られる環境を大切にしながら、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

一方、令和4年6月の児童福祉法の改正により、妊婦や乳幼児の保護者を支援する「子育て世帯包括支援センター」と、虐待や貧困といった問題を抱える家庭を支援する「子ども家庭総合支援拠点」を一元化し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉と母子保健の両面から一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置することとなり、本市では同センターを令和6年4月に開設しました。こども家庭センターを中心に、関係機関と連携して支援に取り組んでいきます。

また、学童期においては、いじめや不登校が大きな課題となっています。不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、課題解決に向け引き続き取り組んでいく必要があります。いじめの認知件数も近年増加しており、「いじめの定義」を限定的に解釈することなく、これまで以上に積極的な把握に努めるとともに、引き続き、いじめの未然防止、早期発見、即時対応に取り組んでいく必要があります。

こうした課題を解消し、安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが豊かに育つことのできる社会の実現をめざします。

➤ 基本目標Ⅲの施策の方向

施策1 母子保健サービスの充実

- ◇ 妊娠、出産、子育てについての正しい知識の啓発に努めるとともに、不妊・不育症への支援を行います。
- ◇ 母子健康手帳・ママ手帳の交付はもとより、妊婦が安心して過ごすことができるよう訪問指導や健康診査、予防接種、医療費助成等を行います。
- ◇ 支援の必要性の高い乳幼児とその保護者を支援するため、母親の産後の心身のケアをはじめ、専門的相談や育児・家事援助、医療費助成等を行います。
- ◇ 「こども家庭センター」を中心に、関係機関と連携して、児童福祉と母子保健の両面からの一体的な相談支援を行うとともに、妊娠、出産、子育てにわたる切れ目のない支援に努めます。

施策2 食育の推進

- ◇ 子どもが様々な「食」の経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を養い、健全な食生活を送ることができるよう育みます。

施策3 小児医療の充実

- ◇ 地域の医療機関と連携し、質の高い周産期医療の提供と小児医療の充実を図るとともに、地域の医療機関の休診時（休日・夜間）の救急医療の提供に努めます。

施策4 学校教育の充実

- ◇ 児童生徒が自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力とともに、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育み、社会で生きる実践力を高める教育に取り組みます。
- ◇ 安心・安全で質の高い教育環境の整備に努めます。

施策5 子どもの遊びや体験のための環境の整備

- ◇ 児童館や公園、図書館など、地域の子どもたちの遊びや体験の拠点の環境整備に努めます。
- ◇ 様々な体験や交流、イベント等を通じて子どもたちの協調性や社会性などが育まれるよう環境づくりに取り組みます。

施策6 安全でやさしい「こどもまんなか」まちづくり

- ◇ 交通事故や犯罪、インターネット上のトラブルなどから子どもたちを守る活動を推進するとともに、青少年の非行防止に努めます。
- ◇ 安心して子育てができるよう住まいの確保、道路や歩道、街灯の整備と除雪を含む維持管理、通学にも使用する公共交通の活性化、防災体制の強化等に取り組みます。
- ◇ 施設や歩道等のバリアフリー化に努めます。

施策7 心とからだの健康づくり

- ◇ 悩みを抱える子どもが相談しやすい環境をつくるなど、心の健康づくりに取り組みます。
- ◇ 生活習慣病や喫煙、薬物等についての正しい知識の啓発に努めるとともに、体育の学習や体育的行事以外での運動習慣の定着を図るなど、からだの健康づくりを推進します。

施策8 子どもに対する相談体制の充実

- ◇ 悩みを抱える様々な子どもからの相談に対応する相談体制の充実を図ります。

施策9 不登校の子どもへの支援

- ◇ 学校と家庭、関係機関との連携を図り、不登校児童生徒に対する支援体制の確立と、学校等の取組を支援するための教育条件等の整備を進めます。
- ◇ 子どもが、居場所を見つけ、誰かとつながり、幸せな状態で成長できるよう、支援に努めます。

施策10 いじめや不適切な指導の防止

- ◇ 学校と家庭、地域、関係機関との連携を図り、いじめの未然防止とともに、早期に発見、対応し、解消に努めます。
- ◇ 教員の資質向上を図り、不適切な指導の防止に取り組みます。

➤ 基本目標Ⅲの主要な取組

施策番号	取組	概要	担当
1	啓発活動の推進	妊娠、出産、子育てについての正しい知識や関心を高められるよう、企業向け妊娠・子育て応援シンポジウムやパパママセミナー、お父さん・お母さんの子育て講座等を開催します。	子育て支援センター こども健康課 保健福祉センター
1	不妊・不育症への支援	不妊に関する適切な情報提供や相談に対応するとともに、特定不妊治療費や不育症の検査費や治療費の一部を助成します。	こども健康課 保健福祉センター
1	妊婦一般・歯科健康診査事業（妊婦に対する健康診査事業）	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦の健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に、必要に応じて、医学的検査を実施します。	こども健康課 保健福祉センター
1	訪問指導等の実施	必要に応じて、妊婦や未熟児・乳幼児のいる家庭に対し、訪問や来所、電話等によって健康管理や日常生活指導を行い、疾病等の予防や早期治療を促します。	こども健康課 保健福祉センター
1	産後ケア事業	まちなか総合ケアセンター内の産後ケア応援室において、出産退院直後から産後4か月までの母子に対し、デイケアや宿泊等のサービスを提供し、心身のケアや育児サポート等を行い、母親自身のセルフケア能力を高めるとともに、安心して子育てができるよう支援します。また、「助産師ほっとライン」を開設し、24時間電話相談に対応します。さらに、指定の産科医療機関において、産後1年未満の母子に対し、デイケアや宿泊等の産後ケアを提供します。加えて、指定の助産院において訪問型の産後ケアを行います。	まちなか総合ケアセンター こども健康課
1	乳幼児健康診査等の実施	乳幼児の発育・発達状況等を確認するため、健康診査を実施し、疾病等の早期発見や適切な指導等を行います。また、幼児を対象とした歯科健康診査を実施します。	こども健康課 保健福祉センター
1	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	2～3か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスにつなげます。	こども健康課 保健福祉センター
1	出産・子育て応援事業	妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに合わせて必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と妊娠時と出産後にギフトを支給する「経済的支援」を一体的に提供します。	こども健康課 保健福祉センター

施策番号	取組	概 要	担 当
1	産前産後・養育支援訪問事業	支援を必要とする家庭に対し、保健師、臨床心理士、栄養士等が家庭を訪問する専門的相談支援を実施します。	こども健康課 保健福祉センター
1	予防接種の実施	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、乳幼児等に対し、法に基づく予防接種（ＢＣＧ、日本脳炎、ジフテリア・破傷風、ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ（５種混合）、麻しん風しん、小児肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、Ｂ型肝炎）を行います。	保健所保健予防課
1	医療費等の助成	妊娠にかかわる疾病や未熟児の養育、小児慢性特定疾病の療養に要する医療費の一部を助成するとともに、中学３年生までの子どもの入院及び通院にかかる医療費を助成します。	こども福祉課 保健所保健予防課
1・8	「こども家庭センター」の開設	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉と母子保健の両面から一体的に相談支援を行います。	こども健康課 保健福祉センター
1	関係機関等連携会議（切れ目ない子育て支援体制構築事業）	すべての妊産婦等が、安心して妊娠、出産、子育てを行い、子どもが健やかに育つよう環境を整備するため、市内の関係機関等の連携会議を実施し課題の整理、対応策の検討を行います。	こども健康課
2	食育の推進	赤ちゃん教室等で栄養士による講話及び離乳食の試食提供を行うなど、乳幼児期における「食」の体験機会を提供するとともに、保育施設や学校等において「食」に関する理解や体験を深めます。	こども健康課 保健福祉センター こども保育課 学校保健課
3	小児医療の充実	地域の医療機関と連携し、質の高い周産期医療の提供を図るとともに、地域の医療機関の休診時（休日・夜間）に富山市・医師会急患センターにおいて初期救急診療を行います。	福祉政策課
4	学校教育の推進	小・中学校において、児童生徒の確かな学力の定着を図るとともに、豊かな心と健やかなからだを育みます。また、一人ひとりの子どもをその子らしく最大限の可能性を引き出して育てることをめざした教育（イエナプラン教育）の要素の導入、問題解決的な学習の推進、キャリア教育の推進、ＩＣＴの活用等により、主体性を育みます。	学校教育課

施策番号	取組	概 要	担 当
4	教育環境の整備	スクールカウンセラー等を配置して教育相談体制の整備を図るとともに、特別支援教育の推進や医療的ケア児の受入体制の整備など、特別な支援を必要とする児童生徒への支援に努めます。また、学校施設の整備やICTを活用した教育環境の整備等を推進するとともに、教員の資質向上などに取り組みます。	学校教育課 学校保健課 学校施設課 教育センター
5	遊びや体験の拠点の環境整備	地域における子どもたちの遊びや体験の拠点である13か所の児童館を維持していくほか、子どもの読書環境の整備、子どもたちにとって魅力ある公園づくりを進めます。	こども支援課 図書館 公園緑地課
5	14歳の挑戦	市内の全中学2年生が5日間の職場体験、福祉・ボランティア活動を行う「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業」を実施します。	学校教育課
5	体験の場づくり	小中学校において、音楽や演劇等に触れる機会をつくるなど、体験活動の充実に取り組みます。また、学校の放課後や休業日にスポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を実施する「子どもかがやき教室」（放課後子ども教室）を開設するとともに、様々な体験活動等を行う児童クラブや青少年団等を支援します。そのほか、多様な体験機会の創出に努めます。	学校教育課 生涯学習課 こども支援課 関係各課
6	交通安全対策の推進	保育所及び幼稚園において、小学校への登校を見据え、基本的な交通ルールを学ぶ交通安全教室を開催するとともに、小学校において、スクールガード・リーダー（地域学校安全指導員）を配置するなど、通学路交通安全プログラムに沿って通学路の安全対策に取り組みます。	生活安全交通課 学校教育課 関係各課
6	防犯対策の推進	地域が主体となった防犯活動を支援し、地域や警察と連携した防犯対策を行います。	生活安全交通課
6	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	少年補導委員だよりやリーフレット等により、青少年の非行防止や健全育成に関する意識啓発を行います。また、青少年を取り巻く様々な有害環境の的確な把握と浄化に取り組みます。さらに、インターネットにかかわるトラブルの未然防止と子どもが情報を適切に選択・発信できるようになるよう、情報モラル教育等の推進に取り組みます。	生活安全交通課 学校教育課 教育センター

施策 番号	取組	概 要	担 当
6	住環境の整備	低所得者世帯に低廉な家賃の市営住宅を提供するとともに、公共交通沿線の民間賃貸住宅に転入・転居するひとり親家庭等に家賃の補助を行います。	居住政策課 市営住宅課
6	こどもまんなか 運賃無料化	「こどもまんなか応援サポーター宣言」に伴い、市営コミュニティバスと地域自主運行バスの小・中学生の運賃無料化に取り組めます。	交通政策課
6	バリアフリー化 の推進	乳幼児や障害のある児童等と同伴する人が、道路や公共施設、公共交通施設等を円滑に利用できるよう障壁のない都市空間づくりを進めます。	こども支援課 関係各課
6	防災対策の推進	地域が主体となった防災活動を支援するとともに、子どもの頃から防火、防災に関する知識を身につけ、自分の命を守ることができるよう教室を開催します。	防災危機管理課 消防局予防課
7	心の健康づくり	子どものSOSの出し方に関する教育を推進するとともに、悩みを抱える子どもからの相談に対応するため、小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、必要に応じて、適応指導教室等において支援を行います。また、保健所において、精神科医師や公認心理師等による相談を実施するとともに、悩んでいる人の変化に気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の養成に取り組めます。	学校教育課 教育センター 保健所保健予防課 保健福祉センター
7	からだの健康づくり	「すこやか教室」や「いきいき健康教室」等を通じ、生活習慣病や喫煙、薬物等について正しい理解を深める健康教育に取り組むとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動を支援するなど、スポーツに親しむ環境づくりを進めます。	学校保健課 保健所地域健康課 スポーツ健康課 保健福祉センター

施策 番号	取組	概 要	担 当
8	子どもに対する 相談体制の充実	悩みを抱える子どもからの相談に対応するため、小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校や特別支援についての相談会の開催や外国人相談員の配置調整など、様々な相談に対応します。また、自分から悩みを言い出しづらい子どもが相談したいときに意思表示することができるよう、一人1台端末を用いて相談申込みができるようにします。さらに、子育て支援センターにおいて、「子どもほっとダイヤル」を開設し、子どもからの電話相談に対応します。	学校教育課 教育センター 子育て支援センター
9	不登校対策	市内2か所に適応指導教室を設置し、不登校児童生徒への集団生活への適応力を高め、社会的自立に向けた支援を行います。また、市内社会施設等において、不登校児童生徒を対象とした体験活動を行います。加えて不登校児童生徒の保護者が幅広く情報を得られるよう、民間フリースクール等と連携した不登校相談会を実施します。	学校教育課 教育センター
9	校内サポートル ームの設置	自分のクラスに入りづらい児童生徒が、思い思いの過ごし方によって心のエネルギーをたくわえることができるような居場所を整備します。	学校教育課
10	いじめの解消	児童生徒や教員の人権意識を高め、「いじめ発見」チェックリストを活用するなどしていじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、いじめ事案には、関係機関等と連携し、早期に対応していじめを解消します。	学校教育課
10	教員による不適 切な指導の防止	教員研修の機会等を通じ、不適切な指導の防止を徹底します。	学校教育課

基本目標Ⅳ 若者が自分らしく社会生活を送るための環境づくり

不登校やひきこもり、ニートなど、子ども・若者が抱える問題が深刻化し、従来の教育、福祉、保健・医療、雇用等の縦割りによる対策では限界が生じたため、各分野の連携、協働が求められたことを背景に、平成21年7月、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することを目的として「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、「子ども・若者育成支援推進大綱」のもと支援施策を行うこととされました。

令和4年6月に「こども基本法」が制定され、同法に基づき国において定められる「こども大綱」に「子ども・若者育成支援推進大綱」が含まれることとなりました。

令和5年12月に決定された「こども大綱」においては、青年期に当たる若者について、「大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期」にあり、「自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められる」としています。そして、こうした状況に対応する施策として、「高等教育の修学支援、高等教育の充実」、「就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組」、「悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実」などを掲げています。

なお、ひきこもりやニートなど、制度の狭間にある問題を含む複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法に基づき、令和4年4月に「富山市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、誰一人取り残さない地域共生社会の実現のため、持続可能な支援体制の構築をめざして事業の推進に取り組んでいます。

こうした状況を踏まえ、本市における若者施策を推進し、若者が尊重される社会の実現をめざします。

➤ 基本目標Ⅳの施策の方向

施策1 高等教育の修学支援

- ◇ 若者が、その家庭の経済状況等にかかわらず、自ら選択する大学等の高等教育機関に進学し、修学できるよう支援します。

施策2 就業支援と生活支援

- ◇ 若者が、自ら選択するキャリアをスタートし、また、ステップアップできるよう就業や転職、起業等を支援します。
- ◇ 障害者の雇用機会の確保に努めます。
- ◇ 就職や転職等を契機に富山市で暮らしたいと若者に思ってもらえるよう取り組みます。
- ◇ 生活に困窮する若者が自立した生活を送ることができるよう支援します。

施策3 若者やその家族に対する相談体制の充実

- ◇ ひきこもりやニート、不安を抱える若者が、地域社会から誰一人取り残されることのないよう相談体制の充実を図ります。

➤ 基本目標Ⅳの主要な取組

施策 番号	取組	概 要	担 当
1	高等教育の修学 支援	福祉奨学資金やひとり親家庭奨学資金、富山で働く人材応援奨学資金などにより、生活保護世帯やひとり親世帯等の若者が大学等に進学し、修学できるよう支援を行います。	生活支援課 こども福祉課 商工労政課 学校教育課
2	若者の就業・ 起業支援	富山広域連携中枢都市圏（富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町）による合同企業説明会や県内外の大学において開催するイベント等を通じて若者の本市での就業を促進するとともに、起業にあたっての経営相談・指導、資金面の支援などを行います。また、特別支援学校の生徒の就業体験を受け入れた事業主に対して助成金を交付し、障害者の就業に対する支援を行います。	商工労政課
2	若者の生活支援	様々な事情により経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある場合は、生活困窮者自立支援制度等の活用により、社会的・経済的な自立と生活向上のための支援を行います。	生活支援課
3	重層的支援体制 の整備	長期にわたりひきこもりの状態にあるなど自ら支援につながる事が難しい方に対し、本人と直接対面したり継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行うなど必要な支援を届けます。また、社会とのつながりをつくるため、本人のニーズを踏まえた支援メニュー作りや受け入れ先とのマッチングを行い、本人への定着支援と受け入れ先の支援を行います。	福祉政策課 関係各課
3	身近な相談を受け止める体制の 整備	本市には、身近に立ち寄ることができる行政窓口であり、地域での暮らしや生活について相談ができる73カ所の地区センターと保健、福祉をはじめとする様々な相談ができる7カ所の保健福祉センターがあります。これらの相談機能の周知と充実に努めます。また、保健所において、精神科医師や公認心理師等による相談を実施するとともに、「ゲートキーパー」の養成に取り組みます。	地域コミュニティ推進課 保健所保健予防課 保健福祉センター

基本目標Ⅴ 子育て家庭への支援

子どもの健やかな育ちは、一人ひとりの子どもやその保護者の幸せにつながり、子育て家庭を支えることは、次代の地域の担い手を育成する重要な未来への投資であり、各地域で子どもや子育て当事者を支えておられる方々とともに、社会全体で取り組んでいく必要があります。

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等家庭をめぐる環境が変化する中、子どもを育む力の持続、向上が求められています。そのため、子育て支援ガイドブックや子育て支援ウェブサイト「育さぼとやま」をはじめ、様々な媒体を通じ、子育てに関する情報をわかりやすく提供していく必要があります。また、子育て当事者が孤立しないよう、こども家庭センターや各保健福祉センター、子育て支援センター等において子育て当事者からの相談に対応するほか、親子サークルを実施し、子育て当事者の仲間づくりの支援を行う必要があります。さらに、子どもの心身の状況や保護者の就労状況を踏まえた保育サービスや学童保育の提供などが求められています。

また、負担感や不安感の一つの要因として、就労と子育ての関係性が挙げられます。子育て当事者のみならず、企業等にも働きかけ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進やジェンダーギャップの解消等による共働き・共育てしやすい環境づくりなどに取り組んでいく必要があります。

これらの取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てる中で喜びや生きがいを感じ、すべての子どもが豊かに育つことのできる社会の実現をめざします。

➤ 基本目標Ⅴの施策の方向

施策1 保育サービス等の充実

- ◇ 保育所、幼稚園、認定こども園等における幼児教育・保育の体制の確保に取り組むとともに、幼児教育・保育の質の向上や事故防止等に努めます。
- ◇ 延長保育や一時預かり、病児保育などの「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保に努めます。

施策2 家庭や地域における子育て環境の充実

- ◇ 子育て支援の重要性について関心と理解を深め、家庭や地域における子育て支援活動への参画を促進します。
- ◇ 放課後児童健全育成事業の提供体制の確保に努めます。

施策3 子育て当事者に対する相談体制の充実

- ◇ 子育て当事者が、子育てに悩み、孤立することがないように、こども家庭センターや子育て支援センター等における相談体制の充実を図ります。

施策4 子育て情報の発信

- ◇ 子育て支援ガイドブックや「育さぽとやま」をはじめ、様々な媒体を通じ、子育て当事者が必要とする情報の発信に努めます。

施策5 雇用環境の整備

- ◇ 企業等に対し、女性が働きやすく活躍できる環境づくりや男女とも育児休業等を取得しやすい環境づくりなどを働きかけることにより、共働き・共育てを支援します。

➤ 基本目標Vの主要な取組

施策番号	取組	概要	担当
1	教育・保育事業	保育及び幼児教育における必要な体制を確保するとともに、私立認定こども園等への指導監査や保育士等への研修等による保育及び幼児教育の質の向上や不適切保育の防止に取り組みます。また、満3歳未満で保育所等に通っていない子どもが、保護者の就労要件を問わず柔軟に保育施設等が利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の受け皿の確保に努めます。	こども保育課 学校教育課 指導監査課
1	利用者支援事業（特定型）	保育所、幼稚園、認定こども園等のほか、地域の子育て支援に関する情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談に対応するとともに、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。	こども保育課
1	私立認定こども園等への支援	私立認定こども園等における施設整備や人材確保、保育士等の処遇改善や資格取得など、必要な支援を行うとともに、事故防止や防犯・防災対策への取組を促進します。	こども保育課
1	延長保育事業（時間外保育事業）等	保護者の就労状況等による多様なニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育が必要な子どもを預かる延長保育や、休日や年末における保育を実施します。	こども保育課
1	預かり保育事業等（一時預かり事業）	幼稚園等においては、希望者に対し、通常の教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間中等に教育（保育）を行います。また、保育所等における一時預かり保育事業やファミリー・サポート・センター事業（子どもの預かりを希望する保護者（依頼会員）と援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業）、トワイライトステイ（保護者が不在となる夜間や休日に児童養護施設等で子どもを預かる事業）を行います。	学校教育課 こども保育課 こども健康課 子育て支援センター
1	病児・病後児保育事業（病児保育事業）	病気や病気回復期の子どもや突然の発熱等で集団保育が困難な子どもに対し、保育所や病院等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育等を行います。	こども保育課 まちなか総合ケアセンター
1	短期入所生活援助事業（子育て短期支援事業）	保護者の出産や疾病等により、家庭において養育が一時的に困難になった子どもに対し、児童養護施設等において一定期間養育・保護するショートステイを行います。	こども健康課

施策 番号	取組	概 要	担 当
1	異年齢児保育の 推進	異年齢児との生活を通じ、社会性や他人を 思いやる心を育てる保育を推進します。	こども保育課
2	家庭や地域に おける子育て 気運の醸成	市の広報紙やホームページ、SNS等により、子育て支援の重要性についての啓発に努めるとともに、子育て意識を醸成するため、お父さん・お母さんの子育て講座や孫育てセミナー、世代間交流事業などを実施します。	こども支援課 子育て支援センター 生涯学習課
2	放課後児童クラブ等（地域児童健全育成事業、放課後児童健全育成事業）※	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、社会福祉法人等が生活の場を提供する「放課後児童クラブ」や「地域ミニ放課後児童クラブ」を支援するとともに、小学校の余裕教室を活用して遊びや生活の場（「子ども会」）を提供します。	こども支援課
2	子どもかがやき教室（放課後子ども教室）※	学校の放課後や休業日にスポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を行う場として開設します。	生涯学習課
3	「こども家庭センター」の開設【再掲】	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉と母子保健の両面から一体的に相談支援を行います。	こども健康課 保健福祉センター
3	子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	子育てに関する相談等に対応するとともに、親子サークルや子育てサロンを開催し、子育て親子の交流を通じ、子育てへの不安や孤立感を解消します。また、「子育て相談電話」を開設し、子育てへの不安や孤立感の解消に取り組みます。	子育て支援センター
3	子育て支援隊の実施	子育てボランティアを育成し、子育て支援センター未開設地域において子育てに関する身近な相談に対応します。	子育て支援センター
3	保育所等や児童館における親子サークル等の充実	保育所、幼稚園、認定こども園及び児童館において、子育てへの不安や孤立感を解消するため、親子サークル活動を実施します。また、保育所等に子育て支援スペース等を整備し、保育士が身近な相談に対応します。	こども保育課 学校教育課 こども支援課
4	子育て情報の発信	子育て支援ガイドブックや「育さぽとやま」、市の広報紙、SNS等を活用し、子育てに関する情報をわかりやすく提供します。	こども支援課

施策番号	取組	概要	担当
5	共働き・子育てへの支援	多様で柔軟な働き方を実現するため、女性が活躍できる環境づくりに取り組む事業主を支援するほか、市内中小企業等に対し、テレワーク等の活用や短時間勤務制度の導入など、働きやすい環境づくりの推進について働きかけます。	商工労政課
5	ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成に向け、情報交流誌「あいのかぜ」、出前講座、「男女共同参画とやま市民フェスティバル」など、様々な機会を通じて啓発を行います。	市民協働相談課

国の「放課後児童対策パッケージ」の推進に向け、地域児童健全育成事業、放課後児童健全育成事業、子どもかがやき教室の3事業（前ページ表中※）について次のとおり取り組みます。

＜地域児童健全育成事業、放課後児童健全育成事業、子どもかがやき教室＞

- ① 校内交流型の事業については、令和11年度までに30か所の実施を目指す。また、放課後子ども総合プラン運営委員会において、実施状況を検証し、連携方策について検討する。
- ② 実施に関する教育委員会と市長部局の具体的な連携方策については、指導員に対する研修を合同で開催するほか、放課後子ども総合プラン運営委員会において検討する。また、必要に応じて総合教育会議において協議する。
- ③ 小学校の余裕教室等の活用については、学校教育に支障が生じないように配慮しながら一層の推進を図る。
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策については、必要に応じ、関係機関と連携して適切な対応に努める。

＜地域児童健全育成事業、放課後児童健全育成事業＞

開設時間の延長については、地域の実情を踏まえ、実施団体等に時間延長の働きかけを行う。

基本目標Ⅵ 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化、多様化しており、社会的養護や支援を必要とする子どもとその家庭の早期発見、早期支援がますます重要となっています。そのため、母子健康手帳の交付時の妊娠早期から職員が関わるとともに、妊婦や親子が発信する様々なサインを受け止め、子育てに寄り添う支援が求められます。

児童虐待の問題については、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、令和4年6月に児童福祉法等が改正され、「子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）」、「児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）」、「親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）」が新設されるなど、要保護児童等の支援の充実が図られました。

また、ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことをいうとされています。しかし、ヤングケアラーに該当するかどうかは、その置かれている状態のみから判断することは容易ではなく、困っていることに気づいていない場合もあれば、困っていない場合もあります。そのため、周囲の関係者が互いに情報を共有して状況を把握し、関係機関と連携して対応していく必要があります。

子どもの貧困対策について、令和6年6月の法改正により「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称が改められるとともに、基本理念には、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐこと」、「妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われる」こと、「こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく」、「こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進」されるべきことが明記されました。こうした状況を踏まえ、子どもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、経済的困窮にある世帯の子どもや親に対する経済的支援や就労支援等に社会全体で取り組んでいく必要があります。

これらの取組を通じ、誰一人取り残されることのない社会の実現をめざします。

➤ 基本目標Ⅵの施策の方向

施策1 要保護児童等への支援と児童虐待への対応

- ◇ 関係機関と連携し、要保護児童等への支援に努めます。
- ◇ 児童虐待の防止に向けた啓発に取り組むとともに、関係機関等と連携し、虐待を受けた児童等の早期発見、適切な保護等に努めます。

施策2 ひとり親家庭等への支援

- ◇ ひとり親家庭の相談体制を確保するとともに、自立に向け、住居や養育費の確保にかかる支援のほか、親に対する就労支援等に取り組みます。
- ◇ 配偶者等からの暴力（DV）の被害者とその子どもの相談に対応するとともに、自立に向けた支援等に努めます。

施策3 障害のある児童や医療的ケア児等への支援

- ◇ 障害児相談支援や障害児通所支援等の提供のほか、発達障害のある児童とその家族への支援、補装具等の支給などにより、障害のある児童の日常生活や社会生活を支援します。
- ◇ 日常生活や社会生活を送る上で恒常的に医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築やサービスの円滑な提供に努めます。

施策4 ヤングケアラーへの支援

- ◇ ヤングケアラーについて周知を図るとともに、実態の把握と必要な支援の提供に努めます。

施策5 子育てに対する経済的支援

- ◇ 子育て家庭の経済的な負担の軽減に努めるとともに、多子世帯等への支援に取り組みます。

施策6 子どもの貧困解消対策

- ◇ 現在の子どもの貧困を解消しつつ将来の子どもの貧困を防ぎ、すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、貧困の状態にある子どもとその家庭に対する支援に取り組みます。

➤ 基本目標Ⅵの主要な取組

施策番号	取組	概要	担当
1・4	「こども家庭センター」の開設【再掲】	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉と母子保健の両面から一体的に相談支援を行います。	こども健康課 保健福祉センター
1・6	要保護児童等への支援	要保護児童対策地域協議会を通じ、関係機関等と連携して要保護児童の早期発見、適切な保護に努め、必要に応じて、児童養護施設において保護します。また、要支援児童、特定妊婦に対しても適切な支援を行います。	こども健康課 関係各課
1・6	産前産後・養育支援訪問事業【再掲】	支援を必要とする家庭に対し、保健師、臨床心理士、栄養士等が家庭を訪問する専門的相談支援を実施します。	こども健康課 保健福祉センター
1・4・6	子育て世帯訪問支援事業	家事や育児等に対して不安や負担を抱える妊産婦、子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぎます。	こども健康課 保健福祉センター
1・4・6	ヤングケアラーへの支援	市の広報紙やホームページ、SNS、ポスター、リーフレット等により、ヤングケアラーについての認識と正しい理解の啓発に努めるとともに、福祉、介護、医療、教育等といった関係機関と連携して対応します。	こども健康課 関係各課
1・6	児童虐待への対応	地域や関係機関等と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。	こども健康課
1・6	遺児等への支援	交通事故により主に生計を維持していた両親または片親を亡くした交通遺児に対して福祉金や見舞金を支給するとともに、犯罪被害者またはその家族のうち県内の大学等に進学する若者に対して奨学資金を給付します。	生活安全交通課
2・6	ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成のほか、養育費確保のための公正証書等の作成費用の助成や公共交通沿線の民間賃貸住宅に転入・転居するひとり親家庭等への家賃補助等を行います。	こども福祉課 居住政策課
2・6	ひとり親家庭への就労支援	母子家庭等就業・自立支援センターや母子父子自立支援員等による相談体制を確保するとともに、母子家庭等自立支援給付金等の支給、病児保育事業やファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等の利用料の軽減のほか、ひとり親雇用奨励金による雇用の促進と安定等に取り組みます。	こども福祉課 こども保育課 こども支援課 子育て支援センター 商工労政課

施策 番号	取組	概 要	担 当
2	DV被害者とその子どもへの支援	市の広報紙やホームページ等により、DV相談窓口の周知を図り、相談に対応するとともに、自立に向けた支援等を行います。	市民協働相談課 男女共同参画推進センター こども福祉課
3	障害のある児童への支援	障害児相談支援や児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援、移動支援や日中一時支援、短期入所（ショートステイ）等の提供のほか、発達障害のある児童とその家族によるペアレントトレーニング等の実施、軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の補助などを行います。また、保育所等や学校において、障害児保育や特別支援教育に取り組みます。	こども健康課 障害福祉課 こども保育課 学校教育課 保健福祉センター
3	医療的ケア児への支援	医療的ケア児支援コーディネーターを配置し、医療的ケア児の支援体制の構築や多分野にまたがる支援の利用調整に取り組みます。また、保育所等や学校において、医療的ケア児への対応を行います。	こども健康課 こども保育課 学校教育課 学校保健課 保健福祉センター
5	子育て世帯への経済的支援	児童手当を支給するとともに、子どもの入院及び通院にかかる医療費を助成します。このほか、世帯の年収などに応じて保育料等の軽減を行います。	こども福祉課 こども保育課
6	子どもの貧困の解消に向けた教育の支援	生活保護世帯等を対象とした就学援助や学習支援、奨学資金等の給付、ひとり親家庭を対象とした学習支援や奨学資金の給付等を行います。	学校教育課 生活支援課 こども福祉課 商工労政課
5・6	市営住宅等の提供	低所得者世帯に対し、低廉な家賃で市営住宅を提供します。中堅所得者の子育て世帯に対しては、減額した家賃で特定公共賃貸住宅を提供します。	市営住宅課
6	生活困窮世帯への支援	経済的に困窮し、最低限度の生活の維持が難しい生活困窮世帯に対し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の活用により、貧困の解消に向けた支援を行います。	生活支援課

第5章 子ども・子育て支援事業の円滑な実施

1 制度改正と事業体系

(1) 制度の改正

子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」とこれに基づき国において示される「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」といいます。）、その他「児童福祉法」等関係法令を踏まえて実施することとなっています。

令和4年6月の「児童福祉法」等の改正、令和6年6月の「子ども・子育て支援法」等の改正により、子ども・子育て支援事業の充実に向け、主に次の事項が追加されました。

① 「児童福祉法」等の改正に伴う追加事項

今回の改正により、次の3事業が、新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられました。

・子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事、養育に関する援助等を行うもの。

・児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を提供するとともに、児童や保護者に対しての相談等の支援を行うもの。

・親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等の親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行うもの。

② 「子ども・子育て支援法」等の改正に伴う追加事項

「子ども・子育て支援制度」は、保育所、幼稚園、認定こども園等における保育及び幼児教育に関する「子ども・子育て支援給付」と市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

今回の改正により、「子ども・子育て支援給付」については、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付「こども誰でも通園制度」が創設されました。

また、「地域子ども・子育て支援事業」については、出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」が追加されました。

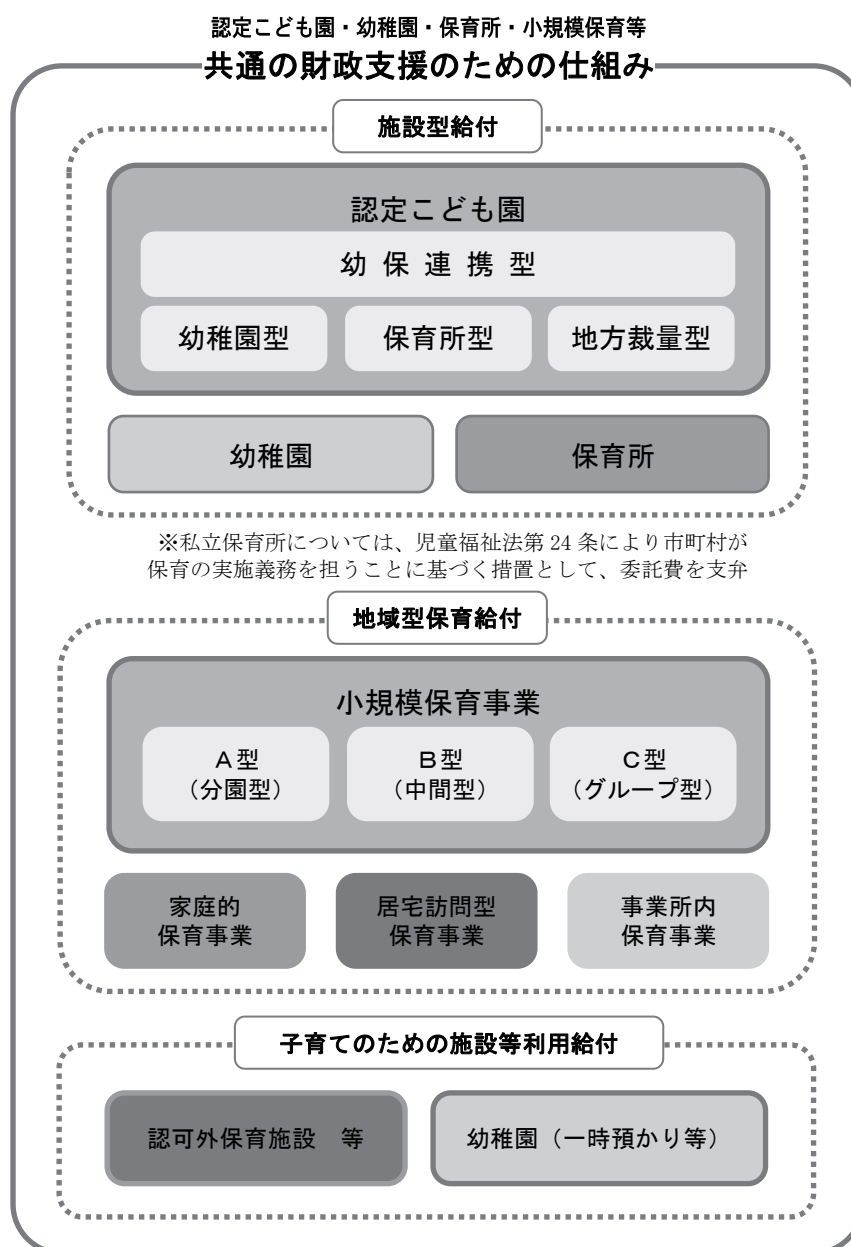
以上の制度改正を踏まえ、この章では、教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所にかかる必要利用定員総数、その他の教育・保育の量の見込みとそれを提供する体制の確保策等について、また、各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれを提供する体制の確保策等について示します。

(2) 事業の体系

① 子ども・子育て支援給付

「子ども・子育て支援制度」のうち、児童手当を除く「子ども・子育て支援給付」の仕組みは次のとおりです。

図表5-1 「子ども・子育て支援給付」の仕組み



② 地域子ども・子育て支援事業

「子ども・子育て支援制度」のうち、本市における「地域子ども・子育て支援事業」は次のとおりです。

図表5-2 本市における「地域子ども・子育て支援事業」（令和6年度）

No	位置付け		対象児童 年齢
	対象事業	本市事業名	
1	V-1 保育サービス等の充実		0～5歳
	利用者支援事業	利用者支援事業	1～6年生
2	V-1 保育サービス等の充実		0～5歳
	時間外保育事業	延長保育事業	
3	V-2 家庭や地域における子育て環境の充実		1～6年生
	放課後児童健全育成事業	子ども会、放課後児童クラブ	
4	V-1 保育サービス等の充実		0～18歳
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	
5	Ⅲ-1 母子保健サービスの充実		0歳
	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	
6	Ⅲ-1 母子保健サービスの充実		0～18歳
	養育支援訪問事業	産前産後・養育支援訪問事業	
7	Ⅵ-1 要保護児童等への支援と児童虐待への対応		0～18歳
	要保護児童等支援事業	子育て世帯訪問支援事業	
8	V-3 子育て当事者に対する相談体制の充実		0～5歳
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	
9	V-1 保育サービス等の充実		3～5歳
	一時預かり事業（幼稚園型）	預かり保育事業	0～5歳
	その他	一時預かり保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ	
10	V-1 保育サービス等の充実		0～5歳
	病児保育事業	病児・病後児保育事業	1～6年生
11	V-1 保育サービス等の充実		0～5歳
	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業	1～6年生
12	Ⅲ-1 母子保健サービスの充実		
	妊婦に対する健康診査事業	妊婦一般・歯科健康診査事業	
13	Ⅲ-1 母子保健サービスの充実		0～1歳
	産後ケア事業	産後ケア事業	
14	Ⅵ-5 子育てに対する経済的支援		
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	（該当施設なし）	
15	V-1 保育サービス等の充実		
	多様な主体が参画することを促進するための事業	（該当事業なし）	

2 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針においては、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、「教育・保育提供区域」を定めることとしています。

本市においては、市民の概ねの日常生活の範囲やこれまでの教育・保育施設の利用状況などの条件を総合的に勘案し、以下のとおり見直し、12区域とします。なお、行政区域を越えて広域的な利用実態があるものなどについては、市全域を提供区域とします。

図表5-3 本市における教育・保育提供区域

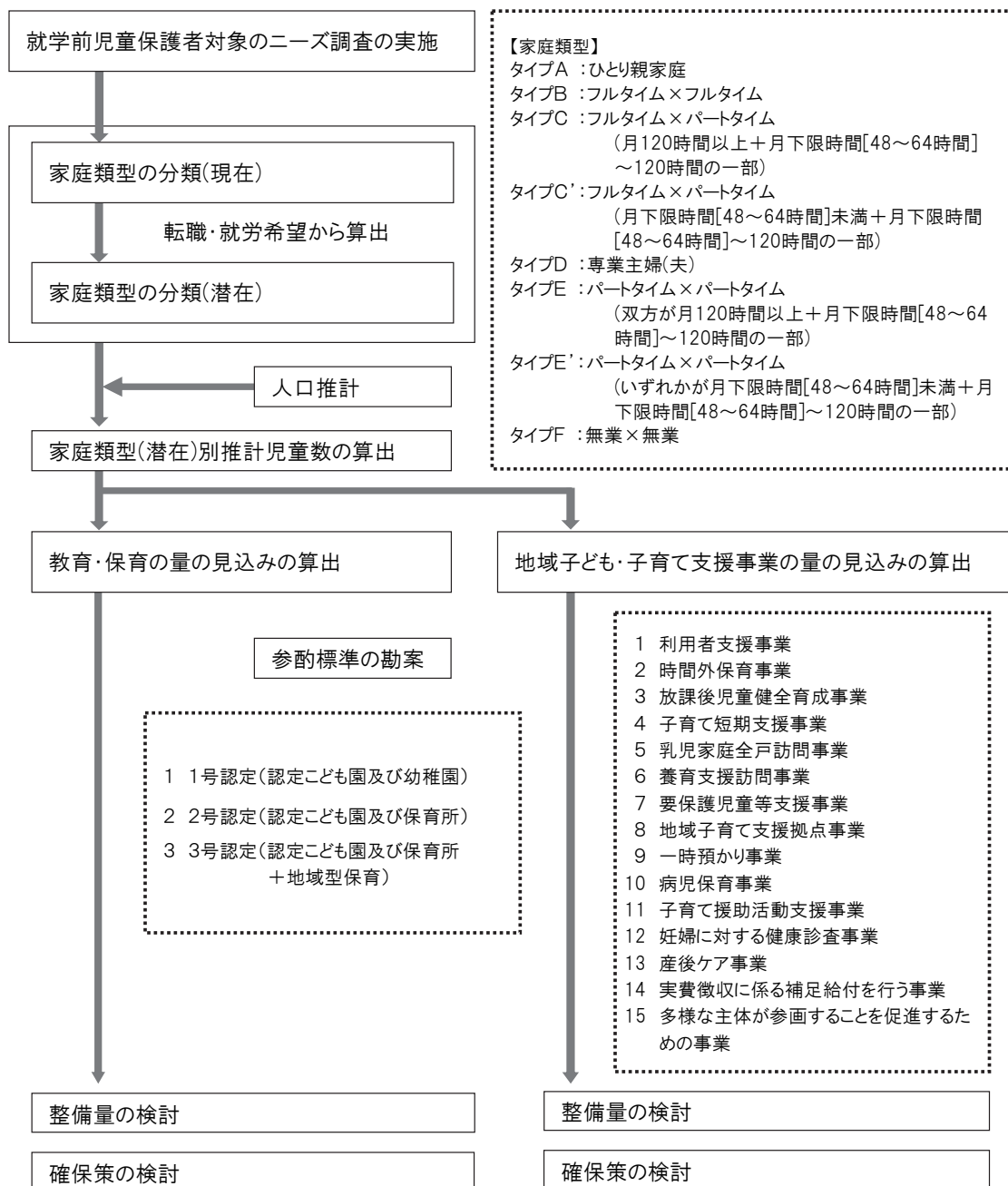
前 期（11区域）		今 期（12区域）	
区域	地域	区域	地域
①中央	総曲輪、愛宕、安野屋、八人町、五番町、清水町、星井町、西田地方	①中央	総曲輪、愛宕、安野屋、八人町、五番町、清水町、星井町、西田地方、 <u>柳町</u> 、 <u>堀川</u> 、 <u>奥田</u> 、 <u>奥田北</u> 、 <u>光陽</u>
②北部	<u>奥田</u> 、 <u>奥田北</u> 、岩瀬、萩浦、大広田、浜黒崎、針原、豊田	②北部	岩瀬、萩浦、大広田、浜黒崎、針原、豊田
		③和合	<u>四方</u> 、 <u>八幡</u> 、 <u>草島</u> 、 <u>倉垣</u>
③呉羽	呉羽、長岡、寒江、古沢老田、池多	④呉羽	呉羽、長岡、寒江、古沢老田、池多
④西部	桜谷、五福、神明、 <u>四方</u> 、 <u>八幡</u> 、 <u>草島</u> 、 <u>倉垣</u>	⑤西部	桜谷、五福、神明
⑤南部	<u>堀川</u> 、 <u>堀川南</u> 、 <u>太田</u> 、 <u>蜷川</u> 、 <u>新保</u> 、 <u>熊野</u> 、 <u>月岡</u> 、 <u>光陽</u>	⑥南部	<u>堀川南</u> 、 <u>蜷川</u> 、 <u>新保</u> 、 <u>熊野</u> 、 <u>月岡</u>
⑥東部	<u>柳町</u> 、東部、広田、新庄、藤ノ木、山室、山室中部、新庄北	⑦東部	東部、広田、新庄、藤ノ木、山室、山室中部、新庄北、 <u>太田</u>
⑦水橋	水橋中部、水橋西部、水橋東部、三郷、上条	⑧水橋	水橋中部、水橋西部、水橋東部、三郷、上条
⑧大沢野・細入	大沢野、細入	⑨大沢野・細入	大沢野、細入
⑨大山	大山	⑩大山	大山
⑩八尾・山田	八尾、山田	⑪八尾・山田	八尾、山田
⑪婦中	婦中	⑫婦中	婦中

3 事業の量の見込みと確保策

(1) 事業の量の見込みの算出方法

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量の推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」（以下、「手引き」といいます。）の手順に沿って算出し、本市の地域特性との整合性等を検証しながら、補正を行いました。

図表5-4 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量推計の基本手順



(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口は年々減少することが見込まれます。計画期間が満了する令和11年までに、0～11歳の子ども人口は13.5%減、0～5歳の子ども人口は14.0%減、6～11歳の子ども人口は13.2%減と予測されます。

図表5-5 本市における子どもの人口の推計

単位：人

	令和6年 (現状)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	35,157	34,199	33,232	32,306	31,320	30,394
0歳	2,349	2,332	2,314	2,297	2,286	2,274
1歳	2,548	2,352	2,335	2,317	2,300	2,289
2歳	2,662	2,540	2,344	2,327	2,309	2,292
3歳	2,734	2,652	2,530	2,335	2,318	2,300
4歳	2,813	2,732	2,650	2,528	2,333	2,316
5歳	2,938	2,803	2,723	2,641	2,519	2,324
0～5歳	16,044	15,411	14,896	14,445	14,065	13,795
6歳	2,998	2,934	2,799	2,719	2,637	2,515
7歳	3,172	2,999	2,935	2,800	2,720	2,638
8歳	3,243	3,171	2,998	2,934	2,799	2,719
9歳	3,191	3,240	3,168	2,995	2,931	2,796
10歳	3,250	3,193	3,242	3,170	2,997	2,933
11歳	3,259	3,251	3,194	3,243	3,171	2,998
6～11歳	19,113	18,788	18,336	17,861	17,255	16,599

※令和6年の人口は「富山市住民基本台帳」（令和6年4月30日現在）

(3) 教育・保育事業の見込量と確保方策

市域全体

図表5-6 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（市域全体、年度末時点）

単位：人

	認定区分		1号	2号		3号		
				学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7 年度	①量の見込み		1,192	279	6,726	1,029	1,802	1,933
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	2,613		7,643	886	1,894	2,030
		地域型保育事業				69	86	93
		企業主導型保育事業			23	32	35	36
		認可外保育施設			235	61	102	109
	※定員適正化後（②－①）		1,142		1,175	196	694	741
令和 8 年度	①量の見込み		1,148	270	6,486	1,022	1,785	1,792
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	2,613		7,643	886	1,894	2,030
		地域型保育事業				69	86	93
		企業主導型保育事業			23	32	35	36
		認可外保育施設			235	61	102	109
	※定員適正化後（②－①）		1,195		1,415	203	711	882
令和 9 年度	①量の見込み		1,089	255	6,150	1,012	1,770	1,775
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	2,613		7,648	891	1,899	2,035
		地域型保育事業				69	86	93
		企業主導型保育事業			23	32	35	36
		認可外保育施設			235	61	102	109
	※定員適正化後（②－①）		1,269		1,756	219	732	905
令和 10 年度	①量の見込み		1,038	244	5,878	1,008	1,756	1,761
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	2,623		7,648	892	1,901	2,037
		地域型保育事業				69	86	93
		企業主導型保育事業			23	32	35	36
		認可外保育施設			235	61	102	109
	※定員適正化後（②－①）		1,341		2,028	224	748	921
令和 11 年度	①量の見込み		1,014	237	5,689	1,002	1,754	1,747
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	2,623		7,648	892	1,901	2,037
		地域型保育事業				69	86	93
		企業主導型保育事業			23	32	35	36
		認可外保育施設			235	61	102	109
	※定員適正化後（②－①）		1,372		2,217	230	750	935

※市域全体の表は、地域区分別の数値の合計値を記載しています。

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

①中央区域

図表5-7 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（①中央区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分		1号	2号		3号		
				学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7 年度	①量の見込み		325	52	1,406	197	385	418
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	901		1,559	156	388	422
		地域型保育事業				15	16	17
		企業主導型保育事業			11	14	14	15
		認可外保育施設			98	21	51	52
	※定員適正化後（②－①）		524		262	40	162	172
令和 8 年度	①量の見込み		310	50	1,340	195	383	405
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	901		1,559	156	388	422
		地域型保育事業				15	16	17
		企業主導型保育事業			11	14	14	15
		認可外保育施設			98	21	51	52
	※定員適正化後（②－①）		541		328	42	164	185
令和 9 年度	①量の見込み		295	47	1,276	194	378	403
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	901		1,559	156	388	422
		地域型保育事業				15	16	17
		企業主導型保育事業			11	14	14	15
		認可外保育施設			98	21	51	52
	※定員適正化後（②－①）		559		392	43	169	187
令和 10 年度	①量の見込み		284	46	1,229	194	377	398
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	901		1,559	156	388	422
		地域型保育事業				15	16	17
		企業主導型保育事業			11	14	14	15
		認可外保育施設			98	21	51	52
	※定員適正化後（②－①）		571		439	43	170	192
令和 11 年度	①量の見込み		280	45	1,208	194	378	397
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	901		1,559	156	388	422
		地域型保育事業				15	16	17
		企業主導型保育事業			11	14	14	15
		認可外保育施設			98	21	51	52
	※定員適正化後（②－①）		576		460	43	169	193

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

②北部区域

図表5-8 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（②北部区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7 年度	①量の見込み	73	19	580	85	158	167
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		110	633	72	156	165
	地域型保育事業				11	27	28
	企業主導型保育事業			12	9	12	12
令和 8 年度	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		18	65	21	68	71
	①量の見込み	73	19	579	85	158	132
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		110	633	72	156	165
令和 9 年度	地域型保育事業				11	27	28
	企業主導型保育事業			12	9	12	12
	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		18	66	21	68	106
	①量の見込み	69	18	545	85	158	132
令和 10 年度	②確保方策						
	特定教育・保育施設		110	633	72	156	165
	地域型保育事業				11	27	28
	企業主導型保育事業			12	9	12	12
	認可外保育施設			0	0	0	0
令和 11 年度	※定員適正化後（②－①）		23	100	21	68	106
	①量の見込み	63	16	498	85	158	132
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		110	633	72	156	165
	地域型保育事業				11	27	28
令和 11 年度	企業主導型保育事業			12	9	12	12
	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		31	147	21	68	106
	①量の見込み	58	15	458	85	158	132
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		110	633	72	156	165
	地域型保育事業				11	27	28
	企業主導型保育事業			12	9	12	12
	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		37	187	21	68	106

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

③和合区域

図表5-9 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（③和合区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分		1号	2号		3号		
				学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7 年度	①量の見込み		12	4	181	32	53	49
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	51		231	25	65	60
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		35		50	▲ 2	25	23
令和 8 年度	①量の見込み		12	4	180	32	53	46
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	51		231	25	65	60
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		35		51	▲ 2	25	26
令和 9 年度	①量の見込み		12	4	183	31	53	46
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	51		231	25	65	60
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		35		48	▲ 1	25	26
令和 10 年度	①量の見込み		12	4	190	31	52	46
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	51		231	25	65	60
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		35		41	▲ 1	26	26
令和 11 年度	①量の見込み		12	4	185	31	52	43
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	51		231	25	65	60
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		35		46	▲ 1	26	29

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

④呉羽区域

図表5-10 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（④呉羽区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分		1号	2号		3号		
				学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7 年度	①量の見込み		55	4	388	34	93	102
	②確保 方策	特定教育・保育施設	146		446	39	102	112
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			13	10	12	13
	※定員適正化後（②－①）		87		71	23	41	45
令和 8 年度	①量の見込み		53	4	374	34	91	96
	②確保 方策	特定教育・保育施設	146		446	39	102	112
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			13	10	12	13
	※定員適正化後（②－①）		89		85	23	43	51
令和 9 年度	①量の見込み		53	4	376	33	90	95
	②確保 方策	特定教育・保育施設	146		451	44	107	117
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			13	10	12	13
	※定員適正化後（②－①）		89		88	30	50	58
令和 10 年度	①量の見込み		53	4	371	33	89	94
	②確保 方策	特定教育・保育施設	146		451	44	107	117
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			13	10	12	13
	※定員適正化後（②－①）		89		93	30	51	59
令和 11 年度	①量の見込み		51	3	361	32	89	93
	②確保 方策	特定教育・保育施設	146		451	44	107	117
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			13	10	12	13
	※定員適正化後（②－①）		92		103	31	51	60

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

⑤西部区域

図表5-11 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（⑤西部区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7 年度	①量の見込み	87	10	287	52	77	86
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		45	300	50	73	82
	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
令和 8 年度	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		▲ 52	13	8	11	12
	①量の見込み	81	9	266	52	77	96
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		45	300	50	73	82
令和 9 年度	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		▲ 45	34	8	11	2
令和 10 年度	①量の見込み	78	9	258	52	77	96
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		45	300	50	73	82
	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
令和 11 年度	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		▲ 42	42	8	11	2
	①量の見込み	77	9	253	52	77	96
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		45	300	50	73	82
令和 12 年度	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		▲ 41	47	8	11	2
令和 13 年度	①量の見込み	80	9	263	52	77	96
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		45	300	50	73	82
	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
令和 14 年度	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		▲ 44	37	8	11	2

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

⑥南部区域

図表5-12 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（⑥南部区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分		1号	2号		3号		
				学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7 年度	①量の見込み		124	19	746	106	214	204
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	301		829	90	213	203
		地域型保育事業				10	14	14
		企業主導型保育事業			0	3	3	2
		認可外保育施設			19	5	8	8
	※定員適正化後（②－①）		158		102	20	67	64
令和 8 年度	①量の見込み		118	18	712	106	212	187
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	301		829	90	213	203
		地域型保育事業				10	14	14
		企業主導型保育事業			0	3	3	2
		認可外保育施設			19	5	8	8
	※定員適正化後（②－①）		165		136	20	69	81
令和 9 年度	①量の見込み		114	17	690	105	210	185
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	301		829	90	213	203
		地域型保育事業				10	14	14
		企業主導型保育事業			0	3	3	2
		認可外保育施設			19	5	8	8
	※定員適正化後（②－①）		170		158	21	71	83
令和 10 年度	①量の見込み		107	16	647	104	209	184
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	311		829	91	215	205
		地域型保育事業				10	14	14
		企業主導型保育事業			0	3	3	2
		認可外保育施設			19	5	8	8
	※定員適正化後（②－①）		188		201	23	74	86
令和 11 年度	①量の見込み		103	16	624	104	208	183
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	311		829	91	215	205
		地域型保育事業				10	14	14
		企業主導型保育事業			0	3	3	2
		認可外保育施設			19	5	8	8
	※定員適正化後（②－①）		192		224	23	75	87

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

⑦東部区域

図表5-13 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（⑦東部区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7 年度	①量の見込み	281	109	1,326	216	336	402
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		529	1,521	199	352	421
	地域型保育事業				30	25	29
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
令和 8 年度	認可外保育施設			55	13	19	23
	※定員適正化後（②－①）		139	250	66	130	155
	①量の見込み	274	106	1,293	215	333	376
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		529	1,521	199	352	421
令和 9 年度	地域型保育事業				30	25	29
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
	認可外保育施設			55	13	19	23
	※定員適正化後（②－①）		149	283	67	133	181
	①量の見込み	261	101	1,234	215	332	373
令和 10 年度	②確保方策						
	特定教育・保育施設		529	1,521	199	352	421
	地域型保育事業				30	25	29
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
	認可外保育施設			55	13	19	23
令和 11 年度	※定員適正化後（②－①）		167	342	67	134	184
	①量の見込み	254	99	1,201	214	332	372
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		529	1,521	199	352	421
	地域型保育事業				30	25	29
令和 12 年度	企業主導型保育事業			0	0	0	0
	認可外保育施設			55	13	19	23
	※定員適正化後（②－①）		176	375	68	134	185
	①量の見込み	247	96	1,168	213	331	371
	②確保方策						
令和 13 年度	特定教育・保育施設		529	1,521	199	352	421
	地域型保育事業				30	25	29
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
	認可外保育施設			55	13	19	23
	※定員適正化後（②－①）		186	408	69	135	186

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

⑧水橋区域

図表5-14 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（⑧水橋区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分		1号	2号		3号		
				学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7 年度	①量の見込み		25	5	183	36	66	57
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	125		220	28	74	63
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			12	2	3	2
	※定員適正化後（②－①）		95		49	0	26	21
令和 8 年度	①量の見込み		23	5	168	36	66	64
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	125		220	28	74	63
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			12	2	3	2
	※定員適正化後（②－①）		97		64	0	26	14
令和 9 年度	①量の見込み		23	5	166	36	66	64
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	125		220	28	74	63
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			12	2	3	2
	※定員適正化後（②－①）		97		66	0	26	14
令和 10 年度	①量の見込み		20	4	159	36	66	64
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	125		220	28	74	63
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			12	2	3	2
	※定員適正化後（②－①）		101		73	0	26	14
令和 11 年度	①量の見込み		23	5	164	36	66	64
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	125		220	28	74	63
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			12	2	3	2
	※定員適正化後（②－①）		97		68	0	26	14

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

⑨大沢野・細入区域

図表5-15 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（⑨大沢野・細入区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分		1号	2号		3号		
				学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7年度	①量の見込み		40	14	400	69	106	115
	②確保 方策	特定教育・保育施設	94		457	59	117	127
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			11	1	1	2
	※定員適正化後（②－①）		40		68	3	35	39
令和 8年度	①量の見込み		42	14	417	68	105	107
	②確保 方策	特定教育・保育施設	94		457	59	117	127
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			11	1	1	2
	※定員適正化後（②－①）		38		51	4	36	47
令和 9年度	①量の見込み		41	14	402	67	103	105
	②確保 方策	特定教育・保育施設	94		457	59	117	127
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			11	1	1	2
	※定員適正化後（②－①）		39		66	5	39	49
令和 10年度	①量の見込み		40	13	398	66	101	103
	②確保 方策	特定教育・保育施設	94		457	59	117	127
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			11	1	1	2
	※定員適正化後（②－①）		41		70	6	40	51
令和 11年度	①量の見込み		39	13	385	64	100	102
	②確保 方策	特定教育・保育施設	94		457	59	117	127
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			11	1	1	2
	※定員適正化後（②－①）		42		83	8	41	52

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

⑩大山区域

図表5-16 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（⑩大山区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7 年度	①量の見込み	16	4	109	25	22	26
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		30	136	12	31	36
	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		10	27	▲ 11	15	17
令和 8 年度	①量の見込み	16	4	100	24	21	25
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		30	136	12	31	36
	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		10	36	▲ 10	16	18
令和 9 年度	①量の見込み	13	3	87	23	20	24
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		30	136	12	31	36
	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		14	49	▲ 9	17	19
令和 10 年度	①量の見込み	12	3	79	22	19	23
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		30	136	12	31	36
	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		15	57	▲ 8	18	20
令和 11 年度	①量の見込み	12	3	79	22	19	22
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		30	136	12	31	36
	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		15	57	▲ 8	18	21

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

⑪八尾・山田区域

図表5-17 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（⑪八尾・山田区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7 年度	①量の見込み	42	10	319	48	77	73
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		55	399	41	93	88
	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
令和 8 年度	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		3	80	1	35	33
	①量の見込み	38	9	282	47	74	70
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		55	399	41	93	88
令和 9 年度	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		8	117	2	38	36
令和 10 年度	①量の見込み	34	8	247	45	73	67
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		55	399	41	93	88
	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
令和 11 年度	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		13	152	4	39	39
	①量の見込み	29	7	230	45	70	66
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		55	399	41	93	88
令和 12 年度	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		19	169	4	42	40
令和 13 年度	①量の見込み	29	7	223	44	70	64
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		55	399	41	93	88
	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型保育事業			0	0	0	0
令和 14 年度	認可外保育施設			0	0	0	0
	※定員適正化後（②－①）		19	176	5	42	42

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

⑫婦中区域

図表5-18 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（⑫婦中区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7 年度	①量の見込み	112	29	801	129	215	234
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		226	912	115	230	251
	地域型保育事業				3	4	5
	企業主導型保育事業			0	6	6	7
	認可外保育施設			27	9	8	9
	※定員適正化後（②－①）		85	138	27	79	88
令和 8 年度	①量の見込み	108	28	775	128	212	188
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		226	912	115	230	251
	地域型保育事業				3	4	5
	企業主導型保育事業			0	6	6	7
	認可外保育施設			27	9	8	9
	※定員適正化後（②－①）		90	164	28	82	134
令和 9 年度	①量の見込み	96	25	686	126	210	185
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		226	912	115	230	251
	地域型保育事業				3	4	5
	企業主導型保育事業			0	6	6	7
	認可外保育施設			27	9	8	9
	※定員適正化後（②－①）		105	253	30	84	137
令和 10 年度	①量の見込み	87	23	623	126	206	183
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		226	912	115	230	251
	地域型保育事業				3	4	5
	企業主導型保育事業			0	6	6	7
	認可外保育施設			27	9	8	9
	※定員適正化後（②－①）		116	316	30	88	139
令和 11 年度	①量の見込み	80	21	571	125	206	180
	②確保方策						
	特定教育・保育施設		226	912	115	230	251
	地域型保育事業				3	4	5
	企業主導型保育事業			0	6	6	7
	認可外保育施設			27	9	8	9
	※定員適正化後（②－①）		125	368	31	88	142

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

(4) 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保に向けた基本的な考え方

① 認定こども園の普及

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられており、本市においては、これまでに多くの民間の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行しています。

今後、既存施設から認定こども園への移行について事業者から相談があれば、職員配置や施設・設備の状況等を十分に踏まえて対応していきます。

② 保育教諭等の資質向上のための支援

教育・保育は、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちを目的としており、そのためには、教育・保育に携わる保育教諭等の資質向上が不可欠となります。こうした観点から、次の取組を進め、人材の育成や確保に努めます。

・保育教諭等に対する研修の充実

保育教諭等の専門性や技能の向上をめざし、研修等を通じて職員のスキルアップのための支援を行います。

・特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ちや最善の利益の保障の重要性から、障害のある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

・教育・保育に関わる職員の処遇改善等

教育・保育の量的確保や質の改善を図ることにより、結果としてその担い手である保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となることが予想されることから、今後とも国の制度等を活用し、保育士等の確保や処遇改善に努めます。

③ 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

本市においては、教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、特に、「乳幼児期の発達の連続性の理解」、「乳幼児期の体験の多様性と関連性の理解」、「障害のある児童とともに行う活動機会の確保」、「小学校以降の生活や学習基盤の育成」に留意しつつ、一体的な教育・保育事業を提供できるよう取り組みます。

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うため、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であることから、「妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保」、「保護者に寄り添った相談や適切な情報提供」、「安全・安心で健全な子育て環境の確保」、「地域活動との結びつき、人材の活用」に留意が必要であると考えます。

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力し、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

④ 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

保育所、幼稚園、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方、小規模保育事業等の地域型保育事業を行う施設は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者の相互補完によって、教育・保育事業の質の充実と量の確保を図ります。さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も保育所、幼稚園、認定こども園において、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者が十分な情報共有を行い、連携するよう支援していきます。

⑤ 保育所、幼稚園、認定こども園と小学校との連携

子どもの健やかな育ちや教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と保育所、幼稚園、認定こども園の職員が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違い、共通点について理解を深め、共有することが大切です。

保育所、幼稚園、認定こども園における生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校の児童との交流や職員との意見交換、合同研究の機会を設けるなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組みます。

⑥ 教育・保育施設の広域利用

教育・保育施設の利用形態として、本市に居住する子どもが他市町村の施設を利用する、あるいは他市町村の子どもが本市の施設を利用するといった市域をまたがる広域利用については、施設ごとの需要と供給の状況を踏まえた上で、当該市町村と十分な協議を行いながら、利用者の個々の事情に応じた対応を可能な限り行うこととします。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

① 利用者支援事業

事業概要

事業区分	利用者支援事業
本市における事業名	利用者支援事業（重層的支援体制整備事業）
事業の概要	〔特定型〕 保育所、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や必要な情報提供、助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う。 利用者の個別ニーズに応じた情報、メニューの提供、コーディネートを行うとの事業趣旨であるとし、日常的に利用できかつ相談機能を有する窓口を設置する。 〔こども家庭センター型〕 こども家庭センターにおいて、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。
実施状況	〔特定型〕 こども保育課及び各行政サービスセンターの5か所で実施しており、それぞれ1名の利用者支援専門員を配置し相談、助言を行っている。 〔こども家庭センター型〕 こども家庭センターの母子保健機能をこども健康課及び市内7か所の保健福祉センターに、児童福祉機能をこども健康課で担い、妊娠期から子育て期の家庭の支援を行う。
提供区域の設定	〔特定型〕 5区域 〔こども家庭センター型〕 1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	ニーズ調査によらず、提供区域ごとに事業実施か所（量の見込み）を想定する。
確保方策の考え方	〔特定型〕 子育て支援のための施設やサービスに関する情報提供、相談は、居住地域や勤務地域等複数エリアにまたがる広域的な情報集約や対応が求められることから、こども保育課・各行政サービスセンターの行政窓口を活用しながら、中央から水橋までをエリアとする区域、大沢野・細入区域及び大山区、八尾・山田区域及び婦中区域にそれぞれ1か所の「特定型」利用者支援の窓口を設置し、開設窓口1か所につき1名の専任職員を配置する。 〔こども家庭センター型〕 こども家庭センターとして、こども健康課及び7か所の保健福祉センターに、必要数の専任職員、兼任職員を配置する。
事業担当課	こども保育課・こども健康課・保健福祉センター

見込量と確保方策

図表5-19 利用者支援事業〔特定型〕の量の見込みと確保方策

単位：か所

区域		項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 (合計)		量の見込み	5	5	5	5	5
		確保方策	5	5	5	5	5
中央 北部 和合 呉羽 西部 南部 東部 水橋	1区域	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
大沢野 ・細入	1区域	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
大山	1区域	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
八尾 ・山田	1区域	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
婦中	1区域	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

図表5-20 利用者支援事業〔こども家庭センター型〕の量の見込みと確保方策

単位：か所

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
確保方策	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

事業概要

事業区分	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業）
本市における事業名	出産・子育て応援事業
事業の概要	様々なニーズに即した必要な支援につなげるため、保健師等の専門職が、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に対応する。
実施状況	市内7か所の保健福祉センターにて①妊娠届出時に妊婦との面談、②母子健康手帳アプリを通して妊娠8か月頃にアンケート及び希望者と個別面談、③出産後4か月以内に産婦との面談を実施。
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	0歳の年齢人口推計を対象者数とみなし、①妊娠届出時の全数面談、②妊娠中のアンケートの回答（約50%）、③出産後の全数面談を合わせた3回を量の見込みとする。
確保方策の考え方	市内7か所の保健福祉センターで①、③の全数面談を実施し、保健福祉センター及びまちなか総合ケアセンターにて②の希望者個別面談を実施している。 各施設に保健師・看護師等の専門職を配置し、面談に対応している。面談は居住区域を担当する保健福祉センターでの実施を推奨しているが、対象者の事情に合わせ、市内いずれの保健福祉センターでも実施可能としている。 このため、市域全体を1区域として供給体制を確保するものとし、今後も面談を受けやすい体制を継続し、供給確保を継続する。
事業担当課	こども健康課・保健福祉センター・まちなか総合ケアセンター

図表5-21 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

単位：回

区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体	量の見込み	5,830	5,785	5,742	5,715	5,682
	確保方策	5,830	5,785	5,742	5,715	5,682

② 時間外保育事業

事業概要

事業区分	時間外保育事業
本市における事業名	延長保育事業
事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所等の通常開所時間を超えて保育を行う。
実施状況	令和6年度 市立保育所 19施設で実施（19時まで） 私立保育施設 73施設で実施（19時 / 20時まで） 利用実績 延べ68,924人（令和5年度）
提供区域の設定	12区域（教育・保育事業の設定と同じ）
量の見込みの考え方	ニーズ調査をもとに国の手引きにより算出した数値をもって、量の見込みとする。
確保方策の考え方	令和6年度に延長保育を実施している施設の利用定員から確保の量を算出した。 12区域のいずれの区域においても、午後6時以降の保育ニーズに対して確保量が上回っていることから、現状を維持することにより、供給確保を継続する。
事業担当課	こども保育課

見込量と確保方策

図表5-22 延長保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人、か所

区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 (合計)	量の見込み	4,233	4,082	3,965	3,860	3,786
	確保方策	定員	11,132	11,132	11,132	11,132
		施設数	92	92	92	92
①中央	量の見込み	764	739	717	702	696
	確保方策	定員	2,368	2,368	2,368	2,368
		施設数	23	23	23	23
②北部	量の見込み	486	467	451	430	412
	確保方策	定員	932	932	932	932
		施設数	8	8	8	8
③和合	量の見込み	119	117	118	119	117
	確保方策	定員	326	326	326	326
		施設数	3	3	3	3
④呉羽	量の見込み	265	256	255	252	247
	確保方策	定員	380	380	380	380
		施設数	3	3	3	3
⑤西部	量の見込み	163	153	156	155	158
	確保方策	定員	505	505	505	505
		施設数	4	4	4	4
⑥南部	量の見込み	577	554	543	524	513
	確保方策	定員	1,063	1,063	1,063	1,063
		施設数	9	9	9	9
⑦東部	量の見込み	978	953	929	916	902
	確保方策	定員	2,542	2,542	2,542	2,542
		施設数	17	17	17	17
⑧水橋	量の見込み	107	104	104	101	103
	確保方策	定員	160	160	160	160
		施設数	2	2	2	2
⑨大沢野 ・細入	量の見込み	165	166	162	159	155
	確保方策	定員	715	715	715	715
		施設数	6	6	6	6
⑩大山	量の見込み	49	47	43	41	41
	確保方策	定員	145	145	145	145
		施設数	2	2	2	2
⑪八尾 ・山田	量の見込み	136	125	115	109	107
	確保方策	定員	621	621	621	621
		施設数	6	6	6	6
⑫婦中	量の見込み	424	401	372	352	335
	確保方策	定員	1,375	1,375	1,375	1,375
		施設数	9	9	9	9

③ 放課後児童健全育成事業

事業概要

事業区分	放課後児童健全育成事業
本市における事業名	地域児童健全育成事業（子ども会） 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
事業の概要	放課後等に保護者が仕事等により家庭にいない、保育を必要とする小学生の健全育成とともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。
実施状況	<u>地域児童健全育成事業（子ども会）</u> 放課後の小学校の余裕教室等を利用。 市が各校区の運営協議会へ委託し実施。 放課後概ね3時間以上 令和5年度実績：62か所（61校区） <u>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</u> 社会福祉法人やNPO法人等が運営。 放課後から19時または20時 令和5年度実績：67クラブ
提供区域の設定	12区域（教育・保育事業の設定と同じ）
量の見込みの考え方	国の手引きに基づき、ニーズ調査により算出した数値に、利用実績を勘案した補正を行って、量の見込みとする。
確保方策の考え方	本事業は、地域児童健全育成事業（子ども会）と放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の供給量の合計で、供給量の確保を行うものとする。そのうえで、以下のような点に留意して事業の進捗を図る。 ① 地域児童健全育成事業（子ども会）について、実施箇所数のほか、実施時間等の充実も利用者にとって重要な点であることから、現在、午後6時までの開設や長期休暇中の開設がされていない校区については、実施主体である当該校区運営協議会に、開設時間や日数の拡充を働きかけていくことで、供給量の確保と事業提供の質の充実を図っていく。 ② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、区域全体での供給量が確保できていない区域においてクラブ数の増加を図る。また、区域全体で供給量を満たしていても、特定校区において供給不足がみられる場合等は、その校区内や近隣校区において新たな放課後児童クラブの開設に向け、計画の見直しを検討する。
事業担当課	こども支援課

見込量と確保方策

図表5-23 地域児童健全育成事業（子ども会）及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策

単位：人または人／か所

区域	項目	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		子ども会	放課後児童クラブ	子ども会	放課後児童クラブ	子ども会	放課後児童クラブ	子ども会	放課後児童クラブ	子ども会	放課後児童クラブ
市域全体 (合計)	量の見込み	6,126		5,942		5,772		5,577		5,368	
	確保方策	2,130/62	3,095/75	2,124/59	3,195/77	2,124/59	3,600/86	2,111/58	3,645/87	2,111/58	3,645/87
		5,225/137		5,319/136		5,724/145		5,756/145		5,756/145	
① 中央	量の見込み	1,132		1,107		1,087		1,049		1,006	
	確保方策	270/8	655/14	270/8	710/15	270/8	755/16	270/8	755/16	270/8	755/16
		925/22		980/23		1,025/24		1,025/24		1,025/24	
② 北部	量の見込み	553		539		527		533		527	
	確保方策	198/6	240/6	198/6	240/6	198/6	285/7	198/6	330/8	198/6	330/8
		438/12		438/12		483/13		528/14		528/14	
③ 和合	量の見込み	129		128		121		113		113	
	確保方策	63/4	35/1	63/4	35/1	63/4	80/2	63/4	80/2	63/4	80/2
		98/5		98/5		143/6		143/6		143/6	
④ 呉羽	量の見込み	326		321		307		290		281	
	確保方策	166/6	111/3	166/6	111/3	166/6	156/4	166/6	156/4	166/6	156/4
		277/9		277/9		322/10		322/10		322/10	
⑤ 西部	量の見込み	272		274		272		269		254	
	確保方策	108/3	85/2	108/3	130/3	108/3	175/4	108/3	175/4	108/3	175/4
		193/5		238/6		283/7		283/7		283/7	
⑥ 南部	量の見込み	839		799		751		735		698	
	確保方策	204/5	459/11	204/5	459/11	204/5	504/12	204/5	504/12	204/5	504/12
		663/16		663/16		708/17		708/17		708/17	
⑦ 東部	量の見込み	1,390		1,359		1,335		1,289		1,252	
	確保方策	403/8	835/19	403/8	835/19	403/8	880/20	403/8	880/20	403/8	880/20
		1,238/27		1,238/27		1,283/28		1,283/28		1,283/28	
⑧ 水橋	量の見込み	162		158		154		154		143	
	確保方策	129/5	15/1	123/2	15/1	123/2	60/2	123/2	60/2	123/2	60/2
		144/6		138/3		183/4		183/4		183/4	
⑨ 大沢野 ・ 細入	量の見込み	280		273		273		260		263	
	確保方策	98/4	155/4	98/4	155/4	98/4	200/5	98/4	200/5	98/4	200/5
		253/8		253/8		298/9		298/9		298/9	
⑩ 大山	量の見込み	99		90		81		72		65	
	確保方策	90/3	0/0	90/3	0/0	90/3	0/0	90/3	0/0	90/3	0/0
		90/3		90/3		90/3		90/3		90/3	
⑪ 山田 ・ 八尾	量の見込み	257		243		220		200		178	
	確保方策	212/5	80/2	212/5	80/2	212/5	80/2	199/4	80/2	199/4	80/2
		292/7		292/7		292/7		279/6		279/6	
⑫ 婦中	量の見込み	687		651		644		613		588	
	確保方策	189/5	425/12	189/5	425/12	189/5	425/12	189/5	425/12	189/5	425/12
		614/17		614/17		614/17		614/17		614/17	

※確保方策には地域ミニ放課後児童クラブ事業を含む。

④ 子育て短期支援事業

事業概要

事業区分	子育て短期支援事業（ショートステイ）
本市における事業名	ショートステイ（短期入所生活援助事業）
事業の概要	保護者の出産や疾病等の理由により家庭において養育が一時的に困難になった児童について、児童養護施設や乳児院等への短期入所により、必要な保護、生活援助を行う事業（原則として7日以内）。
実施状況	令和5年度：延べ利用日数144日 2歳未満：富山県立乳児院等 2歳以上：富山市立愛育園、ルンビニ園等
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	利用にあたっては、一時的に養育が困難になる理由を考慮していることから、未就学児を対象としたニーズ調査により算出した数値をもととしつつ、過去の利用実績を考慮し、量の見込みとする。
確保方策の考え方	居住地域に関わらず、全市的なサービス提供がふさわしいと考えられることから、市域全体を1区域として提供確保を行う。 今後、既存の施設に加えて里親に拡充することも検討する。
事業担当課	こども健康課

見込量と確保方策

図表5-24 ショートステイ（短期入所生活援助事業）の量の見込みと確保方策

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」人日

区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体	量の見込み	195	195	195	195	195
	未就学児	183	183	183	183	183
	就学児	12	12	12	12	12
	確保方策	195	195	195	195	195

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

事業区分	乳児家庭全戸訪問事業
本市における事業名	こんにちは赤ちゃん事業
事業の概要	2～3か月の乳児のいるすべての家庭を保健師、助産師、看護師等の専門職が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
実施状況	出生連絡票にて希望を把握した家庭は、新生児訪問として助産師による訪問を実施。 医療機関等からの支援連絡票にて把握した家庭やその他要支援家庭等には、保健福祉センターの保健師が訪問を実施。 上記以外の家庭には、概ね生後4か月までの期間に、看護師等が訪問を実施。 令和5年度実績：2,411件
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	0歳児の人口推計をもとに、量の見込みを算出する。
確保方策の考え方	量の見込みに対して、各区域において、保健師、助産師、看護師のいずれかが面接できるよう供給確保を継続する。
事業担当課	こども健康課・保健福祉センター

見込量と確保方策

図表5-25 こんにちは赤ちゃん事業の量の見込みと確保方策

単位：件

区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体	量の見込み	2,332	2,314	2,297	2,286	2,274
	確保方策	2,332	2,314	2,297	2,286	2,274

⑥ 養育支援訪問事業

事業概要

事業区分	養育支援訪問事業
本市における事業名	産前産後・養育支援訪問事業
事業の概要	養育支援が必要な家庭に対して、専門的相談支援として、保健師、心理相談員、栄養士等が家庭訪問を実施し、必要に応じて事例検討会を開催する。
実施状況	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）をはじめとして母子保健事業実施により把握した支援を必要とする乳幼児や妊産婦等に対し、居宅において保健師や心理相談員等が養育に関する相談、指導、助言等必要な援助を行う。 令和5年度実績：専門的相談支援 延1,160件
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	0歳児の人口推計をもとに、母子健康手帳交付時の面談で継続支援が必要な妊婦（支援プラン作成者）が約30%程度であり、過去の訪問実績から1件あたり1.5回の利用を想定し、量の見込みを算出する。
確保方策の考え方	量の見込みに対して、各区域において母子保健事業や医療機関との連携を強化し、対象者を迅速に把握して供給確保を継続する。
事業担当課	こども健康課・保健福祉センター

見込量と確保方策

図表5-26 産前産後・養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：件

区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体	量の見込み	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	確保方策	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050

⑦ 要保護児童等支援事業

事業概要

事業区分	要保護児童等支援事業
本市における事業名	子育て世帯訪問支援事業
事業の概要	家事や育児等に対して不安や負担を抱える妊産婦、子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防止する。
実施状況	こども家庭センターが、家庭訪問等の相談支援や関係機関からの連絡等により把握した、支援を必要とする子育て世帯の家庭に対し、訪問支援員が訪問し支援を実施。 1世帯あたり、10回（1回2時間以内）まで
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	国の手引きにより算出した数値を量の見込みとする。
確保方策の考え方	量の見込みに対して、訪問支援員（ヘルパー事業所）が対応できるよう供給確保を継続する。
事業担当課	こども健康課

見込量と確保方策

図表5-27 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体	量の見込み	330	330	330	330	330
	確保方策	330	330	330	330	330

事業概要

事業区分	要保護児童等支援事業（児童育成支援拠点事業）
本市における事業名	本市に該当事業なし
事業の概要	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。
確保方策の考え方	実施を検討する。

事業概要

事業区分	要保護児童等支援事業（親子関係形成支援事業）
本市における事業名	本市に該当事業なし
事業の概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。
確保方策の考え方	実施を検討する。

⑧ 地域子育て支援拠点事業

事業概要

事業区分	地域子育て支援拠点事業
本市における事業名	子育て支援センター事業
事業の概要	子育て親子の交流の促進、子育て等に関するサークル、講座・セミナー、相談・援助等を行う。 乳幼児から中学生までの子育て相談、心身の発達やしつけ、不登校、いじめ等の相談に対応している。
実施状況	富山駅前CiCビルや私立認定こども園、児童館等に、子育て支援センターを併設している。 令和5年度実績（累計） 親子サークル 20,041人 講座・セミナー等 7,098人 相談件数 8,086人（面接・電話） 地域活動 1,538人 ひろば 122,483人
提供区域の設定	12区域（教育・保育事業の設定と同じ）
量の見込みの考え方	ニーズ調査をもとに国の手引きにより算出した数値をもって、量の見込みとする。
確保方策の考え方	量の見込み及び利用実績に対して、施設数が少ない東部区域において、施設数を拡充する。 和合区域については、引き続き、西部区域とあわせて1か所を確保することとする。
事業担当課	子育て支援センター

見込量と確保方策

図表5-28 子育て支援センター事業の量の見込みと確保方策

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」か所、「利用実績」人日

区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 (合計)	量の見込み	17,277	16,773	16,663	16,591	16,527
	確保方策	16	16	17	17	17
	令和5年度利用実績	159,246				
①中央	量の見込み	3,575	3,518	3,490	3,474	3,471
	確保方策	3	3	3	3	3
	令和5年度利用実績	53,752				
②北部	量の見込み	1,506	1,383	1,383	1,383	1,383
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和5年度利用実績	4,795				
③和合	量の見込み	219	213	211	208	205
	確保方策	※ (1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	令和5年度利用実績	(4,389)				
④呉羽	量の見込み	614	596	588	582	574
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和5年度利用実績	3,687				
⑤西部	量の見込み	983	1,018	1,018	1,018	1,018
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和5年度利用実績	4,389				
⑥南部	量の見込み	2,336	2,257	2,237	2,222	2,210
	確保方策	2	2	2	2	2
	令和5年度利用実績	13,677				
⑦東部	量の見込み	5,313	5,175	5,153	5,142	5,125
	確保方策	2	2	3	3	3
	令和5年度利用実績	23,794				
⑧水橋	量の見込み	501	520	520	520	520
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和5年度利用実績	16,830				
⑨大沢野 ・細入	量の見込み	553	531	523	514	505
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和5年度利用実績	4,794				
⑩大山	量の見込み	198	198	198	198	198
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和5年度利用実績	7,403				
⑪八尾 ・山田	量の見込み	174	169	164	161	157
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和5年度利用実績	4,055				
⑫婦中	量の見込み	1,305	1,195	1,178	1,169	1,161
	確保方策	2	2	2	2	2
	令和5年度利用実績	22,070				

※和合区域については、引き続き、西部区域とあわせて1か所を確保する。

量の見込みの対象は0～2歳児、利用実績の対象は未就学児。

⑨ 一時預かり事業

a. 一時預かり事業（幼稚園型）

事業概要

事業区分	一時預かり事業（幼稚園型）
本市における事業名	預かり保育事業
事業の概要	幼稚園等の1号認定の在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、希望者を教育（保育）する。 園によって預かり保育の実施日、時間等の状況は異なる。
実施状況	市立：5施設 私立：54施設
提供区域の設定	12区域（教育・保育事業の設定と同じ）
量の見込みの考え方	国の手引きにより求められる数値が現在の利用実績から大きく乖離し過大であることから、令和5年度の利用実績を考慮し、量の見込みとする。
確保方策の考え方	12区域のいずれの区域においても、量の見込みに対して確保量が上回っていることから、現状を維持することにより供給確保を継続する。
事業担当課	こども保育課・学校教育課

見込量と確保方策

図表5-29 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策（市域全体）

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」人日／か所

区域	項目	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
市域全体	量の見込み	5,239	40,773	5,065	39,410	4,911	38,218	4,780	37,215	4,691	36,498
		46,012		44,475		43,129		41,995		41,189	
	確保方策	48,000		48,000		48,000		48,000		48,000	
		市立5、私立54		市立5、私立54		市立5、私立54		市立5、私立54		市立5、私立54	

補 足

【1号認定】

専業主婦家庭等で幼稚園の利用を希望する者（通常の1号認定児童）

【2号認定】

ひとり親家庭、共働き家庭等のうち、保育所・認定こども園ではなく、幼稚園の利用を希望する者（2号認定児童のうち、幼児期の学校教育の利用希望の強い者）

図表5-30 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策（区域別）

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」人日／か所

区域	項目	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
① 中央	量の見込み	1,418	11,036	1,371	10,667	1,329	10,345	1,294	10,072	1,269	9,880
		12,454		12,038		11,674		11,366		11,149	
	確保方策	13,000		13,000		13,000		13,000		13,000	
② 北部	量の見込み	373	2,903	361	2,805	350	2,720	340	2,650	334	2,598
		3,276		3,166		3,070		2,990		2,932	
	確保方策	3,500		3,500		3,500		3,500		3,500	
③ 和合	量の見込み	100	780	97	754	94	731	91	712	90	698
		880		851		825		803		788	
	確保方策	900		900		900		900		900	
④ 呉羽	量の見込み	425	3,310	411	3,199	399	3,102	388	3,021	381	2,963
		3,735		3,610		3,501		3,409		3,344	
	確保方策	3,800		3,800		3,800		3,800		3,800	
⑤ 西部	量の見込み	50	387	48	375	47	363	45	354	45	346
		437		423		410		399		391	
	確保方策	500		500		500		500		500	
⑥ 南部	量の見込み	1,397	10,876	1,351	10,512	1,310	10,195	1,275	9,927	1,251	9,736
		12,273		11,863		11,505		11,202		10,987	
	確保方策	12,300		12,300		12,300		12,300		12,300	
⑦ 東部	量の見込み	598	4,652	578	4,497	560	4,361	546	4,246	535	4,165
		5,250		5,075		4,921		4,792		4,700	
	確保方策	6,000		6,000		6,000		6,000		6,000	
⑧ 水橋	量の見込み	38	292	36	283	35	274	34	267	34	261
		330		319		309		301		295	
	確保方策	400		400		400		400		400	
⑨ 大沢野	量の見込み	97	757	94	731	91	709	89	690	87	677
		854		825		800		779		764	
	確保方策	900		900		900		900		900	
⑩ 大山	量の見込み	83	650	81	627	78	609	76	593	75	581
		733		708		687		669		656	
	確保方策	800		800		800		800		800	
⑪ 山八尾	量の見込み	104	805	100	779	97	755	95	735	93	721
		909		879		852		830		814	
	確保方策	1,000		1,000		1,000		1,000		1,000	
⑫ 婦中	量の見込み	556	4,325	537	4,181	521	4,054	507	3,948	497	3,872
		4,881		4,718		4,575		4,455		4,369	
	確保方策	4,900		4,900		4,900		4,900		4,900	

ｂ．一時預かり事業（幼稚園型以外）

事業概要

事業区分	一時預かり事業（幼稚園型除く） 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く） 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
本市における事業名	一時預かり保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 夜間養護等事業（トワイライトステイ）
事業の概要	<u>一時預かり保育事業</u> 保護者の都合（通院や治療、冠婚葬祭等）により家庭で保育ができない場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するために、保育所等に入所していない児童を一時的に預かる事業。 <u>ファミリー・サポート・センター事業</u> 児童の預かりを希望する保護者（依頼会員）と、援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。 <u>トワイライトステイ</u> 保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業（原則として3か月以内）。
実施状況	<u>一時預かり保育事業</u> 市立保育所13か所、私立施設57か所 令和5年度実績 5,496人 <u>ファミリー・サポート・センター事業</u> 令和5年度会員数 依頼会員 1,675人 協力会員 674人 両方会員 110人 利用回数 延べ3,804回 <u>トワイライトステイ</u> 2歳未満：富山市民病院院内保育室等 2歳以上：富山市立愛育園、ルンビニ園等
提供区域の設定	一時預かり保育事業＝12区域（教育・保育事業の設定と同じ） ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ＝1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	国の手引きにより求められる数値が現在の利用実績から大きく乖離し過大であることから、令和5年度の利用実績を考慮し、量の見込みとする。
確保方策の考え方	保育所で実施する一時預かり保育事業の供給量は、令和5年度実績をもとに算出した。 ファミリー・サポート・センター事業は、施設型サービスでなく会員間の相互提供型サービスであり、依頼会員と協力会員の間である程度広域的に需給調整が行われていることから、市域全体を1区域として供給量を算出した。 また、トワイライトステイは、居住地に関わらず、全市的なサービス提供がふさわしいと考えられることから市域全体を1区域として供給量を算出した。 これらの合計により得られる提供確保量は、5か年のいずれの年度においても、市域全体で量の見込みをカバーすることが可能である。
事業担当課	こども保育課・こども健康課・子育て支援センター

見込量と確保方策

図表5-31 一時預かり事業（幼稚園型以外）の量の見込みと確保方策

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」人日／か所

区域	項目	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 (合計)	量の見込み	一時預かり	5,039	4,871	4,724	4,600	4,512
		ファミリー・サポート	600	600	600	600	600
		トライアイトスタイ	25	25	25	25	25
		合 計	5,664	5,496	5,349	5,225	5,137
	確保方策	一時預かり	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090
			70	70	70	70	70
		ファミリー・サポート	600	600	600	600	600
		トライアイトスタイ	25	25	25	25	25
		合 計	5,785	5,785	5,785	5,785	5,785
① 中央	量の見込み	一時預かり	1,148	1,109	1,076	1,048	1,029
	確保方策	一時預かり	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
② 北部	量の見込み	一時預かり	609	588	571	556	545
	確保方策	一時預かり	610	610	610	610	610
③ 和合	量の見込み	一時預かり	26	25	24	23	23
	確保方策	一時預かり	30	30	30	30	30
④ 呉羽	量の見込み	一時預かり	355	343	333	324	318
	確保方策	一時預かり	360	360	360	360	360
⑤ 西部	量の見込み	一時預かり	100	97	94	91	89
	確保方策	一時預かり	110	110	110	110	110
⑥ 南部	量の見込み	一時預かり	638	617	598	583	571
	確保方策	一時預かり	640	640	640	640	640
⑦ 東部	量の見込み	一時預かり	1,045	1,010	980	954	936
	確保方策	一時預かり	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
⑧ 水橋	量の見込み	一時預かり	106	103	100	97	95
	確保方策	一時預かり	110	110	110	110	110
⑨ 大沢野 ・細入	量の見込み	一時預かり	248	240	233	227	222
	確保方策	一時預かり	250	250	250	250	250
⑩ 大山	量の見込み	一時預かり	219	212	205	200	196
	確保方策	一時預かり	220	220	220	220	220
⑪ 山八尾 ・山田	量の見込み	一時預かり	82	79	76	74	73
	確保方策	一時預かり	90	90	90	90	90
⑫ 婦中	量の見込み	一時預かり	463	448	434	423	415
	確保方策	一時預かり	470	470	470	470	470

⑩ 病児保育事業

事業概要

事業区分	病児保育事業
本市における事業名	病児・病後児保育事業
事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
実施状況	<病児・病後児対応型保育> 病気等により集団保育が困難な児童で、保護者の勤務などの都合で家庭で保育できない場合に一時的に児童を預けることができる。 また、一部の施設では送迎対応も実施。 令和5年度利用実績 延べ6,209人（11施設） <体調不良児対応型保育> 保育中の児童の突発的な体調不良に対応し、保護者が迎えに来るまでの間、看護師等が保育を行う。 令和5年度利用実績 延べ14,090人（60施設）
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	国の手引きにより求められる数値が現在の利用実績から大きく乖離し過大であることから、令和5年度利用実績をもとに、核家族化や定年延長制度の施行による影響を考慮して精算した数を、量の見込みとする。
確保方策の考え方	区域ごとの利便性をさらに向上させるため、病児・病後児対応型については民間による新規開設により、体調不良児対応型についても、私立保育施設における実施か所数の拡大や市立保育所の改築時に専用室を設ける等の方策により、実施施設の増加をめざす。
事業担当課	こども保育課

見込量と確保方策

図表5-32 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策（市域全体）

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」人日／か所

区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 （合計）	量の見込み	20,800	21,200	21,600	22,000	22,400
	確保方策	22,130	22,280	22,680	22,830	22,830
	病児・病後児対応型	12	12	13	13	13
	体調不良児対応型	61	62	62	63	63

見込量と確保方策

図表5-33 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策（区域別）

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」人日／か所

区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①中央	量の見込み	4,549	4,637	4,726	4,814	4,900
	確保方策	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
	病児・病後児対応型	3	3	3	3	3
	体調不良児対応型	16	16	16	16	16
②北部	量の見込み	1,278	1,302	1,327	1,351	1,376
	確保方策	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	5	5	5	5	5
③和合	量の見込み	896	913	930	947	964
	確保方策	970	970	970	970	970
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	2	2	2	2	2
④呉羽	量の見込み	1,249	1,273	1,297	1,321	1,345
	確保方策	1,250	1,400	1,400	1,400	1,400
	病児・病後児対応型	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型	1	2	2	2	2
⑤西部	量の見込み	565	575	586	597	608
	確保方策	610	610	610	610	610
	病児・病後児対応型	2	2	2	2	2
	体調不良児対応型	3	3	3	3	3
⑥南部	量の見込み	1,525	1,554	1,583	1,613	1,642
	確保方策	1,630	1,630	1,630	1,780	1,780
	病児・病後児対応型	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型	6	6	6	7	7
⑦東部	量の見込み	5,395	5,500	5,604	5,707	5,811
	確保方策	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850
	病児・病後児対応型	3	3	3	3	3
	体調不良児対応型	11	11	11	11	11
⑧水橋	量の見込み	114	116	118	120	122
	確保方策	130	130	130	130	130
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	2	2	2	2	2
⑨大沢野 ・細入	量の見込み	406	414	421	429	437
	確保方策	430	430	430	430	430
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	3	3	3	3	3
⑩大山	量の見込み	246	251	255	260	265
	確保方策	270	270	270	270	270
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	2	2	2	2	2
⑪八尾 ・山田	量の見込み	402	409	417	425	433
	確保方策	410	410	410	410	410
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	3	3	3	3	3
⑫婦中	量の見込み	4,175	4,256	4,336	4,416	4,497
	確保方策	4,300	4,300	4,700	4,700	4,700
	病児・病後児対応型	2	2	3	3	3
	体調不良児対応型	7	7	7	7	7

⑪ 子育て援助活動支援事業

事業概要

事業区分	子育て援助活動支援事業（就学児対象）
本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）
事業の概要	児童の預かり等の援助を受けることを希望する保護者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。 本部 1 か所、窓口 4 か所（入退会、マッチング）
実施状況	令和 5 年度会員数 依頼会員 1,675人 協力会員 674人 両方会員 110人 援助活動回数 3,804回 ※令和 5 年度時点で、未就学児をもつ保護者会員 44% 就学児をもつ保護者会員 56%
提供区域の設定	1 区域（市域全体）
量の見込みの考え方	国の手引きによるニーズ算出が、令和 5 年度利用実績より過小に出ていることから、実績をもとに量の見込みを算出する。
確保方策の考え方	本事業は施設型サービスでなく会員間相互の提供型サービスであり、ある程度広域的に需給調整が行われていることから、市域全体で確保方策を行う。 現状のサービス提供を維持し、供給確保を継続する。
事業担当課	子育て支援センター

見込量と確保方策

図表 5-34 ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）の量の見込みと確保方策

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」人日／か所

区域	項 目	令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和10年度		令和11年度	
		1～3 学年	4～6 学年	1～3 学年	4～6 学年	1～3 学年	4～6 学年	1～3 学年	4～6 学年	1～3 学年	4～6 学年
市域全体	量の見込み	1,650	650	1,650	650	1,650	650	1,650	650	1,650	650
		2,300		2,300		2,300		2,300		2,300	
	確保方策	利用者		2,300		2,300		2,300		2,300	
		本部		1		1		1		1	
		窓口		4		4		4		4	

⑫ 妊婦に対する健康診査事業

事業概要

事業区分	妊婦に対する健康診査事業
本市における事業名	妊婦一般・歯科健康診査事業
事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中適時に、必要に応じた医学的検査を実施する。
実施状況	母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票を14回分、妊婦歯科健康診査受診票を1回分交付。健康診査費用の自己負担は無料。 令和5年度：妊婦一般健康診査受診率 81.0% ※受診率は各健康診査の受診回数の合計／各健康診査の受診票交付枚数の合計 ※受診券14回分をすべて使用しない場合（予定日前の出産、妊娠中の入院、流死産等）も含まれます。 妊婦歯科健康診査受診率 36.9%
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	0歳の年齢人口推計を健診対象者数とみなし、国が妊婦一般健診の受診が望ましいとする14回と、市が妊婦歯科健診の受診を補助する1回の計15回を乗じた数を量の見込みとする。
確保方策の考え方	妊婦一般健康診査は、居住区域に関わらず市内13か所の医療機関（産婦人科）を含めた富山県内の医療機関（産婦人科）・助産所で受診ができる。さらに、里帰り等のため県外で受診した場合には健診費用の助成が受けられる。また、妊婦歯科健康診査は、市内178か所の医療機関（歯科）で受診できる。 このため、市域全体を1区域として供給体制を確保するものとし、今後も現状の受診しやすい体制を継続し、供給確保を継続する。
事業担当課	こども健康課

見込量と確保方策

図表5-35 妊婦一般・歯科健康診査事業の量の見込みと確保方策

単位：回

区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 (合計)	量の見込み	34,980	34,710	34,455	34,290	34,110
	確保方策	34,980	34,710	34,455	34,290	34,110
		【市内実施機関】妊婦一般健診13か所、妊婦歯科健診178か所				

⑬ 産後ケア事業

事業概要

事業区分	産後ケア事業
本市における事業名	産後ケア事業
事業の概要	通所（デイケア）、宿泊（ショートステイ）、訪問（アウトリーチ）等の産後ケアサービスを提供し、心身のケアや育児サポート等を行い、母親自身のセルフケア能力を高めるとともに、安心して子育てができるよう支援する。
実施状況	〔直営〕施設：まちなか総合ケアセンター内の産後ケア応援室 対象者：出産退院直後から産後4か月までの母子 さらに、「助産師ほっとライン」を開設し、助産師による24時間電話相談に対応する。 〔委託〕施設（通所、宿泊）：市内の指定産科医療機関 （訪問）：市内の指定助産院 対象者：出産退院直後から産後1年までの母子 出生児のきょうだい同伴可能
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	実績をもとに算出した直営分の数値と、国の手引きにより算出した委託分の数値の合計を量の見込みとする。
確保方策の考え方	量の見込みに対して、産後ケア応援室及び産科医療機関等が対応できるよう、供給確保を継続する。
事業担当課	まちなか総合ケアセンター（直営）・こども健康課（委託）

見込量と確保方策

図表5-36 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

単位：回

区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 （合計）	量の見込み	950	950	950	950	950
	確保方策	950	950	950	950	950
		【実施機関】 まちなか総合ケアセンター、 指定産科医療機関、指定助産院				

⑭ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要

事業区分	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
本市における事業名	こども誰でも通園事業 〔令和7年度：乳児等通園支援事業 令和8年度：乳児等のための支援給付〕
事業の概要	すべての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな制度（給付事業）。
実施状況	令和7年度に補助事業として開始し、令和8年度から給付事業として本格実施する。
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	国の手引きにより算出した数値をもって、量の見込みとする。
確保方策の考え方	すべての利用希望者が利用できる体制の維持・確保に努める。
事業担当課	こども保育課

見込量と確保方策

図表5-37 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保方策（市域全体）

単位：人

区域	項目	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 （合計）	量の見込み		139	135	134	133	132
		0歳児	56	56	56	55	55
		1歳児	44	44	43	43	43
		2歳児	39	35	35	35	34
	確保方策		150	150	150	150	150
		0歳児	60	60	60	60	60
		1歳児	50	50	50	50	50
		2歳児	40	40	40	40	40

⑮ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

事業区分	実費徴収に係る補足給付を行う事業
本市における事業名	実費徴収に係る補足給付事業補助金
事業の概要	新制度未移行幼稚園における食事の提供に要する費用（副食費）について各事業者によって行われる実費徴収に対し、世帯の所得状況等を勘案して、年収360万円未満世帯の子ども及び第3子を対象に市町村が定める基準に基づき助成する事業。
確保方策の考え方	該当施設（新制度未移行幼稚園）がないため、実施しない。

⑯ 多様な主体が参画することを促進するための事業

事業概要

事業区分	多様な主体が参画することを促進するための事業
本市における事業名	本市に該当事業なし
事業の概要	民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業。
確保方策の考え方	教育・保育事業の提供体制が充足しているため、実施しない。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 総合的な推進体制

本市では、部局横断的に施策を展開し、組織一体となって「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進していきます。

また、「子ども・子育て支援法」第72条第1項の規定に基づき、「富山市子ども・子育て会議」（「富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」）を設置し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定などの子ども・子育て支援事業に関する事項をはじめ、子ども・若者施策及び子育て施策について幅広く審議することとしています。そのため、「富山市子ども・子育て会議」は、児童福祉、保健・医療、教育・保育、就労など、幅広い分野の関係団体等の代表者や有識者などにより構成しています。

この計画の推進にあたっては、「富山市子ども・子育て会議」を通じ、幅広い意見の共有等により相互に連携を図ることで、総合的かつ計画的に推進していきます。

(2) 「こどもまんなか」の推進体制

本市においては、「こども基本法」第11条の規定を踏まえ、この計画の策定にあたって「富山市子どもの生活実態調査」や「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」、「富山市子ども・若者へのアンケート調査」を実施し、子ども及びその保護者の意見等の把握に努めています。

この計画の推進にあたっては、様々な機会を通じ、子ども及びその保護者のほか、若者の意見等の把握、反映に努めていきます。

なお、子ども及びその保護者、若者からの意見等については、「富山市子ども・子育て会議」に報告するとともに、必要な事項については関係団体や市民と共有し、「こどもまんなか」の気運の醸成を図ります。

2 進捗管理

(1) 進捗の把握と共有

この計画では、第3章において基本目標ごとに成果目標を掲げています。第2章に示したように、統計データやアンケート結果などにより定期的に子ども・若者と子育てを取り巻く現状や課題を把握し、施策・事業の実施状況とあわせて分析するなど、証拠に基づく子ども・若者施策及び子育て施策の推進を図る手法（EBPM）により、進捗管理を実施します。

この成果目標の進捗状況とともに、子ども・子育て支援事業の実施状況について、「富山市子ども・子育て会議」に報告し、意見等を聴取します。また、成果目標の進捗状況については、関係団体や市民とも情報を共有し、ともに成果目標の達成をめざすことにより、本市の子ども・若者施策及び子育て施策の効果的な推進を図ります。

(2) 計画や施策の見直し

この計画に示した成果目標や子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する進捗・実施状況、「富山市子ども・子育て会議」における審議状況、子ども及びその保護者、若者からの意見等、さらには、経済や社会の情勢の変化、国のこども・若者施策及び子育て施策のほか、関連する施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や施策の見直しを行うなど、適切な施策展開に努めます。

(3) こども・子育て支援推進施設の整備等

この計画の推進にあたり、子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を図るため、以下のこども・子育て支援推進施設の整備等に取り組んでいきます。

図表6-1 こども・子育て支援機能強化に係る施設整備及び子育て関連施設の環境改善計画

	施設名	整備等の内容	関連計画
1	保育所・認定こども園	ＩＣＴ化の推進（キャッシュレス決済の導入、登降園管理機能の導入施設拡充、午睡チェックシステム試験導入など）、照明設備のＬＥＤ化、建築物の老朽化長寿命化対策及び環境改善（躯体、屋根、外壁、内装、外構、電気設備、機械設備など）	富山市立保育所・認定こども園ＩＣＴ化推進計画、富山市立保育所・認定こども園ＬＥＤ化推進計画、富山市立保育所・認定こども園長寿命化計画
2	幼稚園	建築物の老朽化長寿命化対策及び環境改善（躯体、屋根、外壁、内装、外構、電気設備、機械設備など）	富山市学校施設長寿命化計画
3	健全育成室	避難口設置などの安全確保対策、建築物の老朽化長寿命化対策及び環境改善（躯体、屋根、外壁、内装、外構、電気設備、機械設備など）	
4	児童館	照明設備のＬＥＤ化、建築物の老朽化長寿命化対策及び環境改善（躯体、屋根、外壁、内装、外構、電気設備、機械設備など）	富山市立児童館ＬＥＤ化推進計画、富山市立児童館長寿命化計画
5	公園	遊具（ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジムなど）、建築物（休憩所、便所など）及び一般施設（ベンチ、花壇、柵、その他構造物など）の新設・更新・補修	富山市公園施設長寿命化計画
6	恵光学園	建築物の老朽化長寿命化対策及び環境改善（躯体、屋根、外壁、内装、外構、電気設備、機械設備など）	富山市恵光学園長寿命化計画
7	愛育園	照明設備のＬＥＤ化、建築物の老朽化長寿命化対策及び環境改善（躯体、屋根、外壁、内装、外構、電気設備、機械設備など）	富山市立愛育園長寿命化計画
8	野外教育活動センター	外部改修（炊飯棟、分宿棟、機械室棟、五右衛門風呂棟など）、クラック修繕（管理棟、管理棟前・駐車場アスファルトなど）、畳交換（分宿棟、炊飯棟など）、その他環境改善（沈砂池転落防止柵設置、多目的広場周辺側溝グレーチング設置、監視カメラ設置、天空双眼鏡設置など）	富山市野外教育活動センター施設整備計画
9	ファミリーパーク	建築物の老朽化長寿命化対策及び環境改善（動物舎、観察舎、遊園地、広場、便所、電気設備、機械設備など）	富山市ファミリーパーク施設維持管理計画
10	こども図書館、絵本コーナー（本館、地域館、分館）	建築物の老朽化長寿命化対策及び環境改善（躯体、屋根、外壁、内装、外構、電気設備、機械設備、手洗い場、カーペットなど）	

	施設名	整備等の内容	関連計画
11	科学博物館	体験型展示施設の整備（大地の成り立ちを学ぶプロジェクションマッピング、アンキロサウルス類骨格複製標本、水の力体験、打ち寄せる波、高山の気圧実験装置、水力発電機内部の可視化、しんきろう体験、光関連の体験、天体観察室の整備など）	富山市科学博物館展示更新計画
12	子育て支援センター	建築物の老朽化長寿命化対策及び環境改善（躯体、屋根、外壁、内装、外構、電気設備、機械設備など）	
13	まちなか総合ケアセンター	授乳コーナーの設置、建築物の老朽化長寿命化対策及び環境改善（躯体、屋根、外壁、内装、外構、電気設備、機械設備など）	
14	その他子育て関連施設等	上記施設以外のこども・子育て支援機能強化に係る施設整備及び子育て関連施設の環境改善（ハード）	

※計画内容の実施については、優先順位や予算編成過程の中での調整などにより、最終的に決定していきます。

資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年11月1日	第25回富山市子ども・子育て会議 (富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会) ・第3期富山市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた「ニーズ調査」及び「子どもの生活実態に関する調査」について
令和5年11月28日～12月25日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査 (就学前児童または小学生を持つ保護者、計10,000人を対象に実施)
令和5年12月5日～22日	子どもの生活実態調査 (小学5年生及び中学2年生とその保護者、計6,455人を対象に実施)
令和5年10月29日 令和6年1月28日・2月1・4日	子ども・若者・子育て世帯へのアンケート調査 (市内3会場で子どもや若者、子育て当事者を対象に実施)
令和6年3月19日	第26回富山市子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・富山市こども計画に関する調査について ①子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について ②子どもの生活実態調査について ③子ども・若者・子育て世帯へのアンケート調査等について
令和6年5月23日	第1回富山市こども計画策定委員会（庁内会議） ・富山市こども計画の策定について
令和6年5月29日	第27回富山市子ども・子育て会議 ・富山市こども計画の策定について
令和6年10月15日	第2回富山市こども計画策定委員会（庁内会議） ・（仮称）富山市こども計画の素案について
令和6年10月25日	富山市要保護児童対策地域協議会代表者会議 ・（仮称）富山市こども計画の素案に対する意見を伺う。
令和6年10月28日	第28回富山市子ども・子育て会議 ・（仮称）富山市こども計画の素案について ・第2期富山市子ども・子育て支援事業実施状況について
令和6年11月20日	第29回富山市子ども・子育て会議 ・（仮称）富山市こども計画の素案について
令和6年12月13日 ～令和7年1月6日	パブリックコメントの実施
令和7年1月14日	第3回富山市こども計画策定委員会（庁内会議） ・（仮称）富山市こども計画（案）について
令和7年1月20日	第30回富山市子ども・子育て会議 ・（仮称）富山市こども計画（案）について

2 富山市子ども・子育て会議（富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）

◆ 設置根拠

富山市社会福祉審議会条例（平成17年4月1日施行）

富山市社会福祉審議会運営要領（平成17年4月1日施行）

※上記により設置した児童福祉専門分科会を「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て会議に位置付けている。

◆ 主な所掌事務

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第2項に規定する特定教育・保育施設及び第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること
- ・子ども・子育て支援法第61条第7項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定または変更に関し、意見を述べること
- ・子ども・子育て支援法第72条第1項第4号に規定する子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議
- ・その他、児童福祉に関する事項の調査審議

◆ 委員名簿

令和7年1月31日時点

	氏 名	所属団体・役職名	備 考
1	浅岡 弘彦	富山市児童クラブ連絡協議会会長	
2	池舘 竜一	富山市認定こども園協議会会長	
3	池渕 晃	富山市小学校長会副会長	
4	石動 瑞代	富山短期大学幼児教育学科教授	
5	井上美友紀	富山市PTA連絡協議会副会長	
6	草野 寛明	富山市私立幼稚園・認定こども園協会会長	
7	棚瀬 静香	富山市地域児童健全育成指導員連絡協議会会長	
8	棚橋 京子	富山市母子寡婦福祉連合会会長	
9	西舘 有沙	富山大学教育学部准教授	
10	橋本 英徳	富山商工会議所事務局長	
11	宮田 伸朗	富山短期大学名誉教授	会 長
12	八木 信一	富山市医師会理事	
13	山村 敏博	富山市民生委員児童委員協議会会長	
14	和田 麗子	富山市母親クラブ連絡協議会相談役	

※五十音順、敬称略

3 富山市こども計画策定委員会

◆ 設置根拠

富山市こども計画策定委員会設置要綱（令和6年5月13日施行）

◆ 主な所掌事務

- ・計画の案の作成に関すること
- ・その他、計画の策定に係る必要な事項に関すること

◆ 構成員

令和7年1月31日時点

	所属部局	職 名	備 考
1	こども家庭部	次長	座 長
2		次長（保育・児童健全育成担当）	
3		こども支援課長	
4		こども保育課長	
5		こども福祉課長	
6		こども健康課長	
7		子育て支援センター所長	
8	企画管理部	企画調整課長	
9	財 務 部	財政課長	
10	防災危機管理部	防災危機管理課長	
11	福祉保健部	福祉政策課長	
12	市民生活部	地域コミュニティ推進課長	
13	環 境 部	環境政策課長	
14	商工労働部	商工労政課長	
15	農林水産部	農政企画課長	
16	活力都市創造部	都市計画課長	
17	建 設 部	建設政策課長	
18	上下水道局	経営企画課長	
19	病院事業局	経営管理課長	
20	教育委員会	教育総務課長	
21	消 防 局	総務課長	

4 計画策定にかかる調査の概要

◆ 調査の目的

①子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

第3期富山市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、必要な情報を得るため、子育て家庭のニーズについて動向分析等を行い、本市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的に実施しました。

②子どもの生活実態調査

本市における子どもや家庭の生活等の実態を把握し、今後の子ども・子育てにかかる施策に反映することを目的に実施しました。

③子ども・若者・子育て世帯へのアンケート調査

まちなかのイベントや施設を訪れる子どもや若者、子育て当事者から、子どもや子育てに関する生の声をより多く集め、今後の本市のこども計画の策定に活かすことを目的に実施しました。

◆ 調査の実施方法と回収結果

①子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査		
調 査 対 象	就学前児童を持つ保護者	小学生を持つ保護者
調 査 期 間	令和5年11月28日～12月25日	令和5年11月28日～12月8日
調 査 方 法	郵送により配布・回収（Web回答も可）	小学校を通じて配布・回収
配 布 数	7,500人	2,500人
回 収 数	3,933人	2,383人
回 収 率	52.4%	95.3%
②子どもの生活実態調査		
調 査 対 象	小学5年生とその保護者	中学2年生とその保護者
調 査 期 間	令和5年12月5日～22日	
調 査 方 法	小学校を通じて配布・回収	中学校を通じて配布・回収
配 布 数	3,159人	3,296人
回 収 数	児童2,920人 保護者2,926人	児童2,800人 保護者2,786人
回 収 率	児童 92.4% 保護者 92.6%	児童 85.0% 保護者 84.5%
③子ども・若者・子育て世帯へのアンケート調査		
調 査 対 象	子ども（小学校高学年程度以上）・若者	子育て当事者（保護者）
調 査 日 調 査 場 所	令和5年10月29日：越中大手市場トランジットモール会場周辺 令和6年1月28日：商業施設「ファボーレ」（ときめきの広場ほか） 2月1・4日：富山駅南北自由通路 3会場で計4回実施	
調 査 方 法	街頭調査（記入またはヒアリング）	
回 収 数	755人	333人

5 用語解説

あ行

■アウトリーチ

自ら支援を求めることが難しい人や支援につながることに拒否的な人に対し、支援を届けるため、積極的な訪問などにより、支援や情報を届けること。

■育さぼとやま

富山市が行っている子育て支援の情報をわかりやすくまとめたウェブサイトのこと。

■いじめの解消率

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づく統計で、当該年度の小・中学校におけるいじめの認知件数のうち、いじめの行為が少なくとも3か月間止み、かつ、被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていない案件が占める割合のこと。

■EBPM

Evidence Based Policy Making の略。政策の企画をエピソードなどに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で客観的データなど合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする事。

■医療的ケア児

日常生活や社会生活を営むために人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引などの医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠な児童。

か行

■核家族化

核家族とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、ひとり親と子どもからなる世帯のこと。これら世帯数が増加し、三世帯（夫婦、子どもと夫婦の父母からなる世帯等）以上の世帯数が減少する状態のこと。

■学童期

小学生年代。

■企業主導型保育事業

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供する事業で、企業が設置する保育施設や企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、その整備費や運営費の助成を国が直接行うもの。

■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を表す値。

■子育て支援センター

子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援等に関する講習の実施などを行う施設。

■こども家庭センター

市区町村において、妊婦や乳幼児の保護者を支援する「子育て世帯包括支援センター」と、虐待や貧困といった問題を抱える家庭を支援する「子ども家庭総合支援拠点」を一元化し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉と母子保健の両面から一体的に相談支援を行う機関。

■こどもまんなか

すべての子どもや若者が幸せに暮らせるように、常に子どもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていくこと。

さ行

■ジェンダー

人間に、生まれつきの生物学的性別がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。

■思春期

中学生年代から概ね18歳まで。

■児童発達支援

集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。

■児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

■社会的養護

保護者のない児童、（児童虐待等により）保護者に監護させることが適当でない児童等を公的責任において社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

■周産期医療

周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいい、周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のこと。

■重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する市町村の事業。

■障害児通所支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を提供するサービス。

■スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者で、児童生徒、保護者、教職員の当面する悩みなどについて相談に応じ、適切な指導・助言を行う者。

■スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家。

■生活困窮者自立支援制度

平成 25 年に公布された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体が自立相談支援事業や住居確保給付金の支給などを行う制度。

■青年期

概ね 18 歳から概ね 30 歳未満。

た行

■地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズに対応するとともに、待機児童を解消するため、保育所（原則 20 人以上）より少人数の単位で 0 歳から 2 歳の乳幼児を保育する事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の 4 種類があり、市町村の認可が必要。

- | | |
|------------|---|
| ①小規模保育事業 | 0 歳から 2 歳の乳幼児を対象に、少人数（定員 6～19 人）できめ細かな保育を行う事業。 |
| ②家庭的保育事業 | 0 歳から 2 歳の乳幼児を対象に、家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員 5 人以下）できめ細かな保育を行う事業。 |
| ③居宅訪問型保育事業 | 0 歳から 2 歳の乳幼児を対象に、障害や疾患などにより個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において一対一で保育を行う事業。 |
| ④事業所内保育事業 | 0 歳から 2 歳の乳幼児を対象に、企業等の事業所の保育施設などで、従業員の子供と地域の子供を一緒に保育する事業。 |

■地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

■デイケア

日中、施設に通い受ける支援。

■DV

Domestic Violence の略。配偶者や交際相手など、親密な関係にある、または、あった者から振られる暴力のこと。子どものいる場合、その子への影響も懸念されている。

■等価世帯収入

家族人数による差を調整するため、当該世帯の収入を同居している家族人数の平方根で除した金額（世帯年間収入÷ $\sqrt{\text{家族人数}}$ ）。

■特定教育・保育施設

保育所、幼稚園、認定こども園などのうち、施設型給付費を受ける施設として、市町村長が「確認」した「教育・保育施設」のこと。

■特定妊婦

児童福祉法において、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とされている。若年や貧困、障害などによる育児困難、DVなどの困難な状況を抱えていたり、複合的な問題を抱えているケースがある。

■共働き・子育て

共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、夫婦共に子育てもしていくこと。そのための制度づくりや意識の醸成が求められている。

■な行

■ニート

労働力調査における 15～34 歳の非労働力人口（就業者、完全失業者を除く人口）のうち、家事も通学もしていない人のこと。若年無業者ともいう。

■認可外保育施設

児童福祉法第35条に基づき設置された「認可保育所」以外で、保育を目的に子どもを預かる施設の総称。

は行

■発達障害

発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとされている。

■ひきこもり

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態のこと。

■フリースクール

一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。

■保育教諭

学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園で働く職員で、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有している者のこと。

■放課後等デイサービス

就学している障害のある児童に、放課後や夏休み等の学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービス。

ま行

■ママ手帳

母子健康手帳とともに交付される手帳で、子育てケアプラン（セルフプラン）や産婦健康診査の結果、産後のこころとからだについて記録できる。

や行

■ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

■U・I・Jターン

生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、再び生まれ育った故郷に移住する「Uターン」、生まれ育った故郷から進学や就職を機に故郷にはない要素を求め、故郷とは別の地域に移住する「Iターン」、生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、故郷にほど近い地方都市に移住する「Jターン」の総称。

■要支援児童

児童福祉法において、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」（要保護児童を除く）とされている。

■要保護児童

児童福祉法において、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童」とされている。保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや虐待を受けている子どもなどが該当する。

ら行

■療育

障害のある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助のこと。

■レスパイト

子育てや障害のある児童等の介護で疲弊している家族に必要な休息のこと。一時的に子育てや介護を代替するサービスを利用することで、リフレッシュが図られている。

わ行

■若者

こども大綱において「思春期及び青年期の者」、すなわち、中学生年代から概ね 30 歳未満、施策によってはポスト青年期の者も対象とする、とされている。

富山市こども計画

発行年月	令和 7 年 3 月
発 行	富山市
編 集	こども家庭部こども支援課 〒930-8510 富山市新桜町7番38号 TEL 076-443-2252 FAX 076-443-2169 URL https://www.city.toyama.lg.jp

